

第 2 回臨時会

平成25年 4 月 24 日開会

平成25年 4 月 24 日閉会

第 3 回臨時会

平成25年 5 月 1 日開会

平成25年 5 月 1 日閉会

第 4 回定例会

平成25年 6 月 10 日開会

平成25年 6 月 21 日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第2回臨時会

○4月24日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第46号から議案第58号までの13議案一括議題	4
日程第4	質疑	12
日程第5	討論・採決	12

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成25年 第2回臨時会 (4月)	議案第46号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	4月24日
〃	議案第47号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町一般会計補正予算（第7号））	原案承認	4月24日
〃	議案第48号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	4月24日
〃	議案第49号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度後期高齢者特別会計補正予算（第5号））	原案承認	4月24日
〃	議案第50号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	4月24日
〃	議案第51号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））	原案承認	4月24日
〃	議案第52号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））	原案承認	4月24日

平成25年 第2回臨時会 (4月)	議案第53号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))	原案承認	4月24日
〃	議案第54号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))	原案承認	4月24日
〃	議案第55号	町長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	4月24日
〃	議案第56号	教育委員会委員の任命について	原案同意	4月24日
〃	議案第57号	固定資産評価員の選任について	原案同意	4月24日
〃	議案第58号	財産の取得について	原案可決	4月24日

◎第3回臨時会

○5月1日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	24
日程第2	会期決定の件	24
追加日程第1	議長辞職の件	25
追加日程第2	議長選挙	26
追加日程第3	副議長辞職の件	29
追加日程第4	副議長選挙	30
日程第3	常任委員会委員の選任	31
日程第4	議会運営委員会委員の選任	35
追加日程第5	各種委員の推薦について	36
日程第5	議案第59号について(監査委員選任)	37
日程第6	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	38
日程第7	広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について	39

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成25年 第3回臨時会 (5月)	議案第59号	監査委員の選任について	原案同意	5月1日

◎第4回定例会

○6月10日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	43
日程第2	会期決定の件について	43
日程第3	議案第60号から議案第68号までの9議案並びに意見書案2件、報告4件 一括上程	44

○6月12日(第2号)

日程第1	総括質疑	52
日程第2	常任委員会付託	55
日程第3	議案第67号、第68号及び意見書案第2号、第3号の質疑・討論・採決	55

○6月19日(第3号)

日程第1	追加議案第69号の取り扱いについて	60
日程第2	一般質問	61
	7番 上西 祐子君	61
	4番 内村 立吉君	69
	6番 指宿 秋廣君	77
	1番 池邊 美紀君	95
	3番 堀内 義郎君	103

○6月20日(第4号)

日程第1	一般質問	118
	10番 池田 克子君	118

○6月21日(第5号)

日程第1	常任委員長報告	132
日程第2	質疑（議案第60号から議案第66号までの7議案）	135
日程第3	討論・採決（議案第60号から議案第66号までの7議案）	137
日程第4	議案第69号上程	141
日程第5	質疑・討論・採決（議案第69号）	143
日程第6	議員派遣の件について	148

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成25年 第4回定例会 (6月)	議案第60号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案可決	6月21日
〃	議案第61号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案否決	6月21日
〃	議案第62号	三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決	6月21日
〃	議案第63号	平成25年度三股町一般会計補正予算(第1号)	原案可決	6月21日
〃	議案第64号	平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月21日
〃	議案第65号	平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月21日
〃	議案第66号	平成25年度介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月21日
〃	議案第67号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	6月12日
〃	議案第68号	監査委員の選任について	原案同意	6月12日

平成25年 第4回定例会 (6月)	議案第69号	一般職の職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例	原案可決	6月21日
〃	意見書案 第2号	少人数学級の推進などの定数改善と義務 教育費国庫負担制度2分の1復元を はかるための、平成26年度政府予算 に係る意見書(案)	原案可決	6月12日
〃	意見書案 第3号	「原発事故子ども・被災者支援法」に 基づく具体的施策の早期実施を求める 意見書(案)	原案可決	6月12日
〃	報告第2号	平成24年度三股町一般会計繰越明許 費繰越計算書の報告について		
〃	報告第3号	平成24年度三股町水道事業会計継続 費繰越計算書の報告について		
〃	報告第4号	三股町土地開発公社の平成25年度事 業計画及び予算		
〃	報告第5号	三股町土地開発公社の平成24年度事 業決算の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	上西 祐子	1 道州制をめぐっての動きとその問題点を聞く	① そもそも道州制とは地方自治体をどうしようとしていくのか住民に知らされていないが、問題点や、一体何をもちたらすのか、自治体がどう変わるのか、情報を町民に与えるべき時期はいつなのか。 ② 町長の個人的意見(道州制に対して)を聞きたい。	町 長
		2 女性職員の幹部への登用はどう考えるか。	① 本町には、課長職に女性がいないがこれからは、男性・女性区別なく積極的に優秀な人材を登用すべきと考えるがどう思うか。	町 長
		3 風疹の予防接種に補助をすることはできないか。	① 風疹が流行しているが感染すると胎児に影響が及ぶとされている。20代半ばから40代までの予防接種を受けていない谷間の世代にいる人達に費用を補助して受けられる様にできないか。	町 長

2	内村 立吉	1 畜産について	<p>① 口蹄疫前の県内の和牛生産農家の戸数・頭数について、現在と比べてどのようなものであるか伺う</p> <p>② 市場別の頭数はどのようなものであるか伺う。</p> <p>③ 都城市は、畜産課内に、共進会对策室を新設、2017年の宮城県で開催される全国和牛能力共進会について準備すると、本町としての取組みについて伺う。</p> <p>④ 本県で発生した口蹄疫をめくり、県などが特例で県有雄牛を移動制限区域外に移動させたのは、家畜伝染病予防法違反の疑いがあるとして、全国の畜産農家43人が告発した問題は、不起訴処分として発表されたことについて伺う。</p>	町 長
		2 食について	① 食物アレルギーについて伺う	町 長
		3 地域からの要望の進展について	<p>① 宮村寺柱地区のくいまーるについて伺う。</p> <p>② 防火水槽のタンクの蓋の所に、夜中でもわかる塗料を塗ったらということについて伺う。</p>	町 長
3	指宿 秋廣	1 道州制への基本的考え方を問う。	① 町長としての決意を問う。	町 長
		2 自然エネルギー発電の本町の取り組み状況を問う。	① 太陽光発電用敷地のために宮崎市は、学校等の敷地を民間への貸し出ししているが、取り組むことは出来ないか。	町 長
		3 アグレッシブタウン・アスリートタウンの考え方について	① 本町の、施設貸し出しの優先順位を無料(中学生)と有料(住民や町外者)の優先順位について。	町 長 教育長
		4 広域消防の実態について	<p>① 救急車の出動状況を伺う。</p> <p>② 医師会病院が、新たな場所に建設されることに伴う救急車の本町に配置をする考えはないか。</p>	町 長

4	池邊 美紀	1 過疎化対策について	① 長田地区の過疎化対策の今後の方針。町営住宅の計画と長田峡整備、物産館の可能性。 ② 梶山地区宅地分譲における今後の方針。	町 長
		2 選挙事務について	① 投票率向上のために、軽微な選挙事務を若い世代に有償ボランティアでの活用はできないか。	町 長
		3 フェイスブックについて	① 行政のフェイスブック活用の今後の可能性。	町 長
5	堀内 義郎	1 三股町アグレッシブタウン基本構想について(三股町スポーツ振興基本計画の中で、本町の目指す将来像について)	① 策定業務に予算が組まれているが、具体的な内容について問う。 ② スポーツ施設の整備と競技力向上のための支援体制の充実の中で、町営テニスコート場の南側に防衛ネットの整備や、技術力向上のためスポーツ少年団に施設整備の支援ができないか問う。	町 長
		2 町道三股駅・小鷺巣線の通行について	① 三股駅・小鷺巣線の交通安全について、路線沿いにある交差点は、谷・楢田・中米地区方面から進入する際、歩道に白い柵が設置されているため左右が見にくく、安全確認しにくいと聞くが改善できないか問う。	町 長
		3 木材の利活用について	① 長田地区過疎対策事業で長田団地の1戸建て住宅について、1戸建ての住宅はどういう構造で、木材利用促進法との兼ね合いはどうなっているか問う。 ② 木材利用ポイント制度の現状について、町内の事業者(施行・交換商品等提供)の申請受付状況はどうか問う。 ③ 中国木材の日向市進出の影響について、平成27年に第1期工場稼働を予定している中国木材が、本町林業にどのような影響を受けるか問う。 ④ 地元産材住宅の助成について、消費増税前の駆け込み需要後の反動が懸念されるが、地元産材を使った個人住宅に助成することはできないか問う。	町 長

6	池田 克子	1 胃がん撲滅について	① 胃がんで死亡した人数と患者数の統計は調査したことがあるのか。 ② 胃がん検診の受診率向上への対策はとっているのか。 ③ 胃がん検診にピロリ菌の検査を導入できないか。	町 長
		2 生活環境への配慮とゴミ減量化対策について	① 農地からの悪臭が住宅街を悩ませている問題への対策について。 ② 都城クリーンセンター設置に伴う負担を考える時、ゴミの減量化が急がれる、対策について。 ③ 生ゴミと畜産廃棄物・剪定くず等合わせた堆肥センターの設置について。	町 長

三股町告示第12号

平成25年第2回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年4月19日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成25年4月24日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

平成25年 第2回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成25年4月24日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成25年4月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第46号から議案第58号までの13議案一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第46号から議案第58号までの13議案一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 8番 大久保義直君 | 9番 重久 邦仁君 |
| 10番 池田 克子君 | 11番 山中 則夫君 |
| 12番 桑畑 浩三君 | |
-

欠席議員（1名）

- 7番 上西 祐子君
-

欠 員（なし）

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

書記 久寿米木和明君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君	地域政策室長	西村 尚彦君
税務財政課長	山元 宏一君	町民保健課長	上村 陽一君
福祉課長	岩松 健一君	産業振興課長	丸山浩一郎君
都市整備課長	下沖 常美君	環境水道課長	鍋倉 祐三君
教育課長	山元 道弥君	会計課長	財部 一美君

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

開会前ではありますが、上西さんより欠席の届け出がござっておりますので、報告いたします。

また、広報編集常任委員会から写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しております。

続いて、今回の4月の人事異動にともなう新任課長の紹介をお願いします。教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 今紹介をいただきました、新しく教育課長のほうを拝命いたしました山元道弥と言います。出身は勝岡でございます。今後、法令を順守しながら教育行政を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、ただいまから平成25年第2回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、内村君、6番、指宿君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る4月19日、委員会を開催し、本日招集されました平成25年第2回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます町長提出議案は合計13件、その内訳は補正予算案8件、条例2件、人事案件2件、その他1件であります。

これら、提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される13議案については委員会への付託を省略し、全体審議で措置することを決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される議案第46号から第58号の13議案については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置し、以下の議事を進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される議案第46号から第58号の13議案については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置し、議事を進めることに決定しました。

日程第3. 議案第46号から議案第58号までの13議案一括議題

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第46号から第58号の13議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成25年第2回三股町議会臨時会に上程いたしました、各議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号から第54号までの9議案については、すべて、去る、平成25年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が4月1日に施行されたことに伴い改正するものであります。改正の趣旨としては、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するなどの措置を講ずることとされたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第47号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額96億1,253万6,000円に、歳入歳出それぞれ3,756万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億7,497万5,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は収入実績見込みにより、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等は、交付決定によりそれぞれ増減補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定及び交付決定見込みにより増減補正したものであります。

財産収入は、町有地売り払いによる増額補正であります。

町債においては、それぞれ事業の実績により、減額補正したものであります。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項においてそれぞれ各種事務事業の実績に基づき執行残、不用額を減額補正したものであります。

民生費においては、老人福祉費の介護保険会計への繰出金、児童福祉費の保育所運営費負担金の減額が主なものであります。

衛生費においては、保健衛生総務費の都城地域健康医療ゾーン整備事業負担金・補助金の建設分未執行分が減額の主なものであります。

農林水産業費においては、農業総務費の宮村南部地区農業集落排水事業会計への繰出金の減額のほか、実績により青年就農給付金事業をはじめとする各種事業補助金の減額が主なものであります。

土木費においては、公共下水道事業繰出金の減額、住宅管理費において住宅リフォーム助成事業補助金の減額、住宅建設費において塚原団地外溝工事費の執行残による減額が主なものであります。

教育費においては、幼稚園就園奨励費補助金の実績による減額のほか、小中学校費において、要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績による減額、需用費等の執行残による減額、また社会

教育費において勝岡城跡西側斜面崩壊部補強工事の執行残をそれぞれ減額したものであります。

公債費は、利子の決定により減額したものであります。

諸支出金は、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分を財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金、人材育成基金及び西部地区体育館整備基金に積み立てるため増額補正し、予備費は、24年度の実質収支額を見込んで、増額補正したものであります。

次に、議案第48号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額29億5,798万7,000円に歳入歳出それぞれ6,283万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,082万1,000円としたものであります。

歳入については、国民健康保険税、療養給付費等負担金、療養給付費等交付金は増額し、財政調整交付金、県支出金の減額が主なものであります。

歳出については、特定健康診査等事業費の減額と予備費の増額が主なものであります。

次に、議案第49号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額2億1,754万3,000円から歳入歳出それぞれ25万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,729万2,000円としたものであります。

保険料の還付金について歳入歳出それぞれ不用額を減額したものであります。

次に、議案第50号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額19億5,262万7,000円から歳入歳出それぞれ3,412万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,850万4,000円としたものであります。

歳入については介護保険料、県支出金、一般会計繰入金を減額し、国庫支出金、財産収入を増額したものであります。歳出については保険給付費を減額し、基金積立金として介護給付準備基

金積立金の利子相当額を積み立てるものであります。

次に、議案第51号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額1,239万1,000円から歳入歳出それぞれ65万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,174万1,000円としたものであります。

歳入についてはサービス収入、緒収入を減額し、繰入金を増額し、歳出については介護予防プラン作成委託料を減額したものであります。

次に、議案第52号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額4,896万円から歳入歳出それぞれ120万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,775万9,000円としたものであります。

歳入については、使用料及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出については、工事請負費、委託料、使用料及び賃借料を減額し予備費を増額したものであります。

次に、議案第53号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額4,272万2,000円から歳入歳出それぞれ257万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,014万4,000円としたものであります。

歳入については、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出については、工事請負費と委託料の減額が主なものであります。

次に、議案第54号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額4億9,376万4,000円から歳入歳出それぞれ992万

2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,384万2,000円としたものであります。

歳入につきましては、受益者負担金、使用料の増額と県支出金、一般会計繰入金、町債の減額が主なものであります。

歳出については、実施設計委託料、水道管移設負担金、積立金の減額が主なものであります。

次に、議案第55号「町長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

教育長の問題につきましては、町民の皆様大変ご迷惑をおかけしたところでございます。この問題に対する責任を明らかにするため、平成25年5月1日から平成25年5月31日までの間における私の給与を減額するもので、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第56号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育については、国際化、情報化等の進展と相まって、いじめの増大等、大きな社会問題化しております。

また、生涯学習の推進や、香り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員会委員の機能と役割は大きなものがございます。

現在、本町の教育委員会委員は1名が欠員となっております。

そこで、後任につきまして、種々検討の結果、宮内浩二郎氏を最適任者として任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第57号「固定資産評価員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は固定資産評価員の選任について議会の同意を求めるものであります。

ご存じのように同評価員は町内の固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第404条の規定により、その設置が定められているところではありますが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来、本町における評価員は所管の税務主管課長を選任いたしておりますが、4月1日付の人事異動によりまして、主管課長に異動があり、山元宏一氏を固定資産評価員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第58号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

本案は、ふれあい中央広場用地の取得について、三股町土地開発公社と売買仮契約を締結しま

したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、13議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認下さるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） おはようございます。私のほうから議案46号について補足説明をさせていただきます。

お手元の議案をごらんいただきたいと思います。1から2ページに条例の改正条文がございますが、それに税条例の新旧対照表が3から7ページ、そしてA4で1枚資料が添付されていると思います。改正案はなかなか中身がわかり辛いので、まず資料の特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等について概要説明をいたしまして、次に国保税条例の一部改正案、改正条例を説明をしたいと思います。

まず、1枚紙の資料、軽減特例措置の延長等をごらんいただきたいと思います。表題、白抜きで、平成25年度税制改正の大綱ということで、これは1月に閣議決定されたものの抜粋ですが、読み上げますと、国民健康保険の被保険者であったものが国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加えまして、その後、3年間4分の1減額する措置を講ずると。そして、①で、保険税軽減制度にかかわる特例として、下の網掛けした枠の中に具体的なモデル例が示されておりますけれども、夫婦2人世帯、夫世帯主が75歳以上、妻が75歳未満の場合で、20年3月までとその下に現行制度は書いてありますが、35万円掛ける世帯に属する被保険者数と同一世帯所属者の合計数プラス33万円以下というふうになり、この薄い太字でアンダーラインを引いてある部分、特定同一世帯所属者の合計数が従前と同様な軽減措置が受けられるよう、恒久化されたものでございます。

この特定同一世帯所属者というのは後期高齢者医療制度の適用により、国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方のことです。

次に、②世帯割に係る配慮についてですが、2人世帯で1人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯、特定世帯となるものについて、世帯割額を半分にする措置について、これは現行5年間措置されることになってはいますが、平成20年4月に法律施行を5年経過しまして、それにさらに3年間延長し、軽減割合を4分の1、軽減措置を行うというものであります。

そういった制度改正を踏まえまして、条例の一部改正の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。3ページになりますけれども、左が旧、右が新となっております。右の新の方を見てい

ただいて、第5条の2が世帯別平等割額ですが、1号が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯ということで1万8,000円、そしてこの文中に特定世帯の激変緩和措置の5年間と特定継続世帯の延長3年間を表現してあります。

2号のほうは逆というふうになっておりますが、金額が出ておりませんが、これが特定世帯で1万8,000円の2分の1の9,000円が掲げてあります。そして、新規に3号として特定継続世帯、3年間延長に係る分ですが、1万8,000円の4分の1減じた4分の3の1万3,500円をここに掲げてあります。

次に、7条の3が後期高齢者支援金等の世帯別平等割額ですが、これも7,000円の4分の3の5,250円がうたってあります。

4ページのほうをごらんください。第23条が税額の軽減についてですが、第1号から第3号までの納税義務者区分に応じまして、それぞれ条文中に、及び特定継続世帯を加え、新規に10分の7、10分の5、10分の2の軽減にそれぞれ3号として特定継続世帯を掲げてあります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 一般会計の専決補正につきまして補足説明を申し上げます。

一般会計の補正予算をごらんください。2ページをごらんください。歳入であります。調整としましては収入実績見込みによりまして1,200万7,000円を増額補正しまして18億5,599万6,000円としております。

続きまして、地方譲与税であります。交付決定によりまして1,142万2,000円を減額し1億3,346万8,000円。続きまして地方消費税交付金であります。交付決定によりまして2,175万3,000円減額しまして1億9,204万2,000円、地方交付税におきましても、交付決定によりまして1億9,037万6,000円を増額しまして29億6,225万1,000円の予算としております。

国庫支出金につきましては、交付決定よりその見込みによりまして、7,344万6,000円を増額し17億3,935万5,000円、そして県支出金につきましては1,622万9,000円を減額補正しまして7億9,912万8,000円の予算としております。

財産収入につきましては、町有地の売り払い等によりまして1,509万9,000円を増額しまして3,213万5,000円の予算としております。

町債につきましては、都城地域医療ゾーン建設事業の入札延期によりまして1億3,790万円を減額、ふれあい中央広場整備事業を町債から国庫支出金の新規の現金、臨時交付金に組みかえまして1億1,210万円の減額補正をしております。

歳出であります。歳出は各種事業実績に基づき執行残金額を減額したものであります。

37ページをごらんください。一番下、民生費ですが、介護保険会計繰入金、これを2,713万2,000円、そして39ページをごらんください。児童運営費の中の保育所運営費負担金795万5,000円の減額をしたものが主なものであります。

41ページをごらんください。衛生費におきましては、先ほど言いました都城地域医療ゾーン整備事業の負担金補助金の未執行分としまして1億4,921万6,000円の減額補正したものが主なものとなっております。

続きまして、45ページのほうをごらんください。農林水産業費であります。真ん中あたりの繰出金であります。宮村南部地区農業集落排水事業繰出金244万1,000円、46ページをごらんください。負担金補助金であります。青年就農給付金事業補助金300万円を初めとする各種補助金の減額が主なものであります。

続きまして、51ページごらんください。土木費であります。一番上であります。公共下水道事業の繰出金320万円減額ですね。52ページであります。真ん中あたりになります。負担金補助金であります。住宅関係の負担金補助金を756万8,000円、そしてそのちょっと下になりますが、塚原団地外構工事の執行残が875万円の減で、これが主なものであります。

54ページをごらんください。教育費であります。真ん中あたりになります。幼稚園就園奨励費補助金266万6,000円の減額、そして55ページから56ページにかけてですが、小学校及び中学校費の要保護及び準要保護児童生徒の扶助費、小学校が309万5,000円、で56ページ、中学校が315万4,000円、そして57ページであります。文化財保護費の勝岡城址西側斜面崩壊部補強工事、これの執行残801万2,000円を減額するのが主なものであります。

60ページをごらんください。60ページ公債費であります。利子の決定等によりまして不用額1,000万円を減額しております。

続きまして61ページであります。基金積立につきましては、財政調整基金1億3,000万円、で公共施設等整備基金1億1,769万円、で減債基金5,000万円、人材育成基金1,000万円及び西部地区体育館整備基金を4,000万円をそれぞれ積み立てるものであります。

補足説明は以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。町長。

○町長（木佐貫辰生君） 議案第55号「町長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。

先般、前教育長のパワハラ疑惑については町民の皆様を初め議員各位にも多大なご心配、ご迷

惑をおかけいたしました。ご案内のとおり、前教育長は3月5日に一身上の都合により、辞職をされたところでございます。本臨時会に新教育委員をお願いするに当たりまして、さきの教育委員、つまり前教育長の任命権者としての責任を明確化するために町長の給与の減額を提案するものでございます。

給与の減額については、平成12年の6月に助役解職についての執行者としての責任の事例がございまして、100分の10、2月、つまり20%の減額実数を参考にするとともに、前例等を踏まえまして今回の減額率ということに判断をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑を行います。

13議案を一括して行います。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により臨時会では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくをお願いします。

質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第46号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

議案第47号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町一般会計補正

予算（第7号））」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に賛成討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

議案第48号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

議案第49号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

議案第50号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

議案第51号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））」を議題として、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

議案第52号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

議案第53号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））」を議題として、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり承認されました。

議案第54号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

議案第55号「町長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第55号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号「教育委員会委員の任命について」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は三股町議会会議規則第81条第1項の規定によって、単記無記名により投票を行います。

なお、この投票は第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用して行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は11名であります。念のために申し上げます。この投票は単記無記名であります。本案に同意の方は賛成と、同意されない方は反対と記載をお願いします。

なお、白票は会議規則第83条の規定により反対と見なします。

それでは、投票用紙を配布します。お願いします。

〔投票用紙配布〕

○議長（山中 則夫君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 配布漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番、池邊君より順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（山中 則夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 投票漏れなしと認めます。それでは投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、福永君、12番、桑畑君を指名します。

なお、開票事務は事務局職員が行います。お願いします。

〔開票〕

○議長（山中 則夫君） それでは、投票の結果を発表します。

投票総数10票で、このうち有効投票10票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、賛成10、反対はゼロ票であります。以上のとおり、全会一致であります。よって、議案第56号は原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山中 則夫君） ここで本会議を休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時58分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議案第57号「固定資産評価員の選任について」を議題として、討論、採決を行います。（山元税務財政）課長のほうは退席願います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第57号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案に同意することに決しました。

議案第58号「財産の取得について」を議題として、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第58号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今期臨時会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時00分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時01分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で、本会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成25年第2回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 内村 立吉

署名議員 指宿 秋廣

三股町告示第14号

平成25年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年5月1日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成25年5月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成25年5月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長選挙
- 日程第3 常任委員会委員の選任
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第5 各種委員の推薦について
- 日程第5 議案第59号について
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長選挙
- 日程第3 常任委員会委員の選任
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第5 各種委員の推薦について
- 日程第5 議案第59号について
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

出席議員（12名）

1 番 池邊 美紀君	2 番 佐澤 靖彦君
3 番 堀内 義郎君	4 番 内村 立吉君
5 番 福永 廣文君	6 番 指宿 秋廣君
7 番 上西 祐子君	8 番 大久保義直君
9 番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。開会前ではありますが、広報編集常任委員会から写真撮影申し出がありましたので、これを許可しております。

それでは、ただいまから平成25年第3回三股町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番、池邊君、10番、池田さんの2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） 議会運営委員長として報告いたします。

2年間、いろいろお世話になりました。

それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

去る4月24日に委員会を開き、本臨時会にかかわる諸事項について協議を行いました。

その結果、本臨時会は本日1日限りとし、日程第2の終了後、全員協議会に切りかえ、選挙の方法や常任委員会等の選任方法等について事前に意思決定し、日程3以下の議事を進めることに決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、日程第2の終了後、全員協議会に切りかえ、選挙の方法や常任委員会等の選任方法等について事前に意思決定し、日程第3以下の議事を進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、日程第2の終了後、全員協議会に切りかえ、選挙の方法や常任委員会等の選任方法等について事前に意思決定し、日程第3以下の議事を進めることに決しました。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

午前10時03分休憩

〔全員協議会〕

午前10時23分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、本会議を再開します。

私は2年間いろいろお世話になりました。申し合わせにより、議長の職を辞職したいと思いますので、議長席を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（池田 克子君） ただいま議長の山中さんより辞職願が出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 克子君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表、追加日程第1のところに「議長辞職の件」とご記入ください。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山中さんは退場をお願いいたします。

〔議長 山中 則夫君 退場〕

○副議長（池田 克子君） 局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（重信 和人君） 辞職願。このたび一身上の都合、申し合わせにより、平成25年5月1日付をもって議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成25年5月1日、三股町議会副議長池田克子殿、三股町議会議長山中則夫。

以上です。

○副議長（池田 克子君） お諮りします。山中さんの議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 克子君） ご異議なしと認めます。

よって、山中さんの議長の辞職を許可することに決しました。

山中さんの除斥を解除します。

〔11番 山中 則夫君 入場〕

○副議長（池田 克子君） ただいま山中さんの議長辞職は許可されました。山中さん、議長退任挨拶を演壇からお願いいたします。

〔11番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（11番 山中 則夫君） 2年間でしたが、皆様方には議会運営につきまして、いろいろと支障を来したことが、不手際であったと思いますが、2年間大過なく職務を全うしたのではないかなと思っております。それもひとえに皆様方のご協力、そしてご理解、そしてご指導いただいたおかげだと思っております。本当に2年間、ありがとうございました。

簡単ですが、退任の挨拶といたします。（拍手）

追加日程第2. 議長選挙

○副議長（池田 克子君） ただいま議長が欠けましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 克子君） ご異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第2のところに「議長選挙」とご記入願います。

追加日程第2、議長選挙を行います。

全員協議会でお話ししましたとおり、本会議での立候補表明をすることになりましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 克子君） ご異議なしと認めます。立候補者の方は立候補の表明をお願いいたします。重久さん。前のほうに。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、僭越ながら諸先輩各位がおられる中、私の議長選にかける所信を述べたいと思います。

私は、開かれた議会を目指し、一つは町民に付託されたこの議会の活性化を図りたいと思います。今1番目に議会基本条例による町民説明会をやっております。これをさらに充実していきたいと思います。

また、活性化におきましては、皆様方は町民からいろいろと一般質問等なりにおけるその中身をさらに議員の中で切磋琢磨し、内容を決めて、町民から聞かれたものに対しては誠実に答えられる議会議員として活躍していく場を皆さんの場に提供していけたらなと思っています。まだまだ未熟者の重久でございますが、ことし60歳、5期目であります。よろしく議員各位に議長選における私の情熱を皆さんにお訴えし、ぜひよろしく願いしたい一存で、付してお願い申し上げます。私のこれにかける言葉といたします。ありがとうございました。

○副議長（池田 克子君） ほかにございませんか。指宿さん。

○議員（6番 指宿 秋廣君） お疲れさまです。ただいま指名を受けました指宿です。今回、

2期目の途中という若輩ではありますが、三股町議会執行部と善政を競う、良い政治を競うという
意味で頑張っていきたいと思ひますし、議員の皆さんが発言しやすい議会を、また活動しやすい
議会を目指して頑張っていきたいと思ひます。どうぞ皆様のご支持ご声援よろしくお願ひ申し上
げまして、決意の表明とさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

○副議長（池田 克子君） ほかにございませんか。どうぞ、山中さん。

○議員（11番 山中 則夫君） 今回、私も立候補をいたしてあります。議会としまして、いろ
いろといろんなことで改革しないといけないところもありますが、あくまでも町政というのは町
民のための町政ということ念頭に置いて頑張つてまいりたいと思ひますので、今回もご支持の
ほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ですが、挨拶といたします。

○副議長（池田 克子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 克子君） それでは、お三方の立候補表明を終わりにしまして、議会における選挙は、
地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第48条、
第68条第1項並びに第95条の規定を準用することになってあります。

選挙の方法については、投票で行うことにします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（池田 克子君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（池田 克子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 克子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（池田 克子君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏
名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者の氏名とその得票数のみを発表することといた
します。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願ひます。

それでは、1番、池邊さんより順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○副議長（池田 克子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 克子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に2番、佐澤さん、9番、重久さんの2分を指名します。訂正します。2番、佐澤さんと8番、大久保さんをお願いいたします。2人を指名します。

なお、開票事務は事務局職員にお願いします。

〔開票〕

○副議長（池田 克子君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は山中さん、得票は8票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により3票であります。したがって、山中さんが議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（池田 克子君） ただいま議長に当選された山中さんに会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

山中さん、議長当選受託の挨拶を演壇からお願いいたします。

〔山中 則夫君 登壇〕

○議員（山中 則夫君） 皆さん方のご推挙によりまして、2年間、また議長を拝命することになりました。ただいま、先ほど言いましたように、町民のための町政ということ念頭に置いて、町民にわかりやすい議会運営に努めてまいりますので、引き続き2年間ご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

また執行側とも協力するところはして、いろいろチェック機関としての機能を発揮していきたいと思ひますので、ご指導よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ですが、就任の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（池田 克子君） 議長選挙も無事終わり、これで議長の職務を終了することができました。各位のご協力に対しまして深く感謝を申し上げます。

それでは、山中さん、議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（山中 則夫君） それでは、議事を進行してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（山中 則夫君） ただいま副議長の池田さんより辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第3のところに「副議長辞職の件」とご記入願います。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、池田さんは退場を願います。

〔副議長 池田 克子君 退場〕

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（重信 和人君） 辞職願。このたび一身上の都合、申し合わせにより、平成25年5月1日をもって副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成25年5月1日、三股町議会議長殿、三股町議会副議長池田克子。

以上です。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。池田さんの副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、池田さんの副議長の辞職を許可することに決しました。

池田さんの除斥を解除します。

〔10番 池田 克子君 入場〕

○議長（山中 則夫君） ただいま池田さんの副議長辞職は許可されました。池田さん、副議長退任の挨拶を演壇からお願いします。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 2年間、副議長をさせていただきました。議長の公務で重なる場合には、私も代理として出席させていただいたことがございます。本当に至らぬ、それこそ初めての経験ということもございまして、なかなか思うよう皆様のお役に立てなかったのかなと思

っておりますが、これで辞職させていただくことによって、肩の荷がおりたような気がいたします。

皆様のご協力、まことにありがとうございました。退任の挨拶といたします。（拍手）

追加日程第4. 副議長選挙

○議長（山中 則夫君） お諮りいたします。副議長が欠けましたので、この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長選挙を行うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第4のところに「副議長選挙」とご記入をお願いします。

追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山中 則夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山中 則夫君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。なお、白票は無効とします。

また、発表は申し合わせのとおり、最高得票者の氏名とその得票数のみを発表いたします。

それでは、1番、池邊君より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（山中 則夫君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 投票を終了します。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番、堀内君、7番、上西さんを指名します。

なお、開票事務は事務局職員にお願いします。お願いします。

〔開票〕

○議長（山中 則夫君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は上西さん、得票数は8票であります。

この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であります。したがって上西さんが副議長に当選されました。

ただいま議長に当選された上西さんに対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

上西さん、副議長当選受託の挨拶を演壇からお願いします。

〔上西 祐子君 登壇〕

○議員（上西 祐子君） このたび皆さんの投票によって副議長に就任されました。本当に初めての経験で、緊張しておりますが、議長の補佐役として、これから頑張ってまいりたいと思います。何もまだ初めてのことでわかりませんが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山中 則夫君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時01分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時10分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第3. 常任委員会委員の選任

○議長（山中 則夫君） 日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会には委員会条例により4つの常任委員会があり、まず一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に沿って指名することになっております。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務とその職務上から、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例第8条の規定により互選していただきたいと思います。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、副議長は議長に事故あるとき、議長の代理を務めるものですので、委員長としての勤務は適任でないとの見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処をお願いします。

しばらく本会議を休憩し、議員の皆様は議員控室にご移動をお願いします。

午前11時13分休憩

午前11時50分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

互選の結果を発表します。発表はこれ以降、局長にさせます。局長。

○事務局長（重信 和人君） 結果を発表いたします。

一般会計予算・決算常任委員会の委員長、池邊議員、副委員長、桑畑議員、以上です。

○議長（山中 則夫君） 次に、総務厚生、建設文教の両常任委員会委員の選任を行います。

総務厚生、建設文教の両常任委員会の委員の定数は、それぞれ6名で、委員の任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。総務厚生、建設文教の両常任委員会委員の指名については、慣例により、各議員から希望をとり、それを基準として正副議長で調整し、指名することになっておりまして先ほ

ど指名しました。

それに対してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それではですね、先ほど調整も進みましたので、ただいまより正副議長で調整を行いましたその結果を発表します。局長。

○事務局長（重信 和人君） では、常任委員会を発表いたします。

総務厚生、池邊議員、佐澤議員、指宿議員、重久議員、池田議員、山中議員、以上です。

建設文教、堀内議員、内村議員、福永議員、上西議員、大久保議員、桑畑議員、以上です。

○議長（山中 則夫君） ただいま発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員（9番 重久 邦仁君） 異議あり。前回も私は総務だったんだけど、何でこうやって採決やると。

○議長（山中 則夫君） 希望をとったら重久議員は総務やった。

○議員（9番 重久 邦仁君） んんにや建設。いや、俺はちょっとぼけたかな。ぼけたっじゃが俺は建設やったよ。前回総務やったから。

○議長（山中 則夫君） だから、もう自分で希望出してるから、それで調整した。ちゃんと（総務厚生希望欄に）自分で○を押しているから。

○議員（9番 重久 邦仁君） 前回総務やったから今回は建設を希望したつもいやった。ぼけちよるから、悪いけど、もう一回希望をとってくれんかな。

○議長（山中 則夫君） それではご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここでお諮りします。議長は地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等その職責上から総務厚生常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長は、総務厚生常任委員会の委員を辞退することに決しました。

総務厚生、建設文教の両常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により各常

任委員会において、それぞれ互選することになっております。

ただいまから常任委員会ごとに互選していただきたいと思います。議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

また広報編集常任委員会委員、議会運営委員、各種委員もあわせて選出していただきたいと思
います。

なお、互選の結果は議長に速やかにご報告願います。

しばらく本会議を休憩します。

午前11時55分休憩

午後0時29分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

正副委員長の互選結果が来ましたので発表します。局長。

○事務局長（重信 和人君） それでは、発表いたします。

総務厚生常任委員会の委員長、佐澤議員、副委員長、池邊議員、建設文教常任委員会の委員長、
内村議員、副委員長、堀内議員、以上です。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで食事のために2時まで休憩いたします。

午後0時30分休憩

午後2時00分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

広報編集常任委員会の選任を行います。広報編集常任委員会の定数は4名で、任期は2年とな
っております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指
名することになっております。

お諮りします。広報編集常任委員会の指名については、総務厚生、建設文教の両常任委員会よ
り2名ずつを選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員会委員の指名につい
ては、総務厚生、建設文教の両常任委員会により2名ずつを選任することに決しました。

それでは、総務厚生、建設文教の両常任委員会より、議会広報編集常任委員会委員を選出して
いただいておりますので発表します。局長。

○事務局長（重信 和人君） それでは、発表いたします。

広報編集常任委員会委員、池田議員、佐澤議員、堀内議員、福永議員、以上です。

○議長（山中 則夫君） ただいま発表しました4名を、広報編集常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の議員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告をお願いします。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時03分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

広報編集常任委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。局長。

○事務局長（重信 和人君） それでは、発表いたします。

広報編集常任委員会の委員長、堀内議員、副委員長、池田議員、以上です。

日程第4. 議会運営委員会委員の選任

○議長（山中 則夫君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は5名で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長と、総務厚生及び建設文教の両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長と総務厚生及び建設文教両常任委員会から、それぞれの委員長と委員1名の2名ずつを選任することに決しました。

それでは、先に一般会計予算・決算常任委員会委員長の選出、総務厚生、建設文教の両常任委員会から議会運営委員会委員を選出いただいておりますので発表します。局長。

○事務局長（重信 和人君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員、池邊議員、佐澤議員、指宿議員、内村議員、福永議員、以上です。

○議長（山中 則夫君） ただいま発表しました5名を議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員に選任いたします。

ここで議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時07分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会運営委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。局長。

○事務局長（重信 和人君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会の委員長、福永議員、副委員長、佐澤議員、以上です。

追加日程第5. 各種委員の推薦について

○議長（山中 則夫君） 次に、各種委員の推薦の件ですが、お手元にある資料に5つの審議会及び1つの協議会並びに土地開発公社の理事、民生委員推せん委員会委員について、町長より委員の推薦依頼が来ております。

お諮りします。各種委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各種委員の推薦についてを、日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決しました。（発言する者あり）ちょっとお待ちください、すいません。

○議員（5番 福永 廣文君） 第6じゃないですか。

○議長（山中 則夫君） 追加日程ですので、はい。

○議員（5番 福永 廣文君） 第6。

○議長（山中 則夫君） すいませんね、追加日程、もう一回繰り返します。

お諮りします。各種委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各種委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第6のところに「各種委員の推薦について」をご記入願います。

追加日程第6、各種委員会等の推薦を行います。議会としては、円滑な議会活動を図る観点から議会の組織、委員会構成等を考慮して委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので発表します。局長。

○事務局長（重信 和人君） それでは、発表いたします。

三股町都市計画審議会委員に議長と指宿議員、桑畑議員、三股町企業立地促進審議会委員に議長と佐澤議員、大久保議員、三股町緑化計画審議会委員に議長と重久議員、堀内議員、三股町国民健康保険運営協議会委員に池邊議員、池田議員、上西議員、三股町公共下水道事業運営審議会委員に議長と池邊議員、福永議員、土地開発公社理事に議長と指宿議員、内村議員、民生委員推せん会に指宿議員、以上です。

○議長（山中 則夫君） ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、協議会の委員及び土地開発公社の理事として当局に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、協議会委員及び土地開発公社の理事として当局に推薦することに決しました。

ここで本会議を2時30分まで休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第5. 議案第59号について（監査委員選任）

○議長（山中 則夫君） 日程第5、議案第59号「監査委員の選任について」を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 議案第59号「監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のように、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた見識を有する者のうちから1人及び議会議員のうちから1人をそれぞれ選任するようになっております。

ところで、このたび議会選出の監査委員である重久邦仁氏から、去る4月24日に4月30日付をもって監査委員を辞任したい旨の辞任届が提出されましたので、これを受理したところであります。

したがいまして、その後任者として池田克子氏を議会選出の監査委員の最適任者として選任したいので、ここに地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意くださるようお願いいたします。

○議長（山中 則夫君）　　ここでお諮りします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君）　　異議なしと認めます。よって、本案については、質疑、討論を省略して採決することに決しました。

次の議案は、地方自治法第117条の除斥に該当しますので、池田さんは退場願います。

〔10番 池田 克子君 退場〕

○議長（山中 則夫君）　　それでは、採決を行います。議案第59号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君）　　異議なしと認めます。よって、議案第59号は、原案に同意することに決しました。入場。

〔10番 池田 克子君 入場〕

日程第6．議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君）　　日程第6、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に召集される次回定例会、または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君）　　異議なしと認めます。よって、次回定例会または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、

閉会中も審査できることに決しました。

日程第7. 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 日程第7、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について、今臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる広報の編集及び発送事務については、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにし、さらに任期中、毎定例会、臨時会、会期中の写真撮影の許可をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる広報の編集及び発送事務については、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにし、さらに任期中、毎定例会、臨時会、会期中の写真撮影の許可をすることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時35分休憩

〔全員協議会〕

午後3時29分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成25年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 池邊 美紀

署名議員 池田 克子

三股町告示第19号

平成25年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月6日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成25年6月10日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○6月12日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○6月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成25年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成25年6月10日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成25年6月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第60号から議案第68号までの9議案並びに意見書案2件、報告4件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第60号から議案第68号までの9議案並びに意見書案2件、報告4件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。開会前ではありますが、重久君から少々おくれるとの届け出がなされておりますので報告いたします。

ただいまから、平成25年第4回三股町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は11名、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、議長において、3番、堀内君、8番、大久保君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告申し上げます。

去る6月6日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年第4回三股町議会定例会の会期日程について協議いたしました。

今期定例会に提案されます議案は合計9件、その内訳は条例3件、補正予算案4件、人事案件2件並びに意見書案2件、報告4件であります。

この提出議案の内容を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間とすることに決定いたしました。

その結果、本定例会に提案される議案のうち、議案67号及び議案68号並びに意見書案2件につきましては委員会付託を省略し、第3日目、6月12日に全体審議で措置することに決定しました。

会期日程は、お手元に配付されております案のとおりでございます。

また、広報編集常任委員会の会期の件につきましては、6月11日の全員協議会で協議いたします。

以上、委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月21日までの10日間とすることとし、本日上程されます議案のうち議案第67号及び議案第68号並びに意見書案2件については委員会付託を省略し、第3日目、6月12日の全体審議で措置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より6月21日までの10日間とすることとし、本日上程されます議案のうち、議案第67号及び議案第68号並びに意見書案2件については委員会付託を省略し、第3日目6月12日の全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第60号から議案第68号までの9議案並びに意見書案2件、報告4件一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第60号から議案第68号までの9議案及び意見書案2件並びに報告4件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成25年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第60号「三股町税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が第183回通常国会において可決され、平成25年3月30日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じるものであります。

改正の内容につきましては、ふるさと寄附金に係わる寄附金税額控除の見直し、住宅ローン控除の期限延長及び延滞金等の利率の引き下げなどが主なものであります。

次に、議案第61号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し

上げます。

本案は、平成24年分の収入申告に基づき、平成25年度国民健康保険税率を改正するものがあります。

改正の内容は、所得割については医療費分、後期高齢者支援分及び介護分をそれぞれ引き上げ、資産割については医療費分、後期高齢者支援分及び介護分をそれぞれ引き下げるものであります。

なお、本条例の改正については、保険税率の改正のほか、東日本復興支援にかかわる地方税法の改正に関連する所要の附則改正も同時に行うものであります。

次に、議案第62号「三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、現在、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に福祉手当を支給しておりますが、その支給対象者を町内の在宅者に限定するため、また、生活保護受給者と町税等に滞納のある者については手当を支給できない者として規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第63号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費のほか、補助金等の交付決定等に基づき、所要の補正措置を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額92億円から歳入歳出それぞれ1億9,613万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億386万5,000円とするものであります。

まず、歳入について、主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、平成25年度当初予算に計上していた社会資本整備総合交付金が、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」として平成24年度繰越事業として交付されることになったため、今回減額補正するものであります。

県支出金は、地方消費者行政活性化交付金の交付決定により追加補正するものであります。

また、諸収入においては、コミュニティ助成事業補助金の交付決定により追加補正するものがあります。

町債は、平成25年度当初予算に計上していた「ふれあい中央広場整備事業」を24年度繰越事業として実施するため減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

土木費は、平成25年度当初予算に計上していた事業を、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」により24年度繰越事業としたため、工事請負費、公有財産購入費、委託料を減額補正するものであります。

教育費は、校務支援システム導入による委託料の増額補正をするものであります。

第2表の債務負担行為については、中学校の教育用パソコン導入事業を追加補正するものであります。

次に、議案第64号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億4,528万4,000円に歳入歳出それぞれ438万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,967万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額するものであります。

歳出については、本年度の人事異動に伴う人件費の増減補正であります。

次に、議案第65号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9,362万4,000円から歳入歳出それぞれ269万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,093万2,000円とするものであります。

歳入については、保険料、国庫支出金、県支出金をそれぞれ増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

歳出については、今年度の人事異動に伴う人件費を減額し、居宅介護支援専門員1名分の委託料を増額するものであります。

次に、議案第66号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,241万2,000円に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242万2,000円とするものであります。

歳出については、公用車のリース料金に不足が生じますので、1万円を追加補正し、歳入については、一般会計繰入金を同額補正するものであります。

次に、議案第67号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように固定資産評価審査委員会の委員は固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任するようになっております。

このたび、固定資産評価審査委員会委員である垣内和美氏が、平成25年6月30日付をもって任期満了となりますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第68号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識を有する者のうちから1人及び議会議員のうちから1人をそれぞれ選任するようになっております。

このたび、監査委員である谷山悦子氏が、平成25年6月30日付をもって任期満了となりますので、引き続き監査委員として選任いたしたく、ここに地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、9議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出しております。

報告第2号「平成24年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成24年度三股町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第4号「三股町土地開発公社の平成25年度事業計画及び予算」について、報告第5号「三股町土地開発公社の平成24年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議案第67号並びに議案第68号につきまして補足説明をいたします。

まずは、議案第67号です。「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。垣内和美氏の経歴につきましては、議案第67号の裏面のとおりでございます。平成22年から同委をお願いしてございまして今期、今回2期目ということで、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの3年間選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第68号「監査委員の選任について」であります。同じく谷山悦子氏の経歴につきましては、議案第68号の裏面のとおりでございます。谷山氏におかれましては平成17年から動員をお願いしており、今回3期目ということで、25年7月1日から平成29年6月30日までの4年間選任したく議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

次に、意見書案について提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

まず、1件目ですが、「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成26年度政府予算に係わる意見書（案）」であります。

社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時間数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや、障害のある子供たちへの対応も課題となっています。いじめ、不登校等、生徒指導の課題も深刻化しています。こうした状況の解決に向けて計画的な定数改善が必要です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

以上のような、理由から、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担を2分の1に復元し、30人以下学級の実現を強く要望するものであります。

次に、「「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実現を求める意見書（案）」であります。

平成24年6月21日に超党派の議員により提案された原発事故子ども・被災者支援法が、衆議院本会議において全会一致で可決成立いたしました。本法律の理念を実現する上で、一日も早く基本方針を策定することが不可欠であり、基本方針策定の過程における被災者・避難者らの直面する困難な状況に対して真摯に耳を傾け、被災者・避難者からの参加を実現し、本当に必要な施策がなされるような配慮が必要です。一人一人の被災者、特に子供たちに対する具体的な支援策の早期実現と充実が求められているにもかかわらず、基本方針ははまだ策定されておらず、具体的施策を実現するための予算措置も講じられておりません。したがって、下記の3項目について要求するものであります。

1つ、公衆の追加被曝限度である、年間1ミリシーベルトを超える放射能被曝を余儀なくされている地域全体を「支援対象地域」とすること。

2つ、原発事故によってこれまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々の力となるよう基本方針を1日も早く定め、被災者の声を反映した実効性のある具体的な支援を早期に実現すること。

3つ、健康被害の未然防止の観点から、計画的な健康診断や医療費の減免に関する規定の実現を早期に行うこと。

以上、2件について地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

す。

議員各位のご賛同をよろしく願いしまして提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時22分休憩

〔全員協議会〕

午前10時28分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで訂正します。先ほど、本定例の会期は本日より6月21日までの10日間と申しましたが、12日間であります。訂正いたします。

ここでお願いいたします。総括質疑で詳細な数値等の提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えておりますので、明日の正午までに通告くださるようお願いします。

----- . ----- . -----
○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時30分散会

平成25年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成25年6月12日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成25年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第67号、第68号及び意見書案第2号、第3号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第67号、第68号及び意見書案第2号、第3号の質疑・討論・採決

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案されました議案等のうち、全体審議します議案2件、意見書案2件を除く全ての案件に対する質疑であります。質疑は条例と予算の2つに分けて行います。くれぐれも一般質問のようにならないよう、ご注意ください。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行うなどの協力方よろしくをお願いします。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

それでは、まず議案第60号から第62号までの条例改正等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 議案番号60号のことで、ちょっとわからないところがありますので教えてください。

新旧対照表のところで、延滞金の割合などの特例というのが附則で書いてあるんですが、ここをずっと読んでいくと滞納者に対する延滞金のことだと思うんですが、滞納者の延滞金が、これはずっと読んでいくと何か、悪くなるのかなというふうを感じるんですけど、そのあたりどうなのか、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 何ページですか。

○議員（7番 上西 祐子君） 7ページ、8ページになりますね。延滞金の割合などの特例とい

うところなんです、余りにも詳しく書いてあって、これがどうなるのかがちょっとわからないんですよね。よくなるのか、滞納者にとっては延滞金が少なくなるのか、多くなるのか、そのあたりちょっと質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 結果としては、よくなります。今、延滞金の利率が、本則では1カ月間が7.3、そうすると14.6ですけど、これは現状の市場の利率からすると非常に高いということで、今までは日銀の公定歩合、手形割引利率ですかね、それに1%を加えた額で計算した額で利率を掛けているんですけど、それでも今は安いんですけど、さらに利率が、市場が安いということで、さらに引き下げたという状況にもってきてあります。

○議員（7番 上西 祐子君） わかりました。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

○議員（7番 上西 祐子君） 濟いませぬ、もう一つ。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 議案番号62号なんです、心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例。この条例を以前のと比べると、手当の支給は申請に基づくものとか、税金滞納のある者は証明を必要とするとかいうふうに書いてありますが、この心身障害者というふうな方々はいろんな手続に来られるということは大変なことなんです。それで、そこら辺、どういふふうに審議されてこういふふうになったのか。

それともう一つは、この福祉手当支給金の全体の額、どれぐらい支出されているのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、お答えいたします。

支給の方法でございますが、この条例改正の前から申請はしていただくことになっておりました。それで、今回の条例改正では滞納のない証明をつけるというのが一つ申請に加わるということでございますけども、今までも、やっぱり身障者の方々ですので役場に来れないという方も多々いらっしゃいますので、代理の方とか、郵送を使つての申請をしていただくとか、個々の障害者の方々に対する対応をとつてきているということでございますので、今回からもそういうふうにやっつていこうというふうに思つておりますし、代理の方も滞納のない証明とかもとれますので、代理の方、お母さんたちが、親御さんたちが来ていただくことも多いんですけども、そういう形で、そちらの方は利用者の方に不便のないように進めていきたいというふうに思つております。

あと、額ですけども、24年度の支給額が46万4,000円でございます。1万円支給者

が36人、8,000円支給者が13人でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、生活保護をもらっている人は支給しないというふうに変わっておりますが、このあたりはどういうふうにされるのか、これを改定するのに当たって審議されたのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） お答えいたします。

今回、この改正では生活保護者と滞納のある方を支給対象外としたんですけども、生活保護の方は働いて収入を得られたりした場合は、働いた場合は基礎控除額を差し引いて、収入があれば、それが翌月の生活保護費から引かれるという形になっております。今回のような自治体が臨時的な手当を支給する部分については、8,000円以上はそのまま翌月の生活保護費から引かれることになっておりますので、生活保護者の皆さんにとっては受取額は変わらないということになります。

しかし、生活保護者の方に1万円支給しますと、それを今度は福祉事務所のほうに申請するというような事務等も出てきますので、額が変わらないのであれば、もう生活保護者の方々には支給しないでいいだろうということに結論を置いてしております。保護者の方々に渡る額が変わらないということですね。1万円、手当をもらっても、翌月には生活保護が1万円少なくなるということになりますので。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 1万円出したら8,000円引かれるんですが、この中に、手当の額のところに、2番のところに8,000円と書いてあるんですが、今生活保護の人たちは、今年の8月から全体的に8%ぐらい額が引き下がるんですね。おまけに、また心身障害者では、ほんのわずかしかないと思うんですよね。それで、そのあたり8,000円というふうな、普通働いて8,000円以上の人が手当をカットされるんですが、そのカットされないところまで、ぎりぎりのところまでそういうふうなことを——身体障害者なわけですから——できなかったのかな、額としてはほんのわずかだと思うんですよ。そこら辺もっと、福祉の町、三股と言われているわけですから、考えていってほしかったなと思います。そのあたりは審議されなかったんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 8,000円と1万円の額については、審議はいたしておりません。従前どおりということとなっております。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第60号から第62号までの条例改正等に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第63号から第66号までの平成25年度補正予算に対する質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第63号から第66号までの平成25年度補正予算に対する総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は定例会初日配付しました付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

日程第3. 議案第67号、第68号及び意見書案第2号、第3号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第67号、第68号及び意見書案第2号、第3号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願いいたします。

まず、議案第67号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案に同意することに決しました。

議案第68号「監査委員の選任について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案に同意することに決しました。

意見書案第2号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成26年度政府予算に係る意見書（案）」についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 学級の人数を少なくしようという意見はまともであろうと思いますが、この少子化傾向の中で安易な教職員の増員は、決して教員の質の向上につながらないという点が非常に問題だと思ってます。やっぱり教員の質を向上させるということは、非常に重要だろうと。私たちのころは、1クラス五十何名でしたね。だけど、その当時の教員の質のほうは、はるかに高かったと思ってます。やっぱり戦前に教育を受けた人たちが教育をやっていましたので、今、戦後生まれの連中がクラスを担当し教員をやっていますが、テレビ等でも教職員の破廉恥行為や、いろいろありますね。だから、教員の質の向上というところが入らないと、クラスの人数を減らしただけでは、なかなか日本の教育は向上せんだらうというふうに思ってます。だけど、この趣旨には賛成です。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

意見書案第3号「「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書（案）」についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し善処方を求めることにいたします。ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時18分休憩

〔全員協議会〕

午前10時25分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時25分散会

平成25年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成25年6月19日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成25年6月19日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案第69号の取り扱いについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第69号の取り扱いについて

日程第2 一般質問

出席議員(11名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
10番 池田 克子君	11番 山中 則夫君
12番 桑畑 浩三君	

欠席議員(1名)

9番 重久 邦仁君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 木佐貫辰生君 副町長 石崎 敬三君

教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。開会前ではありますが、重久君より欠席の届けが出席されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第69号の取り扱いについて

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第1、追加議案第69号の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） それでは、議会運営委員会の協議の結果につきましてご報告いたします。

去る18日、午前10時から議会運営委員会を開催し、本日、追加提案されます議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の取り扱いについて協議いたしました。

その結果、議案第69号につきましては委員会付託を省略し、既に提案されている議案を全て議了後に、全体会議で措置することに決しました。

以上、報告をいたします。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。議案第69号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、21日の全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会付託を省略し、21日の全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第2、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。発言順位1番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。おはようございます。

通告にあります3番目の質問は、17日町民保健課長より、本町でも風疹予防接種の費用助成を行うとの説明を受けましたので、質問を取り下げます。

それでは、1番目の道州制をめぐる動きと、その問題点について質問いたします。

道州制をめぐることは、安倍総理のもとで推進の動きが活発化しています。自民、公明党が維新の会、みんなの党に呼びかけ、道州制推進基本方針を今国会に提出しようとしています。

道州制の実現を訴えているのは、日本経団連に代表される財界だと言われております。財界の言い分によりますと、成長戦略を見据えたときに現行の行政システムが弊害になると考える。国と都道府県、都道府県と市町村で重複する事務が少なくなく、二重行政、三重行政が非効率化を招いている。中央集権体制から地域自立体制へと国のあり方を根本的に改革し、2018年までに実現させること。グローバルな競争力の強化と向上。国は外交、司法、国家戦略、危機管理などに限定し、道州が大規模公共工事、産業振興、広域的な国土整備を行う。役割分担によって、行政の非効率を解消させる。公務員削減による行政のスリム化を図り、数兆円の財源を確保することが可能になる。都道府県制を廃止し、都道府県に代わる広域自治体として全国を10程度に区分した同州を設置することや、地方自治体を同州と基礎自治体の二層制にするといった、国の形を抜本的に変えていくのだということが言われております。

宮崎大学の入谷教授の論文には、戦後民主主義を財政面で担保してきた自治体の地方交付税を廃止することがもくろまれていると書いてありました。地方分権のあり方、道州制の導入が地域に対してどのような影響があるのかなど議論されないまま、国の形が決められようとしているのに、国民には全然知らされておられません。町長は全国町村会や九州町村会議に出席されて、つかんだ内容、また、町長はこの道州制に対してどのように考えておられるのか質問いたします。

あとは質問席にて質問してまいります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

ただいま、道州制をめぐる動きと、その問題点を聞くということでご質問ございました。この道州制の概要関係ですが、重複したり、また繰り返しになる部分もあろうかと思えますけれども、そちらのほうのお話からさせていただきたいと思えます。

現在、議論されています道州制の概要ですけれども、基本的な枠組みとしまして、まず、都道府県を廃止しまして、かわりに「道」「州」を置く。次に、市町村の区域を基礎として「基礎自治体」を置くとなっております、道州と基礎自治体の二層制を前提としております。

さらに、権限の配分につきましては、国の役割を極力限定いたしまして、内政にかかわる事務権限は道州へ移行すること、また、都道府県が行っている事務事業を基礎自治体へ移行することとなっております。

この道州制を導入する目的は、まず中央集権制度を見直し、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築すること、次に、国の事務を極力限定し国家機能の集約強化を図ること、そして東京一極集中を是正することとされております。

しかしながら、この道州制の導入に当たっては多くの問題点が指摘されているところでございます。全国町村会がまとめた問題点を見ますと、1つ目に、道州間の競争では、税源の豊かな東京や、既にインフラが整っている地域が明らかに有利でございまして、一極集中の是正どころか、ますます地域間格差を拡大すると。2つ目に、これまで国が行ってきた財政調整、財源保障を誰がどのように継承するのか。そして国の債務を誰が承継するのか。また、町村の財源がどこまで保障されるのかいずれも明らかにされていません。3つ目に、都道府県の事務を継承できない小規模町村は基礎自治体として認められず、「自主的な再編」と称して合併を強いられるなどがございまして。

これまで、この道州制の論議は国民的な議論がないまま、道州制が一体何をもたらすのか、基礎自治体の具体的な役割とは何なのかも明らかにされておられません。町としましては、町民に対して、現段階では何の情報も伝えられない状況です。これからも、この問題につきましては町村会等を通じて情報の収集に努めたいというふうに考えているところでございます。

それから、めぐっての動きと、町長の個人的見解まで回答するということですが、町長の個人的見解を聞きたいということでございます。

先般、宮日新聞のアンケートでもお答えしましたが、道州制については反対という立場でございまして。先ほど、道州制の問題点、課題につきまして述べましたが、その内容、必要性、メリット、デメリット、基礎的自治体の財源の制度設計など、まだまだ説明不足、情報不足であり、国民的議論が必要と感じているところでございます。

また、道州制は県の事務の受け皿として基礎的自治体の体力強化を望むことから、市町村のさらなる合併を推進することとなります。このことは、国の活力の源泉である地方、地域の活力、伝統や文化、独自性を消滅させ地方の荒廃を招き、ひいては国力を減退させるのではないかとこのように危惧しているところでございます。

このように、道州制は国の構造の根幹にかかわる大きなテーマであることから、国、地方自治

体、国民の十分な合意形成が、まず、なされるべきだというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私たち、私なんかも、宮日で道州制の問題がシリーズ化されてきたときも、余りそう危機感を持って読んでなかったんですが、今度質問に当たり、にわか勉強をしたところなんです。

町長が今おっしゃられたように、この全国町村会の道州制の何が問題かというふうなことを読んだときに、三股町なんかは2万5,000ですから、当然、また合併させられるわけですが。今まで、平成の大合併によっていろんなところが合併して、このあたりでいいますと山之口とか山田町あたり、本当に合併せんければよかったという声が圧倒的ですよ。そういうふうなことも検証されないままに、また新たなるこの財界が言うように18年といえば、あと5年ですよ。5年の間に、国の形まで変えてしまうような道州制というふうなことが、なぜ緊急に言われないといけないのか。国民は本当に何にも判断材料というのもし知らされてないわけですよ。

今、この道州制の何が問題かというのは、役場の人たちは、皆さん、わかっていらっしゃるんですか。そのあたり、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 役場内で、この道州制について議論したことはございませんけれども。ただ、それぞれの政権等が道州制に対して前のめりだというような情報等を踏まえて、まずは合併しなかった町、そしてまた町村会としてどういう方向性を持つかというところで、今のところ、首長サイドのところで意見交換しているところでございます。これにつきましては、また今後、これからという意味で具体化、前向きに捉えられるのであれば、十分、三股町としてのあり方も検討すべき、そういうことで議論はすべきというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私、今度感じたんですが、やはりもっとこういうふうな大事なことに、私たちにも情報なり、学習会なり、そういうあたりをもっと進めていかないと、いつの間にか国会で審議されて数の力で押し込められ、押されてしまうような危険性がないとも言えないんですね。そういうところをどう考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この道州制の議論は、もう既に平成の大合併が終わりまして五、六年たってますけれども、それ以上、この合併が進まないという部分で、新たな手法で地域の再編というところの観点もあるのかなという気もいたします。そういう大局的な見方をしながら、本当にこの道州制が国民にとって、また国の活性化にとって必要なかどうか、そういう議論等が十分

見えてこないというのが現状ではなかろうかというふうに思います。ですから、今の現状の中では、この議論がまだまだだっているところで、今この道州制の法案を提案するのは反対する。もうちょっと、まだまだ、いろいろ十分議論があつてこそ、そしてそういう内容等が見えてきてからこそ方向を出すべきではなかろうかというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本町は合併せずによかったという人がほとんどですが、やはり今度はもっと大きく、こういうふうに二、三十万ぐらいの基礎自治体というふうなことになる、小さな自治体とか、それから多様な地域を軽視するような状況で一方向的に押しつけられることに対して、やはり私たちはもっともっと情報を共有して議論を進めていく必要があると思うんですね。だから、今からこういう小さなことでもいろんなことを、町は住民に対してもっともっと、いろんな意味で情報を町民に発信して行ってほしいなというふうに思うんですね。やはり、みんなで勉強し合って、本当にいいことなのかどうか、国の形を変えていくというふうなこと。それと地域がなくなる、三股町がもし仮にそうなればなくなる、それと財政問題で地方交付税なんかがなくなる。結局は、大きな、仮に言えば、九州で言えば福岡だけが潤っていくとか。そういうふうな周辺、やはり周辺ですよ、宮崎県は。そういうふうなことの是非とか、そういうふうなことをもっと町長は、いろんな町村会議なんかに行かれたときの情報を得たときは、やはり私たちにも知らせしてほしいなというふうなことを思っておりますので、そのあたりよろしくお願ひいたします。

私のにわか勉強なんです、やはり地域を活性化させるということは、地域づくり運動とか町長がよくおっしゃるように、住民とまちづくり基本条例をつくったように、地域と町と一緒に自治体がやっていく。そういう顔の見える地域づくり。そういうふうな、2万五、六千、3万近い、これぐらいの規模が一番私はいんじゃないかなというふうに思うんですね。それを、ただ経済だけを追求したような道州制、それから財源を選択して集中して、そして教育とか福祉など、公共サービスなどを削減するというふうなこの道州制ですね。九州で言えば、九州の総人件費の約15%に相当する2,700億円が削減可能だというふうなことが書いてありました。だから、そのお金を世界と経済、グローバルな経済を活発するというふうなことで競わせるんです。だから第1次産業に充てられているお金を第2次産業とかに振り分けて、経済だけを活発化させる、そういうふうな狙いがあるというふうなことを書いてあったものですから、ぜひそのあたり、もっともっと、町長あたり、情報を私たちにも与えてくださるようお願いいたします。

特に、このあたりは弱体化していくんじゃないかなというふうに。なぜ道州制なのか私たちに全然わからないものですから、そのあたりをぜひよろしく伝えていただきたいと思います。道州制の問題は、これで終わりますが。

次、2番目の質問に移ります。3月30日付の宮日新聞報道によりますと、県内市町村の管理職912人中女性は48人で、登用率は5.3%と最下位を出したと書いてありました。市町村別では門川町が13人中2人、美郷町が33人中5人、小林市が57人中8人、管理職がいるとなっております。三股町、国富町、綾町、高鍋町など10町村がゼロです。

男女共同参画社会となって随分たちますが、本町役場にも女性が多数採用され元気に頑張っておられます。人間社会は男女半々です。役場の仕事も、男女それぞれの視点がかみ合っ、バランスがとれていくのではないかと私は考えます。本町には課長職に女性がいませんが、これからの高齢化社会、少子化時代が予測されるとき、女性も積極的に管理職に登用すべきだと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどの道州制の関係について、その情報の提供ということですが、これについてはいろんな考え方もございます。町村会としての考え方といいますか、そういうものは大いに情報を流していきたいと思えます。

また、町村議長会のほうも反対という立場でやはり行動されておりますので、またそちらのほうからの情報収集もお願いしたいと思えます。

では、女性職員の幹部への登用についての考え方ですけれども、これについて回答をさせていただきます。

組織の活性化及び生活者重視の行政サービスの向上を図るため、女性の視点を行政に生かすということは大変重要なことでありまして、現に役場には大変優秀な女性職員がたくさんおります。そして、さまざまな部署で活躍をしているところでございます。ただ、管理職というところが、今のところゼロということでございます。今後も、男女共同参画社会の実現を目指しまして、女性職員の採用や管理職への登用を積極的に推進してまいりたいと考えています。

現在の状況につきましては、担当課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 本年4月1日現在の職員数が172名でございます。男女別では男性が114名ということで66.3%、女性が58人ということで33.7%となっております。中でも、40歳未満の職員は男性35人に対しまして女性は30人となっており、近年、採用につきましては男女差がない状況でございます。

しかしながら、質問にあります女性職員の課長職への登用となりますと、課長職ということで50歳代というところを一つ挙げてみますと職員47名のうち男性職員が38名、女性職員が9名ということで、この9名のうち6人が技術職、看護職が主なんですけれども、技術職から事務職へ職種がえした職員であり、行政事務の経験という点では短いということから、女性課長の

登用に至っていないところでございます。

なお、課長以外の女性の役職では課長補佐及び主幹が5名、それから係長が4名という状況でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 三股町では、やはりまだまだ一般的に女性を認めてないような人も、中にはいらっしゃるわけですよ。つい最近も、ある課で男性職員がたまたまいなくて、外から電話がかかってきたとき時に女性職員が出られたら「誰も男の人はおやれんとな」と言われたと。その人は、その部署でもベテランで、一番いろんなことがわかっていらっしゃるのに、女性であるがためにそういうふうな、電話の人が言われたと。やっぱり、そういうふうなこともあって、私たち、わかっている人は、男性も女性も一生懸命やって頑張ってるというふうなことを思うんですが、まだまだ中には女性をそのような目でしか見てないような風潮が見受けられるときもあるわけですね。だから、やはり役場というのは代表される職場ですので、やはりそういう面からも優秀な人材は、女性であれ、男性であれ、積極的に登用して行ってほしいなというふうに考えます。

それと、今、審議会とかそういうふうな中に女性は、本町の場合、何%ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 審議会の女性委員の割合でございますけれども、本町の場合は11%という数字でございます。ちなみに議会は、ご存じのとおり16.7というところと、あと自治会にいないということで、県の資料からなっております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、男女共同参画の条例を制定しているのか、それから計画を策定しているのかお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 条例につきましては、県内の状況ということで、まずは、市は全て、9つの市は制定しております。あと、1町1村ということで高鍋町と椎葉村が条例を制定しているところでございまして。それから、男女共同参画に関する計画ということで、こちらにつきましては9市と3町、国富、新富、それから日之影町が現在策定していると。

本町も平成13年の4月から23年の3月までということで、10年間の計画を持っていたんですけども、この条例も、それからこの計画の策定も努力義務みたいな形になっているものですから。県は、もうつくらなければいけない、義務ですね。ところが市町村においては努力義務

という表現がしてあるんですけども、こういう形で制定に至っていなかったということかなというふうに判断しております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 男女共同参画に関する計画策定は、まだされてないということで、前、平成13年から23年3月まではあったわけですね。今、25年ですから、2年間ないわけですが、これをつくる予定というのはあるのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 実際この2年間、空白ができてしまったんですけども、県のほうでも、努力義務でありますけれども積極的に策定するよということと呼びかけがございましたので、26年度、策定計画ということで、3カ年実施計画のほうにもそういう計画でのせているところがございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） その26年度中に策定して、今までとどのように、策定していけば変わるのかどうか、その中身をどう考えてらっしゃるのか、町長お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この、平成13年につくった計画がございます。それを踏まえながら、より実効性のある、要するに数値目標等も置きながら、女性登用ができる。私としては、先ほど言いましたように役場というだけではなくて、町全体が男女共同参画というような方向に向かうような内容と、そして、その実施できるような環境整備を含めて、具体的な内容等を入れながら策定したいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 女性を、管理職とかいろんな審議会、いろんな役職につけるに当たって、やはり男性職員の、忙しいとか、それから任務が大変だというふうな思いが女性にあって、それから回避するっていうふうな人も中にはいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。だから、そうじゃなくて、男性社会の夜遅くまでの会議とか残業とか、そういうふうなことを徐々になくして、女性が家庭も仕事も両立できるような社会、それがやっぱり女性が能力を發揮できることにつながるんじゃないかなというふうに私は思うんですが。そのあたり、役場の残業を含めて、そういう女性が進出していけないような壁というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 以前は、女性にはこんなかなというところで、女性の方々も遠慮されるケースがございましたけれども、近年においては女性の方もそういう配置におりますし、

またそれぞれの職場で活躍している状況もございます。積極的に何事にも取り組んでいる環境にございますので、全体を、職場の環境をそういうふうを持っていきながら、女性の理解も得られればというふうには考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本当に一日も早く。私、まだ議員になったころでしたかね、1人、女性の課長がいらっしゃいましたよね。今、監査をされている。やはり、ちょっとうれしかったんですね。それと、その監査を選ぶときにも男女区別なく選ばれて、女性が監査になられたというふうなことを見たときに、本当に自分自身、うれしい気がしたんですね。やっぱり、私たち年代の人たちは、三股町では特に、何か発言するとおなごのくせにとかいうふうに言われたわけですね。私たちのころは、まだ学校でも、先生たちも女性の先生というのは本当に少なかったんですけど、そういう意味で、今ほとんど、小学校、中学校、女性の先生たちも校長先生もいらっしゃいますが。そのあたり、ちょっと学校現場のほうのことも聞きたいと思うんですが。今どれぐらいのパーセントで女性教職員が、管理職いらっしゃるのか、ちょっとお尋ねいたします。教育長、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 女性の問題ですけど、町内の管理職につきましては、町内小中学校では現在は、教頭、校長、おりません。県全体で言いますと、ことし、平成25年度の状況ですけども、小学校の校長が10%が女性です。中学校の校長につきましては4.5%。教頭は小学校が14%、中学校が6.8%。県立まで申しますと、県立、いわゆる高等学校ですけども校長は2%、教頭は4.5%といったような状況で、この推移は、ここ数年、余り大きな変化はございません。

教職員の状況につきましては、今は小学校におきましては男性と女性の比率が、もう女性のほうが逆転しておりまして多くなっております。4対6ぐらいの割合で女性が多くなってます。中学校におきましては、ほぼ同じぐらいに近づきつつありますけども、6割、6対4ぐらいで男性がまだ多いですけども、学校によってはもう逆転しているところもあります。現状としてはそういう状況です。

教職員の場合は、管理職につきましては採用試験、いわゆる管理職採用試験を受けて、任用しからの試験を受けてからの採用ということになっております。今、現状では、まだ女性の任用希望者が少ないというのは現状のようです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 最後に町長にお尋ねしますが、町長が女性管理職に対しての働き

かけと、これから何年かの間にそういうふうな方向で進みたいというふうに思ってもらえるのかどうか。そしてまた、女性管理職を登用していく場合、どのあたりに目を向けて、そして女性の能力を引き上げていきたいと考えていらっしゃるのか、最後にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、総務課長の話がありましたけれども、今後、女性の方々、優秀な人がたくさんいると。そしてまた、男女の比率も相当拮抗してきつつあるという中での登用ということでございます。やはり、女性という立場、そしてまた生活者、組織の活性化を含めて、女性の登用というのは非常に重要だというふうに考えてます。このあたりを人事異動関係の中でしっかりと、その視点を持ちながら登用させていただきたいなというふうに思います。

女性だから、ここはだめだとか、そういうふうな観点から物を見るのではなく、チャレンジしていただいて、そしてまた、そういう中でどういうものが女性の視点から職場の活性化に役立つのか、そういうところもやってみないとわかりませんので、いろんなところにチャレンジをしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議員（7番 上西 祐子君） 以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位2番、内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） おはようございます。今回は、畜産について4項目、食について1項目、地域からの要望の進展について2項目、質問をさせていただきます。その中で、畜産についての4項目めの不起訴処分とされたことについては、質問はいたしませんのでご了解いただきたいと思います。

2010年の口蹄疫の感染1例目発生から、4月20日で3年を迎えました。昨年は、全国和牛能力共進会、全共で史上初の連続日本一に輝き、ことしの5月からは29万7,808頭の殺処分家畜埋却地の再生も始まっております。目に見える形で、本県の畜産の復興は進んでおります。

一方で、畜産農家の経営環境は依然として厳しく、県、JA経済連は販売戦略に力を相当入れると。10年前、4万円前後だった配合飼料の平均価格は、昨年12月、6万3,000円まで高騰しております。県は、生産コスト低減、販売力強化などを目指し、10年後の畜産新生プランを作成しております。本年度予算では、宮崎牛、販路拡大対策に昨年度の約2.5倍を計上しているということです。全共連邦を期に、東京や大阪で商談会を開くなど積極的なキャンペーンを展開しているということです。宮崎牛のブランド価値を高める狙いでもあるということでもあ

ります。

今、牛肉の輸入量が伸びているということです。福島原発で輸入規制を設けた各国が徐々に解禁をしていることに加え、海外で日本食ニーズが高いという言葉が背景に言われております。日本では、飼料高騰や高級牛乳の消費低迷が農家の経営を圧迫する中、群馬県、岩手県など一緒に力を注いできた産地は、一層の輸出拡大を目指していると言われております。その中で本県の河野知事やJ A宮崎経済連、県内商工団体関係者は、近々中国・香港を訪問すると言われております。一般参加も含めた総勢150名の大訪問団となる見込みで、県を挙げて県産品をPRするのが狙いと言われております。

このような、県内に7つの家畜市場があります。西臼杵地区の高千穂市場、東臼杵地区の延岡市場、児湯西都地区の児湯市場、宮崎東諸地区の宮崎市場、都城三股の都城市場、西諸・えびの・小林地区の小林市場、日南串間地区の串間市場。口蹄疫前の県内の和牛生産農家の戸数、頭数について、現在と比べてどのようにあるか伺いたいと思います。

あとは質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 畜産について、口蹄疫前の県内の和牛生産農家の戸数、頭数について、現在と比べてどのようにあるか伺うというご質問に回答させていただきます。

お話のように、平成22年の口蹄疫の発生確認から3年が経過したところでございます。この3年間、復興再生に向けてさまざまな活性化事業やイベント開催など、「忘れない、そして前へ」の合い言葉とともに取り組んでまいりました。しかし、口蹄疫の後遺症は大きく、完全復興再生には時間を要するところでございます。

ご質問の口蹄疫発生前と現在との比較ですが、口蹄疫被災地域において県が取りまとめた口蹄疫収束の畜産農家経営再開状況、25年4月20日現在でございますが、によりますと、戸数では肉用牛繁殖58%、肥育86%、酪農89%であり、牛全体で62%の農家が経営を再開しています。また、養豚は60%の経営再開となっています。

次に、頭数については肉用牛繁殖50%、肥育81%、酪農96%であり、牛全体で頭数が69%復活しています。養豚は70%の頭数復活となっています。

被災地域の畜産農家の経営再開については、高齢化などにより農家戸数が全体として減少している中で、今後大きく伸びることは期待できない状況にあるというふうに言われているところでございます。

県全体の口蹄疫発生前の頭数を基準とした回復状況につきましては、口蹄疫の発生により牛と豚を合わせた当時の頭数の24%が処分されました。それで、口蹄疫発生前の76%となっていたものが現在は90%までに回復をいたしているところでございます。

今後は、県が本年3月に策定しました宮崎県畜産新生プランに基づきまして、生産性の向上等の取り組みにより、県全体での飼養頭数の確保を図るといふようにされておりますので、そのような方針に基づいての推進をいたしてまいりたいといふように考えてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 全国的に頭数は減少しているといふようなことですが、内容につきましては、東日本大震災ですかね、福島原発、放射能汚染問題とか、口蹄疫、高齢化に伴う問題が多いんじゃないかと思っております。

このほかに、このようなことで減少しているんじゃないかちゅうなことがあったら教えていただきたいと思っております、また、別にこれ以上これ以下にはありませんちゅうことは、はい、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、高齢化等については、どの地域にあってもある問題でございまして、高齢化等で農家戸数が伸びないという部分はあると思っております。そしてまた、先ほど議員もおっしゃったように飼料高騰、あるいは新しい若手の方が農業、畜産をされるという場合において、現在なかなか、例えば牛舎を建てるににくい状況にあたり、資金、要するに開業する場合の資金のやりくり、そういったものでなかなか伸び悩む部分がございます。1番の部分は、後継ぎがないと、後継者がいないという部分が多かろうと思っております。

そういったものを含めた、先ほど言いましたような県の畜産新生プランの中でも検討していくようになっているところです。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ほとんどの方が、後継ぎがない、資金面が色々苦しいちゅうなことが言われるわけですが、そのような中で、児湯、西都市から最初口蹄疫が発生したわけですが、まあ、向こうが一番まだ細菌がまだなんか、なかなか行ってないちゅうなことだと思っております、県内の市場を見たときに、その市場別の頭数といふのはどのような状況になつてるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ただいまのご質問ですが、県内の市場別の頭数はどのようなかといふご質問でございますが、口蹄疫発生前と、現在との比較について、4年間についてお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、議員がおっしゃいましたように県内は宮崎、南那珂、都城、小林、そして児湯、延岡、

高千穂と、7市場ございます。その中でも、入場する頭数が年間で1万頭超えるのが都城、小林、児湯の3市場と、この3大市場になっております。

県の畜産協会がまとめた数字でございますけれど、口蹄疫発生前の平成21年時、地区別子牛せり市入場頭数によりますと、都城が2万1,834頭ございました。小林が1万7,411頭、児湯が1万2,992頭、宮崎9,998頭であり、全体で7万7,682頭となっております。それが、口蹄疫が発生した平成22年時になりますと、都城が2万1,402頭、小林1万7,178頭、児湯が4,157頭、宮崎8,847頭であり、全体で6万6,545頭、約1万頭の減少となっております。

23年時になりますとさらに減少いたしまして、都城が1万9,252頭、小林が1万5,191頭、児湯が1,452頭、宮崎8,174頭となり、全体で5万8,175頭。平成21年時と比較しますと、約2万頭の減少となっております。

昨年ですが、平成24年時におきましては都城2万4,933頭、小林1万6,687頭、児湯が5,215頭、宮崎9,031頭、全体で6万5,717頭と、若干ですが回復の兆しが見えるようでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） この問題は、なかなか難しい問題だと思いますけども、今、肥育農家、枝肉の価格がちょっと上がってきていますけども、やっぱり頭数減による価格上昇いいますかね、それがやっぱり市場に響いてる状況だと私は思うんですけども、全国的に、バイヤーいいますかね、鹿児島から買われる方が遠くから都城に来られたり、こういったあちらも懸念されるちゅうな形でこちらに来られたりするわけですけども、この中で、枝肉の価格が3等級から、さらに2等級、3等級、4等級と上がってきているわけですけども、その全体の要因ちゅうのはちょっとわかったら教えていただきたいですけれども、わからなかったら結構です。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 枝肉の価格。

○議員（4番 内村 立吉君） はい。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 現在の市場等を見ますと、基本的に上がっているのは今、子牛の価格のほうが上昇していると、そういう形が目立っております。枝肉については、それほど急激に上がっているという状態ではなかろうかと思っております。理由としては、特別これが理由だということはありませんけど、現状の流れではそんな感じでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） はい、もうわかりました。

次に、都城市はもう畜産課内に共進会対策室を新設して、2017年の宮城県で開催される全国和牛能力共進会について準備すると言われております。本町として取り組みをなされているか、そのようなことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 回答させていただきます。

2017年に宮城県で開催される第11回になりますが、全国和牛能力共進会に向けた本町の取り組みについてのご質問ですけれども、都城市が畜産課内にこの共進会対策室を設けたということは存じております。

昨年度の長崎大会において本町の福永透さんが第9区において日本一となられていますが、都城市からは生体、枝肉のどちらにも出品がなかったということで共進会対策室を設けたというふうに聞いてるところでございます。

本町では、現在、この2017年に向けた独自の対策というような実施していませんけれども、管内で、この都城管内ではいろいろな取り組みがなされていますので、この取り組みと歩調を合わせて対応していこうというふうに考えています。

具体的には担当課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 昨年の12月の定例議会においても答弁をしておりますけれども、三股町、都城市、そして振興局、普及センター、そしてまたNOSA I都城とJA都城が一堂に会した検討会というのは随時開催しております。また、その中で、JA都城管内からの全国共進会出品というのを目標にしているところでございます。

また、ことしの6月7日でございますけれども、それは関係機関によります和牛共進会出品対策協議会が設立されております。この協議会において、全国共進会だけではなく県の家畜共進会についても事業の対象としておりまして、そういった全国和牛能力共進会に出品するため、肉用牛の改良について指導等、協議、指導を行いまして地域の肉用牛の発展を期することを目的に候補牛造成のための計画交配、あるいは飼養管理、指導技術向上、関係機関との情報共有など事業項目に上げまして、県の家畜改良協議会を指導項目としております。

なお、この和牛共進会出品対策協議会においては、基本的にはプロジェクトチームによる研修会やJA都城管内における新規種雄牛の産子調査などを行う予定となっております。

また、全国共進会に管内から県代表牛を出品する手だてとしまして、既に三股町、都城市、JA都城が合同で取り組んでおりますが、新規種雄牛人工授精推進事業、肉用繁殖牛導入事業、肥育素牛導入事業などを平成25年度事業として実施しております。これに加えて、三股町独自の強化事業ということを産業振興課内で今、検討しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、都城とJAさん一緒にお互いに畜産振興のためにいろいろと、また西米良地区ですかね、家畜の改良事業団の種雄牛の設備が出てきましたから、新しいまた種雄牛ができると思いますので、ぜひ、お互いに、北諸、都城が畜産が基盤ですから、またよろしく願いするものであります。

4番目に入りますけど、このことには質問はいたしません。ただ私が内容を把握していますので、よろしく願います。

本県で発生した口蹄疫をめぐるまして、前の知事、県などが特例で県乳牛を移動制限区域に移動させたのは家畜伝染病予防法違反の疑いがあるとして、全国の畜産農家43人が前知事の告発した問題で宮崎地検は5月24日、告発事実を不起訴処分としたと、告発されたのは前知事、県農政部長、家畜改良団理事長、感染が拡大した2010年5月13日同事業内団の牛1頭に発熱があったにもかかわらず、農場内の正常性を確認しないまま県乳牛6頭を西都市の農場に移動させたとの告発事実について「移動させたのは事実だが、適応と説明罪とならずと判断した」と書かれてたわけですけども、まあ、以前にもちょっと法に触れさせていただいたわけですけども、やっぱりこの問題につきましては、全協もこれ以後から行われたわけですよ、やっぱりですね、その中でやっぱり守るべきとこいいいますか、とるべき処置は私は正しかったんじゃないかと思うかと思っております。このことがなかったら宮崎の畜産は、もうだめになったんじゃないかと思っております。

今後も、行政やらJA、生産者が一体となって畜産振興に尽くしていただきたいと思うのであります。

以上、申し述べさせていただきます。

続きまして、本来は無害な食品に体が過剰に反応する食物アレルギー、今、テレビを流れたり新聞等にも載ったりしているわけですけども、最も多いのはかゆみや蕁麻疹、皮膚症状、激しくなったら呼吸困難、ショックを起こし治療が必要となっております。これに対しましても、食事が基本とも言われております。食物アレルギーの子がふえ、保育教育現場は対応を迫られているというようなことが言われております。このようなことでちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 食物アレルギーということのご質問ですが、食物アレルギー、非常に広範囲でございますけれども、今、問題になっているのは学校給食での取り扱い、これが主なテーマであろうかと考えますので、これについて教育委員会のほうで回答をしていただきます。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 食物アレルギーについてということで、お答えいたしますが。

議員の皆様方もご存じのとおり、昨年の12月末に東京都の小学校で食物アレルギーのある児童が、一般給食を食べたことによる死亡事故が発生しております。この食物アレルギーについては、非常に本町でも危惧しているところであります。

そこで、本町では学校給食の食物アレルギー対策としては、以前お答えしましたように、現在も給食、牛乳のみの対策を行っております。年度当初に各学校から給食センターに報告をもらい、飲めない児童生徒・職員に対して牛乳の供給停止を行っております。また、使用されている原材料を明記した食物アレルギー対策用の献立表を必要な家庭に配付し、保護者に確認をしております。

あわせて、食物アレルギーについて報告をしていない家庭の判断、資料として、本年2月から三股町の公式ホームページに通常の献立とアレルギー用献立を掲載をしているところであります。

また、学校におきましては年度当初に健康診断や家庭訪問等で保護者から児童生徒の状況や主治医の指示について確認をし、教職員で情報の共通理解を図るとともに、給食や宿泊を伴う校外活動においても食事等の配慮を行っております。

さらに、食に関する指導として小学校6年生の家庭科の授業において、児童が食品の原材料をパッケージで確認する画面で、栄養教諭が、児童に対して食物アレルギーについて自分で気をつけたり、周囲へ気配りするよう指導しております。

そのような学習を通して、児童生徒に食品の品質や安全性等に関する基礎的な知識やみずから判断できる能力を身につけるよう指導しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今、いろいろと内容について説明があったわけですが、やっぱり子供を守るため、食物アレルギーに対応できる教育現場の体制づくり、といいますかね、直すことも、大切だと思いますので、教育の中でよろしく願いますのであります。

続きまして、以前、総務課のほうに一応、宮村地区の寺柱の「くいまーる」についてちょっとお話をさせてもらっております。ちょっとまたこの宮村寺柱地区が、「くいまーる」が小学校の下まで今んとこ来るちゅうふうなことで、上まで行かないから買い物されたときなんかちょっと困ってるちゅうなことで、ちょっと要望をいただいたもんですから、そのことについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） コミュニティバス「くいまーる」につきましては、運行を開始してから今年度で7年目を迎えて、交通弱者と言われる高齢者等には買い物や通院への移動手段として定着しており、利用者数は、少しずつではありますけれども、増加しているところでございま

す。このうち、樺山、宮村方面につきましては、通学支援便として平日の朝1便、夕方2便。生活支援便として毎週火曜日5往復と土曜日、祝日に3往復を運航していますが、利用者は増加傾向にあるものの、長田や蓼池方面に比べると少ない状況となっています。

質問にあります、バス路線の変更等につきましては、まずは地区全体の要望を基本としております。3地区ですね、今回の場合は。地区の要望を基本としており、利用者の利便性、運行の安全性、収益性、そして地域の理解、協力等を総合的に判断いたしまして、最終的には国、県の関係機関及びバスやタクシーなどの事業所、それから住民代表で組織する地域公共交通会議で決定することになっております。

今後も、地域住民の足として誰もが利用しやすい運行に努めてまいりますので、「くいまーる」の活用とともに運行に関する積極的な要望、ご意見をお願いするものでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） いろいろと難しい状況もあろうかと思えますけども、つくりを下げますくらいまでですけども、運行したときにまた利用者がふえるというような形も考えられますから、そういう話も聞いとります。できたら、いろんな、今、また改めてこういう場で伺いましたから、またそれはそのようにして地元の人たちにもそのように、その説明はしていただきたいと思えます。

続きまして、防火水槽のタンクのふたのところ、夜間でもわかるように塗料を塗ったらというような、夜間でもわかるちゅうな、そのですね。これは消防団のOBの方からそういう話がありました。これも、以前にちょっと総務課のほうに行って話はさせていただいたわけですけども、これも地元の総会場でちょっと出たもんですから、こういうことについてちょっと伺わせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 町が管理している消防水利として、消火栓が町内に318カ所、防火水槽が89カ所あり、各地区の消防団が管理しています。これらの消防用水には、消火活動において必要不可欠な施設で、特に住宅火災等では水利の確保は重要であり、毎年度増設してるところでございます。

消火栓及び防火水槽については、従来から標識により表示しているところではありますが、設置場所によっては標識での表示ができない箇所もあり、平成23年度から光灯を反射する黄色の道路ライン表示を勧めておまして、現在、消火栓55カ所、防火水槽5カ所にライン表示で対応しております。

ちなみに、蛍光塗料というのがありますけれども、こちらにつきましては長持ちがしないということで、雨、風とか、車が乗ったりして弱いということで、通常の道路ライン表示、こちらの

ほうを使ってやっております。

平成25年度も30カ所ほどを見込んでおりまして、標識による表示が不可能となっている箇所から実施する予定でございます。

今後も消防水利につきましては、住民にもわかりやすい表示に努めていこうということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） この場でまた伺わせていただきましたけども、やっぱり、いかなるときに、そういう、あつてはならないことがあるわけですから、やっぱりそういう処置的なことといたしますか、やっぱそれは、やっぱりそん中でやっぱりはげるちなことですかね、まあ、そういうことも私なりに理解いたしましたので、そのようにまた、その分野は地区の住民には伝えておきますので、また今後ともそういう対策として新しい対策があったらいろいろと願いたします。

じゃ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） ここで11時20分まで本会議を休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位3番、指宿君。指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、通告に従いまして、質問してまいりたいと思います。

最初の問題については道州制の関係で、1番目の質問と重複しますけれども、ご了承を願いたしたいと思います。

今回、マスコミ等に町長のアンケート調査の結果が出ていました。その内容等が、今の時期に合併というのはわからないとかという話が、合併がまだ収束していないのにていうような趣旨のものが書いてありました。

今、この道州制について、例えば州都をどう考えられてそういうことを言われたのか、そういう話が今大体もくろみとして論じられているのか、可能性はどういうことになっているのか、わかっているならばその観点のみで答えていただきたいなあというふうに思います。

以上で、演壇からの質問終わり、あとは、質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 道州制の基本的な考え方を問うということで、先ほどこの道州制の概要については、上西議員の質問に回答したとおりでございます。

この道州制、これは九州広域行政機構ですかね、そちらのほうでもいろいろと議論もされているようでございます。関西圏と九州圏が圏域が非常にこの道州制に対して、非常に積極的だというふうな印象を受けているところでございます。そういう中でこの前、熊本のほうで道州制の研修会が、九州の町村長を招いての研修会があったわけなんでございます。その中でやはり、先ほどお話ししたように、いろいろな理由でこの道州制に対しては反対だというような決議をさせていただいたところでございます。

その一つの中にこの、先ほどもお話ありましたが、道州制の議論というのが政府与党や財界、そして大都市中心に進められてきたものでありまして、直接の当事者であります町村等に向き合っていないと、なぜ今、道州制なのかと、その根拠が不明確だというふうに感じています。

そして、先ほども言いましたが、道州制での基礎自治体、そちらが処理する事務というのが、この従来の市町村の事務に都道府県から承継した事務というふうにされていることから、受け皿となる基礎自治体はある一定の人口規模を持ちまして、広域的な自治体が想定されます。ということは、さらなる市町村の再編が考えられるということで、市町村のさらなる合併というふうな認識をいたしてるところでございます。

といいますのは、やはりこの平成の大合併が終わりまして、まだ5年、6年というようなところでございます。これから、それを合併した市等の運営、財政のあり方等、まだ見えない部分が多々あります。そういう意味も含めて、まだこの平成の大合併がきちっと検証されてないと、そういう中でのさらなる合併を進めるということに対しては、大変、時期尚早ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

ですから、この道州制のメリット、デメリット、国と道州の役割分担、基礎的自治体の財源の制度設計など、さまざまなテーマについて議論を深め、中長期的な視野で検討することが必要じゃなかろうかというふうに考えているところでございます。ですから、今国会に提案されようとしておりますこの道州制基本法案これについては、やはり反対という立場でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この問題については先ほどの質問の中にもありましたけれども、宮日シリーズを組んでいました。その中で一番目に入ってきたのは、自民、公明両党は今国会に道州制推進基本法案の提出を目指していると、こういうふうに書いてありました。国会の中で3分の2以上を得ている両党が出せば、そのまま通ってしまうのかなというふうな危惧をまあ、

今回、参議院選挙もありますが、そうことからいうと大変危険だなというふうに思っているところでは。

私も町長と同じように、この道州制については、見聞きすればするほど大変な問題をはらんでるなというふうに思っています。

例えば、州都をどこにするのか。一番、人口からいうと福岡、地理的条件からいうたら熊本。この日本をつくったのは鹿児島ですよ。薩長連合ですかね、鹿児島の人たちはそう思っています。そういうことからいうと、州都すら漫然とわからない。ましてや、宮崎という話には絶対ないだろうと思っています。そういうことからいって、基本スタンスをちゃんとしながら、いろんなところに発信していただきたいなということも申し添えて、この問題を終わりたいと思っています。

さて、2番目の問題で、要するに自然エネルギーの発電の本町の取り組み状況を問うというふうに書いておきました。太陽光発電の敷地のため宮崎市は学校等の敷地を民間へ貸し出しさせているが、取り組みはできないかというふうに書いておきました。

これも新聞紙上、町長見られたと思いますが、一番敷地の中で問題にならんとは屋根ですよ。屋根を平米100円ですか、貸し出すという、100円以上ですけども、そういうところに想定以上の業者の方、民間の方が来られたということで、要するにこの問題の一番趣旨は、お金は取るんですけども、それは微々たるお金で、いざ災害が起きたときにその敷地に発電を優先的に回すと、ここがみそではないのかなというふうに思っています。

都城の近辺を見てみると、例えば昔の専売公社跡、今は平和リースで書いてありますが、あそこも物すごい数の太陽光発電をしています。

それから、三股でいうと大淀開発ですか。それから、都城のど真ん中でいうと本駅の旧操車場があったところ、敷地全て、もう全てと言っていいぐらいJRの敷地に、ちょうど駅裏になるんですが、物の見事に太陽光発電を並べています。ということは、そういう事情が逼迫しているんだろうと、そういう一等地を解放、こうやってもそれに足り得る発電の見合う金が入ってくるんだろうというふうに推測すると、三股町もまずは学校校舎の屋根、東西に広がってますから、屋根そのものは南を向いているということを想定すると、そうなのかな。例えば、新しい、子供たちが集まるようなところの施設をつくる、例えばプールの上に屋根をつくる、いろんな想定はできると思います。ましてや、その人が運動場の中につくるなんてことは言ってないんです、広義的に「敷地を」というふうに書いておきましたので、これについて町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 自然エネルギー、太陽光発電施設ですが、そちらのほうの敷地の貸し出

しということで宮崎市が始めまして、これについての本町での取り組むことはできないかというご質問でございますけど、回答させていただきます。

宮崎市の屋根貸し太陽光発電設備設置事業は、温室効果ガスの発生抑制と、地域経済の活性化、そして災害時における公共施設機能の強化を図ることを目的に、太陽光発電事業を行う事業者に対しまして、公共施設の屋根などを有償で貸し出す事業でございます。

この事業の取り組みは全国的にも徐々にふえてきておりまして、県では神奈川県を初めとして千葉県、埼玉県、群馬県、長野県、福島県、九州では福岡県、佐賀県、大分県と取り組み、市では宮崎市、富山市、栃木市など人口規模の大きい市が取り組んでおりますが、町村単独での取り組みは今のところ、まだないところがございます。ただ、新潟県だけが、県を窓口としまして、県内23市町と共同で事業を始めております。この事業の推進に当たっては、種々課題もあるようですので、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、この事業について、ちょっといろいろ調べておりますので、その情報をお伝えしたいと思います。

先ほど、議員のほうから言われましたように、県内では宮崎市が初めてこの屋根貸しというのを始めております。全国的には、今、町長が言いましたようにあちこちでやっているようなんですが、まずこの事業について調べてみますと、設置事業者の選定とか、設置までにいろんな課題があると聞いております。これを企画提案書を提案して、その提案書を比較してその最もいいのを選定するというような形をとっているようなんですが、その中で、まず事業期間なんですけれども、事業期間が大体20年というふうに、長期にわたると聞いております。その20年間の間に経営が安定して、提案する内容の施工実績とか、運営能力、経営能力があるかどうか、20年間ですね。それと、発電設備の設計、材料、工事、維持管理、各種手続などが適正に行われるかどうかの判断も必要だと。それと、もし選定された場合に計画書どおりに事業が行われているかどうかをチェックする必要があると。それとまた、設置するに当たっても当然、公共施設の屋根に乗せるわけですから、その工事に当たってはその公共施設の稼働に影響を与えないような施工法があるのか、また設置場所については当然、行政側との協議、または施設の構造、設備に損害を与えないような指導等も出てくるということです。

それから、設置した後の事業期間中なんですけど、例えば設置したことによる屋根の雨漏り等が生じた場合は、設置者の責任で原状復旧というのが必要になるんですけども、これがその建物の老朽化による雨漏りなのか、それとも設置したことによる原因による雨漏りなのかという、そういう判断も出てくるというような、さまざまなこの課題があるというふうに聞いております。

それから、この事業については事業者の選定から設置、さらに事業期間中も建築基準法とか、

電気事業法とか、再生可能エネルギーの特別措置法など精通した人材がいると、また、太陽光発電設置に関する専門的な知識を持つ人材なども要するというので、やはり一番問題なのは、その体制を構築する必要があるということをお聞きしております。

こうしたことから、先ほど町長が言いましたように、町村では体制の確保の問題から、この事業の取り組みがおこなわれているのではないかと考えております。

つきましては、この事業につきましては、先進地の事例を参考にしながら、十分協議した上で慎重に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） まず、最初に返って、この屋根貸しがあるんですが、行政がこういうことをやっているというのは全国的にあるものか、直接経営ですね、あるのかどうか質問したいと思います。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） この今回の場合は、全量買い取り制の全て発電を買い取るという、この今36円という金額なんですけど、これによる自治体は、例えば土地をそのもの、町有地とか行政の大きい土地を使ったりというのはあるんですけど、これはほとんどは全てを外の人に貸す、行政自体で全量買い取りというのは余り聞いてません。行政がやるのはどっちかというところ、やはり自分で発電、消費する目的、それとか災害対応というのが多いと聞いてます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） まあ、民間がこれに乗り出すということは、それ以上の収入を、要するにペイ以上のものがないと乗り出さないと考えますよね。そうすると、どこに、要するに事業形態として成り立たないのかなあというふうに思ったので、そこについて、例えばほかのところ、一番魅力なのは、要するに災害等々があったときにその発電したものを自分ところで使える、要するにその場所が昼間だけ、バッテリーを積んでればいつときあるでしょうけども、まあ大体昼間は使えるだけの発電を、天気さえよければあるわけで、そのところがちょっと、いうと理解に苦しむんですよ。何で民間ならペイできて、行政ならペイできないのか。

例えば電気やったら、水道だってもそうですね、電気の専門屋さんには委託にしていますよね、発電やらいっぱいありますので。そういうところで委託をして、そういう人に個別に頼んでます、ということをしてペイできている。民間だっただけをやるためには、そういう人を雇わないかんわけですから。なら、その何でそのギャップがあるのかというのが知りたいんですけども、わかれば教えてください。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 実はこの庁舎の上に太陽光発電をして、庁舎内のクーラーの電源の補助とかいうのを、ちょっと最初計画してまして、それで民間の業者の方に、どれぐらい乗せれるか、それと工事費、どれぐらい費用がかかるかというのをちょっと聞いたことあるんですが、三股町のこの庁舎と隣の新館含めて62キロワットを乗せれるということでした、陸屋根ですね。その場合、陸屋根の場合は角度をつけないといけないということで、架台というんですね、45度の架台をつけないといけないということなんです、で、まあ、見積もりも当然いただいたんですけども、期間的には約8年か9年で元を取るということでした。その全部を売電をした場合ですね。

ところが、これが私も、言われたように、どうしてこんな公共的にやってないのかなと調べたところ、要するに工事費の関係があるというんですね。民間がやる場合は非常に安くできるんですが、公共施設というのは、実は設置した単価を全部調べてみますと、1キロワット当たり、普通の家の屋根、40万ぐらいでできるんです。40万、50万ぐらいでできます、民間だったら。ところが、公共工事、今つけてある、都城市も中学校等つけてありますが、単価を割り戻してみますと、やっぱり100万以上になるんです。そこが何でそうなのかちゅうのは、ちょっと詳しくは調べてないんですが、その辺が、やっぱり公共施設に設置して売電してもうけるという、まあ、いけば倍になってますので、設置費が、そこに何か仕組みがあるのかなと。これはその担当に聞いたわけでもなんでもありませんが、たまたま設置してあるとこの工事費とワット数を割ったときに単価が2倍以上あったというのが、一つの原因かなとは思っております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 物すごくわかりにくい説明だったんですが、要するにこれについては、普通の公共工事のように命がどうだとかという話はとりあえずないですね、架設台をつかって置く、もしくは屋根の上に置くわけですから。そんなに大きい差が、倍以上開くものかなと思ったわけですけども。この手段は、何回も言いますが、台風もしくは強制的に避難勧告をした場合にそこに電気が来るんですよということをすれば、全然違う勧告の仕方ができるのかなというふうに思ったので、ぜひとも、この貸すのは、そりゃ、そういういろんな問題もあるでしょう、もちろん宮崎県内全部で市町村でやるとかということもあるのかもしれませんが、これも書いてありますが、外部有識者でつくる選定委員会とか、そういうことが書いてありますが、そういうのをクリアをしないということであれば、単独で何かやってみるということも、ただ補助金をもらってやろうと思えば100万かかるのであれば、単体であれば40万で済むのであれば、なんかそういう売電を主な目的にして役場のこの全部陸屋根やから、役場の上にでも乗して1回やってみるとか、何かそういうことも考えながらやるといいのかなあと。ちょっと考える必要があるのかなと思いますので、引き続き検討してほしいというふうに思っています。

以上、これはお願いでありますので、また質問するかもしれませんが、よろしくお願ひします。さて、3番目の問題に行きます。

町長がいきなり、いきなりちゆたらおかしいですかね、アグレッシブタウンとか、私、片仮名余り好きじゃないんですが、どうもだまされたような気がして、アグレッシブタウンやアスリートタウンと、まあ、こういうふうにあります。質問の趣旨にあるように、アスリートタウンというのは町長の存念はアスリートを連れてくるつもりなのか、アスリートを育てるつもりなのか、その両方なのか、そんぐらいしかならないと思ひますので、答弁をお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このアスリートタウンまちづくりというのを掲げておりますけれども、これは町体育協会がこの提唱をして、それを踏まえながらのまちづくりを進めたいという希望から、そういうアスリートタウンまちづくりを発信しておりますけれども、このアスリートというのは直訳すると競技者というような意味ですけれども、この前の議会だよりも書いてありましたようにアグレッシブタウン構想とはこういうものだという。それと同じように、要するに健康な町、健康を前に進めていく、そういうために町民全体でそのようなこの意識を持っていて、スポーツに親しむ、それが健康につながっていくというような意味合いでの広い意味でのこのアスリートというような使い方をさせていただいております。それを一歩踏まえて、このアグレッシブな、まあ、アグレッシブというのは積極的なという意味ですけれども、そういう施設整備含めて、このアスリートタウンの構想の中をより具体的に前に進めていこうというのが、次のステップというふうに理解していただければと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） どうせなら、誰にでもわかるように、日本語にしてほしいなあとと思ひます。

健康の町でうん、それであれば十分ではないんですか。アスリートって普通、一般に普通常識的にいうと、例えばオリンピック目指すとか、例えば全国一を目指すとか、普通そうですね、延岡がアスリートタウンと提唱しています。あそこはわかりますよね、柔道あるいは長距離、日本一を目指してますし、オリンピックの選手も出ています。普通でいう、片仮名でいうと広義的にとられるから何でもいいという話になるのかもしれませんが、要するに、町民の健康のためということであれば、健康のまちづくりというふうにしたほうがいいと思ひますが、町長、見解をお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 健康のまちづくり関係につきましては、そういう言葉遣いは常にいろんな計画等、福祉計画含めていろんなこの使わしていただいております。

このアスリートタウンというのは、先ほど言いましたように、この体育協会を含めたところが、まずはそういうまちづくりというものを一つ提唱されました。それを踏まえて、この健康とこの競技者、そういう二面性を持ったところの取り組みという意味合いでの広い使い方というふうにご理解いただければと思います。

そしてまた、中学校を含めて、スポーツ少年団含めて、全国大会等、いろんなところで活躍しています。そういう意味合いでもっともっとここをバックアップしていく、そういう意味合いでの使い方もさしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 私自身も町長がそう言われるまで、アスリートをつくるというふうに思っていましたので、質問の趣旨から少し違うかもしれませんがご容赦願いたいと思いますが。

要するに、普通一般的にどの人に聞いてもアスリートタウンと言うと大体、健康を目指すまちということにはつながらないかなというふうに思っています。要するに、町民が全て健康を目指すために運動をするんですよ、より身近なスポーツとして体を動かす材料としてやるんですよというのであれば、少し意味も違うのかなあというふうに思っていますが、町長とかみ合わないんで、最初、私はそういうつもりでこのアスリートタウンというのを見ていましたので、やっぱり健康のまちというのは健康のまち、健康を、要するに全員という意味ですよ。で、アスリートちゅうのは何かトップっていうふうに、まあ、普通はトップアスリートとかいうんですけれども、トップという意識が強いので、そこら辺はどうかなというふうに思っています。

そこでまた、この施設について質問をいたしますが、質問の中でいうと町長が一番親しんでいるスポーツ、テニスですね。今、テニスコートが4面あります。で今回、中学校は、硬式テニス部として中学校で認定されて、軟式が男女、硬式、3つあって、その今4面の町のテニスコートをCとD、奥のほうの2面だけを使ってあとは体育館の横にある自然の土のところを使って行っていますけれども、何回、まあ、管理が、弓道場の管理が無効になったという懸念もあるんでしょうけれども、見ても手前のほうは、要するにがらがら状態。向こうは、表現がいいかどうかわかりませんが、芋の子を洗うような状態ですね。

例えばサービスの練習をして、一方ではもうどうにもならん、卓球に例えると卓球台を1台やっちゃって、はい、ここで10人練習しろって言うような気がするんですよ。で、主眼は手前のほうの2面のところについても、やっぱり一般の人が使う、使わないというのがあっても、例えばAとBの間にネットでも張って、少し中学校の子供たちをこう分散さしてあげたらどうやろうとか、いろんなことを考えながら見ていました。町長の存念も私よりも頻繁に行かれてい

る町長ですから、テニスコートの現状は一番おわかりだと思いますので、町長としてテニスコートの今後のありようについて、お答え願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 具体的な質問ですけれども、これについてはそれぞれの今までテニスコート含めていろんな施設、体育施設、中学校との使い方ということについて、それぞれルールがございまして、それを踏まえた使い方がいいのではなかろうかというふうに思います。要するに、この体育施設自体は学校以外については一般用ということであつておりますので、その辺を踏まえながら中学校とのこの使い方についての取り決めを含めてやっていくということによろしいのではなかろうかというふうに思います。そういう意味合いで、そのテニスコートを含めて、それぞれのほかの施設もそうですけれども、のっとなってやっているというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 趣旨をまあ少し、例えば、もっと具体的に言うと、施設を借りに行く場合は、有料で借りる人は1週早くて、中学校は1週おくれて貸し出し、借りに行くんですね。で、そうすると有料のほうが優先になるわけですね。ですよね、先に申し込んでるんだから。果たしてそれでいいのかなあというふうに思ったわけですよ。

例えば、その中学校で全体を相対して考えている問題について、その全てということじゃないんですが、まず中学校に貸しますよ、中学校だって朝から晩までスポーツやってるわけじゃなくて、限られた時間、であれば、まず大きな大会とかそういうのを想定して言ってるんじゃないんですよ、例えば保育園の何がもしくは高校生の何がある、一般の大会がある、そんなのをその想定してるんじゃないですよ、普通に借りるときという意味です。そのときに有料だつてということが優先になってしまうと、大変困るのかなあというふうに思ったので、そのテニスコートを例に出したとしても結構ですが、要するに貸す順番ですね、貸す順番をやっぱり中学校から先に貸してこうやったほうがいいんじゃないかと、でない特定の、例えば高校生が、例えば、三股中以外の中学生がその施設を借りると、ただの練習で借りるとなったときにそこが優先になっちゃう可能性があるんで、そここのところの線引きについて、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどもお話ししましたように、施設がこの中学校の施設ではございません。町の施設でございます。ですから、やはり町民優先という形での取り扱いが今されておるところでございます。ですから、そちらのほうがまず予約をすると、そしてその後に中学校。ただ、やはり中学校は部活という形でのこの時間が限られておりますので、そのあたりについて一般も配慮するという形でこの施設を有効活用するというのいいのではなかろうか。

つまり、この一般と、要するに中学校との使用形態含めたというところをお互い理解し合いな

がらやっていくと。ですから、あいてるから全て中学校が使うという形でじゃなくって、そのルールづくりをきちっと踏まえながら、そしてまた、問題があればそこはまた教育委員会のほうで十分、その使い方について議論していただければというように思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに、例えば、その、町長が言う一般ていうのは、都城市の高校生も中学生も入るんですかと聞いてるんですよ。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） はい、それも入ります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） となると、ほかの中学校が優先されて三股中学校は後ということになるわけですね。要するに、一般のほうに入るわけだから、1週前に三股中学校以外の中学生、高校生が申し込みに行きましたと、そしたらそこが優先になるわけですから、たら、また次はそのところは借りられんと。要するに、三股中学校はもう有料で貸してるから、ここはもう使えませんと、例えば祝吉中学校なら祝吉中学校がテニスコート4面借りましたちゅたら、もう三股中学校は使えませんと、そういうことになるちゅうことでよろしいんですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 誤解のないように、中学校の部活も優先しながら、要するに割り振りはしているわけです。ですから、日常の練習についてはそれぞれの何時から何時までは中学校が使うという形で、体育館もそうですけれども、そういうほかの施設もそうですけれども、そこについてはもう中学校優先という形になります。ですから、そこは無料、そしてそれ以外のところに一般が使うと。ですから、一般とその中学校とのお互い何時から何時まで、そのあたりのルールづくりをきちっとやっていただいて、そしてやっていくと。ですから、それ以外のところでほかの中学校が入ってくる可能性もございます。

ただ、三股町も自分とこだけの優先というんじゃなく、三股町も都城とお互い一緒になりながら、いろんな体育施設も利用しているわけですから、お互いの交流というのも大事ではなかろうかというように思います。ですから、三股町だけが使う施設という意味合いではありません。その三股町の人たちもやっぱし都城のを使うというようなことで、お互いその点は踏まえる。ただし、先ほど言いましたようにルールづくりをきちっとしていけば、そのあたりの問題を解決できるんじゃないかというように思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 学校にそういう施設がいっぱいあって、できていればいいんです

が、たまたま三股町は1町1校という形になってますので、整理の仕方が大変難しいんですけども、みんなでやるんですよ、そりゃ、いいんですけども、要するに、そこを使うときに都城も同じじゃないですかちゅて言われて、それをされたら、要するに困るところがいっぱい出てくると思うんですよ。

だから、要するに、まず貸すということは、要するに有効利用ということは当たり前のことですけれども、しかし、テニスコートだけに限って言うと、向こうは目いっぱい、しかし、AとBはもうがらがら状態、もしくはゼロという状態がこうありますね。あれは、あいてるときは使ってもいいんじゃないかなっというふうに、まあよそごとながら思いました。もちろん、コメント求めてどうだちゅうことじゃないんですが、たまたまあそこに頻繁に出入りする関係上、素朴な疑問を持ったわけですよ。素朴な疑問をです。

だから、いや、これは一般のためにとってるというふうに、まあ、言われましたので、そしたら、そういうことになるほかの学校が裕福に使って三股中学校はそれでもう、要するに遠慮せなにかんということになるのかなというふうに思いました。

できれば、例えば、何回も言いますが、AとBのところにネットでも張って、Aコートは普通にもう中学校には絶対貸さんよ、しかし、Bは場合によっては貸しますよ、誰もいないときには、というようなグレーゾーンみたいな感じをとってもいいのかなあというように今ったところですよ。

誰が見ても不思議なんですよね。あそこに私は鍵を借りに行ったり、返しに行ったり、もしくは管理人に話に行ったりするんで、たまたま目に入るちゅうのもあるんでしょうけども、大変違和感を感じましたので、ちょっと善処方してほしいなというふうに思いました。もし、それについて、いや、やっぱりそういう今のままでいいんだということであれば、それなりの答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 第三者から見れば、そういうふうな感じを受ける、ただ当事者含めたところでは今の状況でもよろいしんではなかろうかと私は思ってます。

要するに、施設のあり方含めて、限られた施設ですから、そこをどう有効に使うか、そここのところのルールづくりはきちっとしていけば、お互い理解の上でやっていけばよろしいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今の施設が4面でどうなんだという話も町長がするのかなあと思ったので、アスリートタウンから入ってきたわけですけども、まあ、南のほうはあと1面ぐらいとれるよなあとか思いながら、1面、2面はですね、ということも考えながら質問をしたわけですよ。

アスリートって、育てるということであれば、そういう、まずは施設かなというふうに思ったわけですね。で、使いづらいのは当たり前よて、要するに都城も一緒やからということであれば、そのアスリートの名前をおろしたほうがいいのかというふうに思ったので、要するに健康を目指すまちというふうにネーミングを変えられたほうがいいのかというふうに思いました。実際上の一番県内で大きいマンモス校であれば、いろんな不都合があるのはわかり切っています。で、まあ、内部にうまくいかないこともあるでしょう、部活もしくは学校の中も。

しかし、そういうことを踏まえても、子供たちがそういう部活に親しむということで、少しでも、1人でも2人でもそれに入ることによって、学校以外のことを習うのかなあ、勉強するのかなあと思いますので、再度、そこら辺、そうことについて答弁をお願いしたいなあと思います。

さて、最後……いいですか。はい。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われる、中学校があれだけの規模で、そしてまた、体育施設含めてこの町との共有関係といえますか、お互い利用関係ということで非常にそういう環境にあると、厳しい環境にあるというのは十分理解しています。そういう意味合いでテニスコートも含めて、このアグレッシブタウンの中で、今言われるような南側を含めたところも検討したいというように考えております。

それと、またもう一つが、この中学校のグラウンドの中で野球、ソフト、それから陸上、サッカー、いろんな競技がされてます。非常に、見てても非常に窮屈、まあ、第2グラウンドとはいきませんけれども、何らかの形でその解消もしたいと、そういう意味合いでの施設整備、まあ中学校に限られたことではありませんけれども、あるいはパークゴルフ場、それからまた旭ヶ丘、あるいは言われております五本松の住宅跡地、そういうところの、含めたところの全体的な構想という意味合いでこのアグレッシブタウンといってますので、もちろん言われます中学校のところも大きなこの観点かなというふうには理解しているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、まあ、そういう、もしあるのであれば、土地等を、建ってしまうともう大変ですよ、買えません。ようするにその人の移転費用まで見らないといけないということであると、もしそういうことが想定の中にあるてなれば、町長の独断と偏見で開発公社何も土地を持ってないちゅう、大変すばらしいところなので、1億9,000万もあれば、そういう先行取得も十分可能ではないのかなというふうに思いますので、ぜひとも、そういうことを目指す中で考えていただけるとありがたいと思っています。

施設は後からつくるということは可能でも、土地は一回、人が家をつくってしまうと、もう絶

対だめですよね。移転までして、道路じゃないので、移転までしてそこをというわけにはいきません。でまあ、中学校の周りにはもう何カ所しかないんですよね。テニスコートの南側、それから、今度は弓道場ができたその南側、それから、どこですか、東側の運動場の向こうぐらいしかないですね、1反歩以上の土地という設定でいくと。まあ、そういうことを踏まえて、何かこう考えていただけるとありがたいと思いますので、要望で終わります。

さて、最後の問題に行きます。

広域消防の実態についてということで、記をいたしておきました。

救急車の出動状況について、要するに全体で「119」で出た件数だけで結構ですので、お答えを願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 出動状況ということで私のほうでお答えさせていただきます。

出動状況ということで23年の数字がございます、都城消防局管内で7,743件、内訳が急病というものが最も多く3,763件で54.1%。

○議長（山中 則夫君） 総務課長、ちょっと答弁を……。

お願いします。

○総務課長（大脇 哲朗君） 転院搬送、ほかの病院に移る転院が1,478件で20.1%、以下、一般負傷、交通事故の順となっております。このうち、町内の救急車の出動状況は合計693件ということで、内訳は同じく急病が最も多く423件、転院のほうが82件、以下同様に一般負傷、交通事故の順となっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今回、そういう状況を踏まえて、今回質問したのは、医師会病院が今度新しいところに移転を、敷地はもう更地になって建設を待つばかりになっています。

場所は今回は三股から見ると、269を越えて10号線を越えていかなければならないという、距離的には同じでも、時間的にかかるのかなという、まあ、思っています。全体的に救急搬送される時間等々も考えながら、また、緊急の出動件数、毎年、右肩上がりです上がっているというふうにお聞きをいたしております。

で、そういうことからいうと、要するに三股町に、白い車ですね、救急車を配置、要するに、まあ都の南署ですか、南署にある車にあと1台増員する形で駐機所みたいな、待機所ですか、待機所みたいな形で三股から出ていくと、そうすることによって長田はもちろんのこと、山之口までちょっと近くなるというふうに思っています。

今、都城管内に救急車が6台ですかね、いるというふうに聞いています。北署、南署、それか

ら鷹尾、高崎、これ全て都城市なので、三股町にもあってもいいのかなというふうに思っていますので、それを踏まえて町長の存念をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われますように、南署、北署にそれぞれ2台救急車が配置されていますね。そして、高崎、鷹尾の分署1台、計6台というようなことでございます。これを三股町に中継所というような形で配置したらどうかというお話でございますけれども、救急車、三股町はこの南署がこの圏域と北署のほうも蓼池方面は北署が管轄しているということで、こう見たときにお互いこう重複しているところを見ると、三股の西側のほうは両方の救急車が来る、来れるというようなことで、4台が配置されているような状況というようなことで、大変こうなかなか、ある意味では手厚い部分があると。

ただ、長田の方面、そちらのほうはもちろん三股町のこの役場のほうにおいては、非常に近距離になりまして、ただ、搬送時間も非常に短縮されるというようなこともありますけれども、これが実際配置することによって、どれだけのコスト負担になっていくのか、また、それを回していくために、24時間医療機関体制でございますので、人的配置どうなっていくのか、そのあたりを十分こう研究、検討しないと、この配置ということになるのかどうか、十分議論が必要だというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 町長は都城を市長じゃないので、配置しますとかしませんとかという答えを求めているわけではありません。しかし、町民の命を大切に思うということであれば、今、南署から出ますよ、北署から出ますよ、だから、三股町で4台配置されているのも一緒だ。ちょっと語弊があつて、それは、その言葉を聞くと岩橋市長を思い出すんですね。「都城市には、空港が2つあります」と、こう言ったんですね。「鹿児島は都城西空港、宮崎は都城東空港と言いまして」って言ったのを思い出しました。それは、まやかしだと思っています。

要するに、今、6台では救急車が年間なら、失礼、1日当たり365で割った場合に、何台、何回出てるんだと。例えば、10年前やったら何回出てたんかと。で、どういうふうにふえてて、平成23年なら、25年なら、大体これくらいになるなど。それを、1台ふやすことによって、それを割り戻したら、な、どうなるかということが必要ではないのかな。

そうすることによって、都城、三股全部で救急車の配置人員ないし、先ほど言ったように、個々に24時間ずっといれっていうこと、ずっといれって失礼、全てを置けということじゃなくて、都城の南署にもう1台ふやして、三股を駐機所にするによって、余計な人員は要らんですわね。別に、三交代の3人、9人ふやせやいいですね。予備人員要らんっちゃうことですよ。だから、そういうことを踏まえて、都城の南署にもう1台ふやすような形で、その1台を駐機と

して三股におるということはどうですかねと。そうすることになるんですね。消防署となると赤い車も置けということよ、そんなこと絶対言ってるんじゃないんです。白い車だけ、救急車だけ。ということ考えたわけですよ。

で、平成14年、町長、6台おったとします。そうすると、平成14年に大体6台で900回ぐらい、要するに、1年にこう出るんですね。そうすると、まあ6台ですから、それを、こう考えていくと、5,600回ぐらい出てるんで、それで6で割り戻す。それから、平成25年が、大体、年間200回ぐらいずつ件数がふえてるんですよ、年間に。平均200回ぐらいずつふえてます。そうすると、やっぱり、それを1台ふやすことによって、ほんならどのベースぐらいになるのかなあとと思って、勝手に割ってみました。そうすると、平成21年度ベースぐらいになるんですね。6台を7台にふやして、それを割り戻す。と、そうすると、まんざら、それは無理なことではないんじゃないのかなと。

南署にもう1台ふやせというよりも、南署にふやしたやつを、三股を駐機にしてくれと。そうすることによって、三股から長田が行けるし、山之口も近くなりますよね。なおかつ、南署も助かりますよねっ。こっちから近いほうが行くわけですから。

そういうことを、三股町の町長として、都城市長と論議するつもりはありませんかとお聞きしてるんで、三股町長に「無理だと思います」と、そんなこと三股町長が言ったらおかしいんじゃないのかな。三股町長は、なろうものか、ならないものかわからんけれども、それを要望していきたいというのが、私は聞きたい言葉だと思うんですが、答えがあればお願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 私のほうで、さきに救急車の配置基準というのを消防庁が出しておりまして、その消防力の整備指針に基づいて、現在は設置してあるとのことでございます。その内容につきましては、市町村に配置する救急自動車の数は、人口15万人以下の市町村にあっては、おおむね人口3万ごとに1台を基準とし、人口15万を超える市町村にあっては、おおむね人口6万ごとに1台を加算した台数を基準とすると。ですから、都城と三股町ということで、19万人台だと思うんですけれども、15万人に対して5台、そして6万ごとに1台という加算ですから、現在、6台というのを配置している状況にあるということでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） そうであれば、平成14年は過配やったということですか。

要するに、出動件数がこんだけ多いんですよ。人口だけでいくっていうこと、今、論議されているように、高齢化になって、救急搬送どんどんふえてますよね。交通事故もふえてると思います。要するに、昔はもっと少なかったんですよ。それでも、6台おったはずなんです。だから、そうではなくて、要するに、これだけ多くなって、これだけ高齢者になっていく、なおかつ、距

離もある。これは、医師会病院が地理的条件はそうなるわけで、三股町がその場所がいかにとか、いいとかちゅう論議もならない。

だから、そういうことではなくて、都城市に、三股町として、要するに、配置の要望、要求を三股町としてはするべきだというふうに思ってるので、それを必要ないというふうに思われる論拠がよくわからない。それは向こうの言い分ですよ。これは都城市の言い分ですよ。都城市、これ突破したら、また南署に1台ふやすっちいうだけの話でしょ。

要するに、そういうことではなくて、指針どおりにいかないことはいっぱいあるじゃないですか。だから、そういうことではなくて、これについては、要するに、7台を目指そう。都城市長さん、7台を目指しましょうよ。今、予備1台、1台上がって7台あるんだけど、もう1台ふやして8台にして、1台予備で、しょうがないでしょうけども、しかし、そういうことを三股町の町長執行部として、今のをよしと思っているのか、いや違う、その後、違うと思っていらっしゃるのか、再度、今のままでいいと思ってるかどうかお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 相手方とお話する場合に、やはりそれなりの根拠はきちっと持たなくちゃならないというふうに思います。三股町の、この配置、この南署、北署を含めて、そういう圏域を見たときに、それとまた、鷹尾、高崎がございますけれども、やはり都城もそれなりに僻地、僻地といいますか、周辺部を持っています。そして、三股町も先ほど言いましたように、長田のほう、この5キロ圏内といいますか、ある一定から大分離れている。

まあ、そういったところ踏まえて、全体的にどうなのかというところを考えながら、そして、三股町はこういう事情だから絶対ふやしてほしいと、やはりそういうところをきちっと整理しないと、三股町だけが、そういう救急状態が非常に悪いから云々ということじゃ、今のところなっていないと。まあそういうところ十分言われるように、本当に三股町に必要なであれば、そこんところ整理しまして要望はしていきたい。

ただ、今のところ、そういう、地域から要望を含めたところがまだ聞こえてきてないところがございます。そういうところが、本当に必要だと、こうして、どうしてもしてもらわなくちゃ、三股町としては、この救急体制含めてだめだというようなところをお話等が、こう、住民のところから、地域座談会等もしておりますけれど、今のところ、そういうお話等は聞いてませんので、そういうところ踏まえながら、町としての要望として、検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 救急車を、町長は救急車に乗られたことはあるのかわかりませんが、親戚等々、もしくは我が子等々、1分間が1時間ぐらい感じるんですね。で、来るときも、乗った後も、要するに、命と時間が比例しているのは、この瞬間が一番だと思えますね。

で、命を救うために、医師会病院も、多分、新しい施設としてつくられるんだろうと思います。しかし、そこに間に合わなけりゃ、どうにもならん、と思ってるんですね。早く運ばれて助かったということは、いっぱい聞きます。手おくれだったちゅうこともいっぱい聞きます。そういうことで言うと、頼んでいる人、救急車に頼んで乗っている人は、なかなかそれをしてくれよ、要するに、救急車をしてくれん。だけど、町長にお聞きしますが、時間がかかったちゃあなあって話は、お聞きなつたことはありませんか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 救急車に乗ったことはございます。そういう中で、どこの病院に連れて行くか、そういうところで結構、こう何ですかね、病院の受け入れ関係がございまして、それで時間がかかったと、それなら聞いてます。そういうことです。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 町長に、この問題と限らず、やっぱり命を守る、もしくは温かい町政ということをするとなれば、一番わかりやすいのは、救急車が一番命を大切にしているって言うことであるのかなと思っています。

このままでいくと、救急隊員は大変ですよ。どんどんふえていくけど、冷たい目線で、人口これだけ決まってるからできませんと、こう言ってるわけですよ。それは、大都会の考え方で、そこにいっぱい施設もあり、救急車もいてっていうところと、こういう片田舎のように、人口が何人だからって、面積も物すごい広いというのは、おのずと違うと思うんですよ。指針は指針ですよ。

だけど、それについてやっぱり、私は、時間がこんだだけかかる、件数がこんだだけふえてる、件数が、ものすごい件数がふえてるんですよ。平成14年には5,600件台が、平成23年には7,700件台です。千何件ふえてるんですよ、もう。これ、そうなる、要するに、現場の人たちも大変ですよ。

そういう考え方で、人口はもうどんどん減ってるから、要するに、配置をふやすということはもう絶対ないということを目指しているわけで、そうなる、三股町にはもう永遠にありませんよと、今、時期を逃したらないわけだから。三股町としては、そういうのを聞いてないから、町長としてはもう要らないんだということになってしまうんですが、それでよろしいでしょうか。

再度、お聞きをしたいと思います。この消防車の配置については、十分だと思われませんか、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 配置について十分かどうかというのは、それはもちろん、台数が多ければ多いほど、いいにこしたことはないと思います。やはり、近くに消防車があって、そして、緊

急時には近くの病院含めて、そういう受け入れ先があるという万全の態勢をとるのが一番大事だろうというふうに思いますけれども、やはり、この救急車を配置するというのの一つのやっぱし大きな財政負担を伴う。それは命にかえられないもんですけれども、やはりそういうところも考えながら、そして、より、今ある態勢を充実して行って、先ほど言いました、その救急救命士を含めて、消防隊員、救急隊員、そういうところの充実のほうを大事にするか、あるいは台数をふやして行って、そういう形の整理って言いますか、そういう救急隊、その充実を図るか、そのあたりを、先ほど言いましたように、件数等もふえてるということでございますので、そのあたりは今後どうあるべきかというのは、検討の課題だろうというふうには思っています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 押し問答ですから、そろそろやめたいと思いますが、消防署ははしご車があります。三股町に、はしご車が要る施設ちゅうのは、大悟病院ぐらいですか。あとは、ほとんど、役場が一番高い建物ぐらいですね。だから、そういうものを必要であれば必要なようにするわけですよ。はしご車を大きいのが必要なのは都城市内だけです。だから、そういうふうなことも、全て維持管理として三股町は払っとるわけですよ、全部。だから、そういうものだとということで、私は、三股町とすれば、日々ふえている救急搬送について、台数をふやしても、で、都城市と三股町がともに支え合っていくという形からいうと、三股町としては、早くふやす方向で都城市に働きかけていただきたいということで、この質問をしたわけです。

もちろん、冒頭に言ったように、三股町長が都城市長と兼ねてませんので、これは都城市が考えることではあります。しかし、同じく費用を、応分の負担をしているとすれば、三股町でもこうしてしたいというふうな考え方を持つべき、基本スタンスを持つべきだというふうに思うんですが、これについて何かあれば答えていただきたいと思います。

これで、質問を終わります。どうぞ答えてください。最後に。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 消防に限らず、ごみ、そしてまた救急、医療関係、そのほかいろんな形で都城と連携をとっているわけです。それを全て自前でやっていくとなると、今どころの財政負担じゃないということを念頭に置きながら、やはり、先ほど言いました、三股には高規格のはしご車なんか要らないんだとすりゃあ、三股は負担する必要はないというような、この理屈にやあならないと思いますし、やはり、この地域の中でやっていく以上は、やはり、お互いそういうところを整備して行って、うちは、三股町は、そこに、業務委託みたいな形でやってるわけですから、やはりそこはお互い理解し合いながら、圏域の安全性を持っていくというふうな観点から考えるべき。ただし、言われるように、やはり、三股町の町民の命を守る、健康を守るためにはどうあるべきかという観点は忘れずに、やはり必要性があれば、そしてまた、そういう声が多くあれ

ば、きちっと話は持っていきたいというふうに思ってます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 誰もはしご車は必要じゃない一言も言ってないです。そういうものも、みんなで応分に負担してるじゃないですかと言ってるわけで、誰も、そんなのは必要ないとか一言も言ってませんので、それだけは訂正をしてほしいと思います。

要するに、そういうものでしょう。全体的なものを考えるときには、器として考えるもんなんでしょう。だから、三股町もそういうことを町として、してほしいということと言ったわけで、赤い車を全て話しているわけではありません。さっきから何回も言いますが、白い車だけです、救急車だけ想定した中でしゃべっております。で、例え話として、そういうものもありますよねと、三股町はどうだ、それを出すのがどうだ、一言も言ってませんので。

今から、三股町は都城にずっと全部お願いをしている立場として、ほとんど言えないことは事実です。静脈産業も全てそうですよね。静脈産業と言われる、ごみ問題、それから焼却、清掃問題、それから人間が死ぬときの火葬場の問題、全て都城にお願い、おんぶにだっこされている状況です。だから、それなりに言えないということ、百も承知の上で、三股町としてはそういうのを、都城市にこういうことをお願いするというのが、町長としては、答弁としてほしかったということだけ申し添えて質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、昼食のため、1時40分まで本会議を休憩いたします。1時40分です。

午後0時40分休憩

午後1時40分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） （発言する者あり）（笑声）通告に従いまして進めてまいります。

まず、過疎化対策についてであります。長田地区過疎化対策の今後の方針、町営住宅の計画と長田峡整備、物産館の可能性をお尋ねいたします。

続きは、質問席にて進めてまいります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 過疎化対策について長田地区の過疎化対策の今後の方針、町営住宅の計

画と長田峡整備、物産館の可能性についてのご質問でございますが、長田地区の過疎化対策につきましては、これまでの議会でもお答えしてきましたように、長田地区過疎対策協議会と協議しながら進めてきているところでございます。

現状及び今後の方針などについては、担当課長のほうから回答をさせます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、長田地区の過疎化対策について答弁したいと思います。

まず、町営住宅についてですが、町営住宅につきましては、今年度中に現在の町営住宅の西側の町有地に1棟着工予定であります。

また、今後の計画につきましては、建築場所等を含め、過疎化対策協議会の皆様と協議を行っていきたいと考えております。

次に、長田峡整備、物産館につきましては、ご承知のように現在月1回の農作物販売を実施されておりますが、お客さんがふえてきているところでありまして、また一定の利益が確保され、販売のノウハウ、また運営システムが確立されていけば、長田峡整備及び物産館等のハード部分については協議を行っていきたいと考えています。

ただ、これの整備につきましては地元負担等も生じてくるものと考えておりますが、これまでのように地元主体となるまちづくりと、まちづくりのアイデアとかかわるものが必ず実行されることと思っております。

つきましては、行政としましても今後、皆様のご意見をいただきながらできうる手だてを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今回、長田地区に住宅1戸というふうなことでありますけれども、過疎化対策としては、まだこれが始まりだというふうに私どもも思っておりますが、今後の町長の考える町営住宅の戸数であります。目標でもいいです数値的なものを、はっきりとした数値でお願いしたいというふうに思います。

過疎化対策自体は、町長の公約でもありますので、これは結果が見える公約ですのでしっかりとした答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、この町営住宅の着工という運びに至ったことが、成果かなというふうに思っています。

ただ、まだ1棟でございますので、まずはその状況を見ながらということになりますけれども、

今回設置する場所というのが面積等含めて限られておりますので、次に立地する場合には、また別な場所を検討しなければならないというように考えております。

そういう意味合いで学校、保育園それから僻地保育所、そしてまた児童館等ございます。そのあたりを含めて今後どうあるべきか、そのあたりも視野に入れながら次の立地場所というのも検討しなければならない。何戸というのは今ここでは言えませんが、地元の協議会と協議しながら方向性を見つけていきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 明確に年次的に戸数をしっかりと確保していくという言葉はいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま言いましたように、その土地のエリア、区域の問題、そして場所の問題、いろいろと検討すべき課題はあろうかと思えます。

ですから、地元の皆さんといろいろと協議さしていただいて、前回、学校の周辺、適当な場所についていろいろ検討されましたけれども、なかなか単価といいますか、土地の値段等で折り合いがつかなかったということもございますので、そういうふうな面積含めて場所、そういうところを十分吟味しないと、この方向性が見えないんじゃないかならうかと思えます。

ですから、とりあえず今回は1戸、じゃあ次はどうするか、どういうところにとということ在地元と協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 必ず前に進めていただきたいということで、お願いしたいと思えます。

それから、町長も何度も話を聞いておられますが物産館でございます。これは、高齢者対策として日用品などが買えるようなところを欲しいというニーズがあります。そして、高齢化が進めばここ長田地区がどうにもならないというふうな地元の声もありまして、予算の関係もあると思えますので、ぜひ地域の活力を活用して材料支給という形でも私はいいと思っておりますし、そういう地域の声もでございます。

限られた予算であるわけですので、知恵を出してしっかりとしたできる方向で前向きにご検討願えたらというふうに思います。この件について、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この物産館のお話でございます。そしてまた、そういう地元の方々の日常生活の利便性確保するための販売店等の声もあります。

また、町では「くいまーる」もあるんで、それで足の確保しながら、そして医療機関、そして

またそういう商業施設等への足の確保等やっているわけなんですけれども、地元のほうにそういう施設を立地するという場合には、それなりの形、地元での負担といいますか、そして運営、そしてどういう規模のもの、いろんな課題がございます。そういうところ、地元の協議会と検討させていただくということで考えています。

この長田峡整備のところの、あそこの一角を埋め立てて云々というお話もございましたが、まだそれについてもいろいろ町のほうでも検討しまして、今地元のほうにも投げかけているところがございますので、十分地元と協議しながらというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これは、議会報告会のときにそういうお話が出た問題で、地域としてのニーズというのがあるというふうに私も思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、次の質問に移りますけれども、これも議員の報告会に出向いたときに、話が出た問題でございます。梶山地区の宅地分譲における今後の方向性は、方針はどのようなものかということでございます。

梶山地区は分譲があつて、もう10年たっているところでありますので、そうした方向性をぜひ示してほしいということでもございました。答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 梶山地区宅地分譲の状況、今後の方針ということですが、過疎対策全般としての話をちょっと説明とさせていただきます。

過疎対策としての宅地分譲につきましては、ご承知のようにこれまで梶山地区と宮村地区で事業実施、そして今年度は、長田地区で公営住宅の建設を予定しているところでございます。この事業実施につきましては、これまで梶山、宮村、長田それぞれの地元の過疎対策協議会の強い要望に基づき、場所や規模等を含め何回も協議を行い進めてきたところでございます。

ご質問の梶山地区の今後の方針につきましては、現在のところ地元からの要望は行政のほうには届いていないところでありますが、当然、地区を挙げての要望等であれば、その必要性、優先性、財源等踏まえ慎重に協議、検討させていただきたいと思ひます。

ご案内のとおりですが、梶山もう10年になりますか、梶山やって、それから宮村、そして今は長田というふうに、年次的に計画的に取り組んでいるところでございます。全てを一緒にできればいいんですけれども、なかなかそういう財源的に厳しいところもござひます。

また、宮村のほうは寺桂しましたけれども、大鷲巢のほうでも地元の座談会等で、大鷲巢じゃない、小鷲巢でもやってほしいというようなお話等もござひます。

ですから、町としましては、こういう年次的にやっていますよというようなお話をさせていただ

きまして、また次回含めて次の要望として地元が熱心に声を上げていただければ、それを検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） よく聞く話で、土地はあるけれども家は建てられない、いわゆる農地から宅地にいかないと言われますけれども、ぜひ過疎化対策の一環として、農地から宅地への転用というのを積極的に進めていくという形にとっていただきたいと思います。

その辺は担当課長のほうで結構ですけど、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 農地の宅地化ということにつきましては、あくまでも農地法にのっとり進めてまいっていますので、そちらのほうで特に第1種農地についてなかなか転用等難しくなりますけれども、第2種、第3種については随時協議して転用しておりますので、そちらのほうでご了解いただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ過疎化対策として進めてほしいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

次に移ります。選挙事務についてであります。投票率向上のために、軽微な選挙事務を若い世代に有償ボランティア、アルバイトでの活用はできないかということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙管理委員会の書記長という立場でお答えいたします。

選挙の投票率は、どの選挙においても年々低下傾向にあり、特に若者の選挙離れが著しく、投票率の向上のためには若者に政治・選挙に興味を持たせる教育の充実や、日ごろから選挙に関する啓発活動が重要であると考えております。

このような中、若い世代にもっと選挙にかかわりを持ってもらおうとのことから、昨年12月に執行されました衆議院選挙では、南九州大学や宮崎大学の学生12人に選挙投票事務の補助をお願いし、学生からは「いい経験になった、選挙が身近なものに感じた」などの意見をいただいております。来月に予定されております参議院選挙につきましても、先日、南九州大学に投票事務補助員の募集依頼を行ったところでございます。

現在は、このようにアルバイトというような形で雇用ということで、若い世代にかかわってもらっていますが、そこにあります有償ボランティアをどの範囲に捉えるかという、ちょっと1つあるんですけども、そのような事例を参考に選挙管理委員会で活用のあり方等も協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 私は不勉強で、実をいうとアルバイトというのはできないというふうに思っておりました。守秘義務の関係でこういった選挙にかかわるのは、やっぱり行政職員が対応するもんだというふうに思っておりましたが、実際、選挙事務、アルバイトで検索するとたくさん出てくるのです。中でも私、今回、驚いたのは群馬県桐生市、それから奈良県橿原市を初めとするところで、高校生を対象にして投票事務の補助を募集しておりました。

選挙事務をしてもらうことで選挙への関心を高め、近い将来の有権者を育成するというのがねらいというふうなことでありますけれども、こういう高校生とかそういったところまでというのは考えられないのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 前回もそうだったんですけども、二十歳未満の大学生というところからなんですけど、18歳の学生さんが数名いらっやって、大学のほうには、うちのほうも二十歳未満でも結構ですからということで、まずは選挙にかかわりを持つということが大切だということでございます。

高校生以下となると、なかなか今まで町としては取り組んだ例はないんですけど、他町に小中学生のころからそういう選挙にかかわりを持たせると、まあ、お手伝いですね、投票日当日ではなくて、そういう取り組みをされているところもございますので、そういう例を入れながら全体的な若者の投票率を上げるためにも、かかわりを持っていただくような対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 若い人がやはり選挙に興味を持つ、また政治に興味を持つというのは教育のほうでもしっかりとしたところでのかかり合いが大切になってくるかなと思いますけど、教育長はこの関係にどのようにお考えか、所感をお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 若者の選挙離れというのは、よく耳にしております。

教科の授業の中にも、社会の選挙の仕組みとかいうのは授業の中で取り組んでおります。選挙に行くために、関心を持つために生徒会の選挙につきましては、役場の投票箱実物をお借りしまして生徒会選挙は行っております。そういった意味で、実体験というのが実際教育の現場でもやっておるところです。

この選挙離れということに関して、また教育の中で関心を持つような指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

それでは、次に進んでいきたいと思います。

フェイスブックというのがございます。フェイスブックが行政のほうでいろいろ使われているような感じでありますけども、三股町のほうで今後の活用はどのように考えていくのかということをお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） フェイスブックにつきましてのご質問ですけれども、最近各地の自治体でも情報発信に活用する動きが活発化しているところでございます。

フェイスブックを活用することで、町の情報をリアルタイムに伝わるとともに広く拡散し、また双方向でのやりとりによりスピーディーな行政執行ができるなど、大変有効な情報伝達手段と認識しています。

昨年12月の定例議会で進捗状況をお知らせしましたが、その後、及びこれからにつきまして担当者のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今回のことお尋ねはフェイスブックの活用の今後の可能性ということでございますが、12月の定例議会でもお答えいたしましたように、行政として三股町のフェイスブックを立ち上げたいというふうに考えております。

ともすれば一方的な情報発信になりがちなホームページだけでなく、双方向での情報発信が行なえるフェイスブックを活用することで、行政のあり方、これを大きく変えていけるのではないかなというふうに考えています。基本的にこのフェイスブックの立ち上げに係る現在の状況でございますが、モデルとなるホームは簡易的に構築は進んでおります。また、現在では、アカウントの取得範囲、どこまでとらせるか全員なのか、そのあたりの取得範囲であったり、運用規定、利用規約などを整備して協議中という形になっております。しかし、年内には開設したいというふうには考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） フェイスブックのよさというのは今町長が申されたようにですね、発信力それからリアルタイムで拡散していくということなんですが、行政の事務連絡等もこういうものをしっかり使って住民に対して行っていけば、三股町のよさというのもよりよくわかるんじゃないかなというふうに思います。

おそらくこの中でやってらっしゃるのは丸山課長と副町長だと思いますので、副町長にお尋ねしますけれども、フェイスブックやられているわけですがフェイスブックのよさというものを皆

さんに伝えていただければと思います。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） フェイスブックのよさということでございますけども、やはり1番は、町長あるいは、丸山課長の答弁にもありましたように双方向性というところだと思います。やはり一方的に伝えるだけではなくて、その伝えた情報に対するリアクションをまさにリアルタイムに見ることができるということ。また、シェアすることによって情報を拡散していけるということだろうと思います。

ただ一つ、最近ではやはりアカウントの乗取りとか、それはセキュリティー面の問題も出てきておりますので、町が公式のフェイスブックを運用する際には、その辺についても十分に検討した上で運用をしなければいけないというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 本当にアカウントの問題は大きな問題だというふうに私も思っております。

そこでちょっと町長にお尋ねですけども、フェイスブックのアカウントは、フェイスブック自体は、まず見られたことがあるかどうかということ、まずお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私はやっておりません。娘たちがやっているのを見ています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。ぜひフェイスブックのアカウントをとっていただきまして、ぜひこういう便利なものがあるんだということで実感していただきたいと思います。それから教育長のほうは、フェイスブックはやられたことは、おありでしょうか、フェイスブック。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） フェイスブックはやっておりません。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今、中学生、小学生あたりはフェイスブックよりもラインというのを一生懸命やってるわけですけども、これ皆、学生は知っています。知らない人はいないというぐらいラインというのは皆さんよく知ってるんですけども、ぜひそういったものをしていただいて教育行政のほうで生かしていただいて、フェイスブックのほうもぜひアカウントとっていただきまして、すばらしさを伝えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 今、ラインの問題が出ましたけれども、先日ある市で水道水に消毒液が入っていたという問題で、ちょっと新聞報道されましたけれども、今ラインを使って子供たちが情報を発信してそれで大きな問題になりました。

情報セキュリティーの問題につきましては、学校の授業の中で、技術の授業の中でやっております。そのほか学級活動総合的な学習の時間等使いまして、こういう情報のセキュリティー、リテラシーの問題などこのへんは一応やっておるところです。家庭と一緒に今後、検討していかないとなかなかこれは功を奏しないというふうに思っておるところです。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ三股町のよさを広くフェイスブック等で知らしていただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わりたいというふうに思います。

お疲れさまでした。（発言する者あり）

○議長（山中 則夫君） 発言順位、5番、堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） 皆さんこんにちは。

ことしの梅雨は雨が少なくな気がありますが、田植えシーズンを迎えて農家から水が田んぼに来んということで話を聞きます。ニュースを見ますと台風が発生して近づいており、水不足の解消にはなるかと思いますが、被害が出ないように願っているところでございます。

それでは早速、通告していた質問に入りたいと思いますが、三股町アグレッシブタウン構想についてお聞きいたします。スポーツ振興基本計画の中で、本町の目指す将来像についてでございますけども、その前にちょっとですけども、この前の15日に行われたサッカーのコンフェデレーションズカップは、日本はブラジルに敗れたということで、また、あしたイタリア戦があるということでもありますけども、大国の分厚い壁にはね返されたといいますが、最後まで戦いぬいたことは、テレビを見ていた視聴者にも、負けはしたものの、勇気と元気を与えたのではないかと考えております。

昨年度は、県内の鵬翔高校が日本一に輝きサッカー熱というか、ますます頂点を目指して加熱していくんじゃないかと思っておりますけども、町内にはいろいろなサッカーを初め、たくさんのスポーツ少年団がございまして、これらがよい刺激となって、日々の練習に気合いが入ってくるんじゃないかと思っておりますけども、町政においては、アグレッシブタウン構想を掲げてスポーツの振興に取り組んでおりますが、その中のスポーツ振興基本計画の中で、本町の目指す将来についてということをお聞きしますと、先ほど言いましたけども、お聞きしたいんですが、その中の

策定業務に予算が組まれておりますが、それはどういったことの内容なのかお聞きしますが、あとの質問は、質問席に移って質問していきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 三股町アグレッシブタウン基本構想について、三股町スポーツ振興基本計画の中で、本町の目指す将来像についてと、そして、ことし策定業務に予算が組まれていますが、その具体的な内容についてのご質問でございます。

アグレッシブタウン基本構想は、町スポーツ振興計画に掲げる施策の実現を目指すものですが、具体的な内容につきましては、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それではアグレッシブタウン基本構想関係をご説明いたしたいと思います。

三股町アグレッシブタウン基本構想の策定業務につきましては、本年度の当初予算でも説明いたしましたけども、予算としましては、497万2,000円の委託料ということで組んでいます。これにつきましては、町のホームページ入札結果でも公表してはいるんですが、先日出札ございまして451万5,000円で、都市計画コンサルタントでございます、玉野総合コンサルタントというところがとりまして、今現在、構想策定業務に入ったところです。

この内容としましては、主に先ほど町長からありましたように、町スポーツ振興基本計画の中の特に、ハード部分です、についてのいろいろな見通しをつくる計画なんですけども、当然計画自体は、町のいろんな委員会とか、あとは庁議を使って、方針を決めていくんですけども、このスポーツ振興計画自体の、最終的には冊子として、成果品として納めていただく。中身もいろいろな技術も持っていらっしゃいますので計画立て、そういう委託料と考えていただきたいと思います。

この構想目的なんですけども、先ほど言いましたようにスポーツ振興計画に掲げる施策の位置づけ、それと町民スポーツ活動の充実を図るため、まちづくり、健康づくり、アスリートタウン創りに一貫性を持たせた施設の整備計画を取り組むということになっております。

現在、今、第1回目の各課1名ずつの委員をつくりまして、策定委員会をつくりまして、あとはそのコンサルタントと一緒に今からつくっていくところなんですけども、現在3つの目標を掲げて策定に取り組んでいるところであります。

まず1つ目が、町民がいつでも低廉で気軽に利用できる体育健康施設の整備を図るため、複数ある施設候補の中から優先順位等検討判断し、年次的な施設整備の計画を策定する。

2つ目の目的としまして、町民にとって施設を利用しやすい環境を整えることというのは、人の交流の機会がふえることとつながり、情報発信の場といったにぎわい創出の交流拠点となり得

ることから、活力にあふれ自立と協働でつくる元気なまち三股への推進体制の取り組みと構築を図る。

3つ目なのですが、中学生等のアスリート育成を支援する一方、高齢者や障害者など含めた地域住民同士の親睦と交流を推進することは、地域及び世代間の連帯感を育む活動が求められることから、スポーツを通じた健康で豊かなライフスタイルづくりを推進するための次世代の人財育成支援ネットワークの構築を図る。

これらの3つを目標にして、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、説明があったんですけども、この中でパークゴルフ場は全然関係ないということですか。それで考えていいですか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 先ほどの質問の中で町長の中にもありましたように、パークゴルフ場も含めて全ての町内のいろいろスポーツ施設を含めたところの計画を考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 済みません。はい、わかりました。

その中で、基本計画の中でもいろいろ方針が打ち出されているんですけども、まあ生涯健康スポーツの活動の推進とか、施設の整備・充実、推進体制の整備と競技スポーツの振興、活力づくり推進とありますが、その中のスポーツ施設の効果的な運用とか、町民ニーズに即したスポーツ施設の整備、検討とありますが、これについて具体的に、ちょっとわかりやすい説明がほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） ご承知のように、このスポーツ振興計画における今言われました基本目標のスポーツ施設の整備充実というところは、まあ読んでみていただければわかるように、具体的な内容は余り書いてありません。

ここを、やはり今回の構想の中で具体的に持っていこうということで、今からこのスポーツ施設の施設整備を含め町民にニーズに即したスポーツ施設の整備の検討等をこの構想の中でうたっていきたいと、今からがスタートと思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） それに関連しての質問になるかもしれませんが、次の質問ですけれども、町営テニスコートですか中学校グラウンドの南側にありますが、先ほどもテニスコートについて意見があったんですけども、このコートの南側に防衛ネットの整備や技術力向上のた

めなんです、スポーツ少年団に、ほかにスポーツ少年団あるんですが、今回はサッカーチームというんですけども、これにゴールポストの購入の支援ができないかお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま質問が、体育施設の施設整備の個別事案ということで、具体的なお話でございますので、施設の管理をいたしてます教育委員会のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） お答えいたします。

平成23年に出されました三股町スポーツ振興基本計画の基本方針にあります、みんなで築く生涯スポーツのまちづくりになりますが、それについてスポーツ施設の整備と競技力の向上のための支援体制の確立は、必要不可欠なものであるというふうに認識しております。

そこで、ご質問のテニスコート南側防衛ネットの整備とか、スポーツ少年団の技術力向上のための施設整備等についてでございますが、必要性、優先性、そして緊急性などの観点から検討しながら計画的に整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） テニスコートにつきましては、コートの南側に民家がありまして、実際にちょっと伺ってみました。ちょうどいらっしゃったんですけども、コートのネットが背丈ぐらいのものが張ってあるんですけども、その上を飛び越えて民家に入ってくるということで、その方によると、家のちょっとひさしといいますか、ひさしのタキロンで囲ったところ、そこに当たって音がしてうるさいとか、そういうことが苦情があります。

それで、その方がボールが出てきて、誤りに来られて対応するんですけども、それが1日に何回もあって、1人で月には10人ぐらいは対応しなければいけないということで、大変なことをお聞きしております。

また、隣に畑があるんですが、今、ちょっと見てみたら里芋つくっていらっしゃいまして、そこにもちょっと入るちゅうなことも聞いておりまして、それが秋ぐらいとか夏ぐらいに向けて収穫すると思うのです、里芋です。それが農機具にボールとかそういったものが入って故障の原因になるとか、そういうことも考えられると思うのです。

農機具につきましては、特殊な機械ですので修繕も高くつくんじゃないかと気がします。そういったことも考えてもらって、早急な対策が必要になると、お願いしたいと思います。その民家には、ガラスがちょっとコート面にあるんですけども、そこにはまだ当たって割れたことはないんですけども、いろいろ危険性もあるということで、それについてはお願いしたいと思います。

もう一つは、サッカーチームですけども、旭ヶ丘陸上競技場ですか、それで練習しているFC

バリエンテチームなんですけども、そこも私が行って練習風景を見てきました。三十数名の子供が練習してまして、幼稚園児から小学6年生まで、このチームは過去8名が県代表として選出されているちゅうことで、まあちょっといい選手がいるかなと、考えているんですけども、まあゴールポストにつきましては、以前ちょっと教育課ですか相談したんですけども、ゴールポストですね、児童用とか少年用が1組で30万ぐらいして高いということで、なかなか、ないかということでお尋ねしたんですけども、都城の東小学校そこから中古のゴールポストがあったんで、それを持っていったと言ったら、それは一般用で使えないということで、そのまま置いてあります。

さらにゴールポストで子供が遊んで骨折したということを知ったんですけども、それについて、それは事実なのかわかればお答え願います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 旭ヶ丘の運動公園のほうで、今スポーツ少年団のFCバリエンテです、こちらのほうが練習を火曜日と木曜日していらっしゃるかと思います。

そして今、堀内議員のほうからありましたサッカーのゴールポストにつきましては、昨年、三股サッカーのほうで寄贈ということで、旭ヶ丘のほうにおいてあるということでございます。

一応、私も練習のほうも見に行ったところなんですけども、その中ではゴールポストを使わない練習、基本的なパス練習とかトレーニング、そういったゴールポストを使わない練習をずっとされていたようでございます。ご指摘の事故については、これについては、今聞いておりません。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 指導者がそうおっしゃったんですけども、確認をお願いしたいと思いますが、まあゴールポストについては、ほかのところでも何件か事故が発生しているということで、取り寄せが難しいかなということで、少年サッカーゴールについては、子供が四、五人ですぐにでも移動できるということで、その会場を、別のところが使うにしてもすぐに撤去できるということでありましたので、検討方よろしくお願ひしたいと思いますが、今、会場は一般のサッカーは使ってないと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 旭ヶ丘運動公園につきましては、一般のほうの練習はしておりません。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） まあ仮の面からもですね、スポーツ少年団が使っていたら芝も傷まないのかなあということも調べましたので、安全面からでも、検討の程をお願いしたいと思いますが、少年団の指導者について、アスリートタウンを三股は提唱しているんだよ、とお聞きす

るんですけども、アスリートタウンって何なのねって言われてですね、一応走りの方かなということも言われましたので、ちょっと今、理解されてないのかなとなりますので、そういった面を含めて、ほかのスポーツ少年団もあるかと思いますが、こういったことも助成しながらもっと理解を深めていくのも一つの方法かと思いますが、検討のほどをひとつよろしく願いいたします。

次の質問に入りますが、町道の三股駅・小鷲巣線の通行についてでございます。あの路線沿いに幾つか交差点があるんですが、その中に特に上水園さんのお茶畑のところの交差点ですけども、あそこが谷・櫛田・地区方面から交差点に進入する際に左が特に見通しが悪いということで、ちょうど歩道側に白い柵が設置してありまして、乗用車の座席の高さに塞がって見づらいということで、特に夏とか草が生い茂ったりすると見づらいとか、そのために少し前に出て安全確認をすると、右左から車が来て事故に発展するのではないかと、これは自治会長さんもおっしゃられたんですけども、これは地域の要望かもしれませんが、こういった点については、ちょっと直角な交差点ではないんですが、ちょっと斜めになっていることでいいかと思いますが、改善できないかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） ただいまのご質問に答えたいと思います。

町道三股駅・小鷲巣線、これは平成5年から平成14年にかけて全幅員11メートル、片側東側のほうに2.5メートルの歩道を整備しております。

今回、質問にあります柵ですが、この柵が約700メートル設置されております。これは、歩道を歩く歩行者の転落防止、側溝が600ほどの60センチの排水路がありますので、ここに転落しないようにこの防護柵を設置しております。

実際、自分たちでも車で通ってみたんですが、高さが1メートルですので、ちょうど乗用車から見える、歩行者とかが見える高さに一応設置はされております。一番、今心配しているのが、先ほどありましたように雑草等による視界不良が気になるなということで、またこれを改善していかないといけないなということで、今担当のものとも協議をしているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） まあ柵の高さについても、歩行者が歩いてくるとわかるんですけども、車が向こうから来ると小鷲巣のほうですか、見えにくいということで、高さちょっとどうにかできないかなということもありました。

どちらかという、この線が拡張されてから事故がふえたのかなあと思っているんです。以前は、止まれが上米・中米地区とこっち逆になりましたよね、それから事故が多発しているんじゃない

あないかなということで、その路線については白線も消えかかっているかなという事例もありますので、そういったことを安全を確保する面も含めて改善できる点は改善していただきたいと思っています。

次の質問に入りますが、木材の利活用についてということで、長田地区の過疎対策事業で1戸建て町営住宅が建設されますが、構造と木材利用推進法との兼ね合いについてお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今年度、長田地区に建築を予定している1戸建て公営住宅ですけども、木造という、また内装の木質化というのを考えています。

公共建築物における木材の利用の促進に関する法律につきまして、平成23年8月に定められた本町の木材利用促進基本方針では、その中の第4としまして、「公共建築物における地域産材の利用目標として、公共建築物の新築、増築または改築を行う場合、地上2階建て以下の施設は積極的に木造化を促進する」と明記してあるところから、長田地区の1戸建て公営住宅は、三股町木材利用促進基本方針のもとで建てるものでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） その中で、建設においては町内の業者を優先するというところでよろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 入札に当たっての件だろうと思いますが、もう常にですね、地場産業の育成の観点から地域条例を設けまして、一般競争入札をやっているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 入札ということで、ぜひ町内業者を勧めていきたいと思いますが、内装材等についてとかは、まだ検討はされていないのか。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 今回の長田地区の町営住宅ですが、今の設計のほう、コンサルを決めるための入札準備してますので、その結果次第で、コンサルと十分協議しながら、いいものをつくっていききたいと考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） いいものつくっていただきたいということで、できればふんだんに地域材を使っていただきたいと思っております。

次の質問に入りますが、先月末から木造利用ポイント制度が始まり、新聞等でも書いてありますが、県産材を需要、拡大を期待とありますが、ちょうど1年前は原木の単価が6、

7,000円です。大変暴落して厳しい時期だと思います。現在は、大体1万1,000円から2,000円に回復していますが、まだまだ厳しい価格でやってきているんです。売り手の山主に利益が還元できるのが、最低でも1万2,000円はしないと還元できないといわれていますが、この中で町内業者の反応はどうであるかをお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 木材の利活用についてのご質問で、その木材利用ポイント制度の現状について町内の事業者、施工、交換商品と提供の申請、手続、状況はどうかというご質問でございますけれども、木材利用ポイント事業は地域材の需要拡大の取り組みを促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として制度化された林野庁による新規事業でございます。ご質問は、この事業の申請受付等の現状についてということでございますので、担当課長のほうから回答をさせます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 木材利用ポイント事業の内容につきましては、議員もご承知のとおりだと思いますが、木材、木造住宅の新築及び内装や外装の木質化などへの地域材の利用に対してポイントを付与し、第1次産業初めとした地域産業、ひいては農産漁村、地域経済全体への波及効果を及ぼす取り組みへの支援というふうになっております。

この制度の現状についてなんですが、木材供給事業者、そして、住宅施工業者の登録につきましては、本年の5月末、5月31日が第1次受付の締め切りとなっております。本町の事業関係者からの聞き取りによりますと、主だった事業者は登録を済ませているのではないかというふうに言われております。業者間の情報交換というのは特にないようです。ただ、業者への説明会も先月に開催されたばかりということでございます。それから、この施工だけではなく、ポイントの交換に係る商品等の提供事業者の登録に関しましては、本町の関係者による登録は、いまだ確認はされていないところです。

林野庁によりますと、木材供給事業者、住宅施工業者、交換商品等提供事業者のそれぞれのところが、2次募集があるのではないかというふうに聞いておるところです。

なお、この利用ポイントの発行と交換商品等の申請受付につきまして、7月1日から申請が開始されるというふうに表示されております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） この制度については、新たな取り組みということで、いま一つ浸透してないかと思いますが、考え方によっては、面白いやり方なのかなと思いますので、期間が来年3月とありますので、今後も根づいていけばいいかなと思っているところでございます。できるだけ、地産地消の掘り起しができていけばいいかなと思っているところでございますが。

次の質問に入りますけど、ま、6月7日の地元の新聞紙にも書いてあったんですけども、中国木材、中国木材といっても、中国の木材会社ではなくて日本の中国地方の木材会社最大手ですけども、これが来年6月に工場試験運転をするとありました。この中国木材の進出については以前から話があり、各関係機関や団体と協議があつて、日向市に立地調印ということになったんですけども、最大手の進出で宮崎の林業もちょっと変わってくるんじゃないかと思うております。

そこで、県内で一番大きい、原木のしっかりしている宮崎県森林組合連合会の本部より、この事業計画についての資料をいただいたんですけども、これによりますと、第1期目が製材工場とバイオマス燃料製造設備をつくるということで、雇用においては最大110名を予定しているということです。第2期が集成材工場ということで、雇用について50名、最終的には最大260名程度の雇用を見込んでいるということで、その中の原木手当てなんですけども、関係するのがこちらのこの手当てについては、原木市場、素材生産事業体と連帯、協力して進めるということでございまして、新聞等によるとどれくらいの量の製材というか原木を必要とするかと調べてみますと、大体年間に30万から40万立方ということで、大体、全出荷の3分の1ぐらいはこの会社で占めるんじゃないかということで、こういうことは素材生産者にとっては、丸太がちょっと少しずつ上がっていいということをお聞きしておりますけども、その中の都城、三股も含めて都城近辺はどちらかというところ、製材家具そういったところが地場産業でありまして、中国木材と競合するところが大変痛手が出るのではないかとこのところを考えていますけども、そういったことで製材業者に大きな影響が出るということで、心配してるという声がありますが、それについては、町内についてはどのように考えているかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 中国木材の日向進出についてでございますけれども、ことしの1月4日日向市東郷町で開催された地元説明会において、その概略が報告されました。

ただいまの議員の言われるとおりでございますが、その事業計画によりますと、同社は、日向市細島工業団地内の約38ヘクタールの敷地に工場などの建設を第1期から3期に分けて実施する計画で、来年の夏ごろに第一期工事に着手しまして、平成27年の早い時期から稼働する予定だということ聞いています。最終雇用は、260人程度ということでございます。

同社は、平成20年10月に県木材協同組合連合会、県森林組合連合会、県造林素材生産事業協同組合連合会と日向市への製材工場、集成材工場及び木材乾燥施設の新設に関する覚書を提携しておりまして、県産材の利用促進について相互協力し本県の林業、木材産業の発展に尽力することを合意いたしているところでございます。

これらのことから、県北の林業関係者からは、新たな需要が低迷する木材価格の回復につなが

るのではという期待する声も聞かれています。

本町の林業に与える影響はとのご質問ですけれども、地元林業関係者や都城森林組合の話を伺っても、現時点では予想は難しいという回答でございました。今は、いい方向で影響が出ることを期待しながら、状況を見守りそして必要があれば適時に適切な対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） この件につきましては、都城の市議会でも出たんですけども、三股含める都城地域が、製材所、国産材製材業では全国に大中小含めて6,569社あるそうなんですけども、その中でも都城地域がトップ10にいるというような大きな工場があるわけでありまして、町内にも大きい工場がありますが、そういったところが設備投資をしているんですけども、これだけ働く人の雇用が出てくるということで、日向地区は、低炭素社会にも貢献しているといわれますけども、日向地区は、耳川流域材を利用しているんですけども、それらが中国木材の進出によってだんだん不足して、こちらのほうまで及んで大淀川都城流域まで値段がはね上がってしまうのではというふうに、素材生産の価格についてはいいんですけども、製材業さんについてはまたちょっと痛みが出てくるということでもありますので、そういった情報があればいろいろとっていただければいいかと思います。一番いいのは、大淀川流域材は大淀川流域で、需要供給などバランスがあればいいんですけども、危険性としては、中国木材が進出して何年間か後には何らかの理由で撤退しなければいけないとなると、その分だけ、その量だけだぶつくという危険性も出てきますので、いろいろな情報があればとっていただければいいかと思っております。

次の質問に入りますが、最近アベノミクスという言葉を目にしますが、その効果が出てきたというか昨年以上に株価が上がったり、私生活については高級ブランド品が売れ出したというようなことを聞いておりますが、住宅事業も来年いよいよ消費税が上がるということで、少し駆け込みがきてるんじゃないかということも聞いておりますが、逆に、増税されて8%ですか、なった後に個人住宅が一気に冷え込むんじゃないかというおそれもあるということも聞いております。その3%から5%ですが、上がる前もそういったことがあったということですね。その反動が怖いということで、個人住宅新築に助成することはできないかということで質問したいと思いますが、いかがお考えでしょうか。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 消費税増税ですけども、来年の4月から8%そして再来年の10月から10%という税率アップが決定しておるところです。

増税前には住宅を建築したいとされる方が多いことは承知して、そういう流れになっているかというように考えます。住宅施工業者からの話によりますと、ことしの9月末までの建築契約で

あれば、来年の3月をまたいでの引き渡しでも消費税は5%のままということであるそうです。このことから、建築契約の増加は今後も見込まれるのではないかと思います。

議員のご質問では、消費税増税前の駆け込み需要後の反動が懸念されるということで、地元産材を使用する個人住宅への助成は考えられないかというご質問でございますが、現時点では、地元産材を使った個人住宅への助成というのは計画してないということでございますが、その需要後の反動ということであれば状況を見ながら対応すべき必要性があれば検討させていただきたいと思っております。

個人住宅への助成については、国土交通省の事業で地域資源を活用した住宅供給を支援する地域型住宅ブランド事業などもあります。また本年度はまだ確定はしておりませんが、例年、宮崎県木材協同組合連合会が宮崎県産乾燥柱材プレゼントなどの助成制度など設けているようです。現在のところ、そちらのほうを活用していただきたいというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 公共建築物においては先ほど話しました利用促進基本法がありますが、個人住宅に対しては、そういった先ほど木材利用ポイント制度が新たにできたということで、余りまだ浸透していないということ、今後期待して、期待ができるのではないかと思いますけれども、別な観点から見ますと、税金の関係ですけれども、固定資産の家屋評価基準表というのがありますと、それらを見てみますと、その中の外壁ですか、外壁の中の税金に対しても、サイディングと板張りしたときでも値段が違うということで、サイディングが仕上げ面積当たり7,030円、板壁の上、ほとんど上を使うと思うんですよ。並は見栄えが悪いものでそれが8,620円ということで、だいたい千五百、六百円くらいの差があるんですが、一方では、地域材を使って家を建てましょうといい進めながら、一方では税金でこういった高いほうを取ってということ、そういったことについてはいかがお考えか、お答えいただけたらと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 木材の評価とサイディングの評価が違うがそれに対する見解と申しますかそれのご質問ですけれども、それも一つの評価基準に基づいての取り扱いでしょうから、それに木材利用促進の法律関係とはちょっと若干趣旨が違うのではなかろうかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） どちらかというとなら法務局ですが、板張りのほうが手がかかってそれだけちょっと値段が高いというか、サイディングはちょっとすぐできるんですけども、こういった面もよそから見ると何で高いのかということも考えられますので、そういったこともちょ

っと素人が見ると板壁数字が高いのかなというふうに見えるんじゃないかということで、そういう気がしましたので、そういったことを申し上げさせていただいて、詳しくはちょっとわかりませんが、そういったことがあるかと思って質問したところでございます。

最後になりますけれども、これは通告してないんですけども、以前からあります五本松住宅、これについて、今後どのようにしていくのかということで、以前からありますように総合体育館とか、町営住宅とかありますが、もしそういうことをつくるとしたら、RC工法とかそういうのではなくて木材を使ったオール木造というか、そういった住宅を建てる気がないかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この、アグレッシブタウン基本構想について、先ほど、指宿議員のときも回答いたしましたけれども、今回のこの構想の中では、その五本松住宅の跡地の活用関係についても議論しようというふうに考えています。そうなりますとやはり、周辺の射場前、あるいは榎掘住宅そのあたりとどんなふう到现在いらっしゃる方々の住宅を加工するかということも大きな課題になってきますので、そのあたりにつきましても、塚原団地みたいな形になるのか、そういう形にしながらも、内装の木質化でカバーしていくのか、あるいは、外観から全て、木造化すると、まあ、いろいろと検討しなければならないと思います。その内、それについては、まだ答えが出ているわけではなくて、今後の検討課題だというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 一つの情報提供になりますけれども、15メートルぐらいの体育館を鉄骨と木造でつくる場合は、木造のほうが大体100万ぐらい安くつくれるちゅうて、これはまあ、都城木造利用センターで調べたんですけども、あと、木材といえはすぐ燃えてしまうという気がするんですけども、今現在、住友林業ですかそういったところが、燃えない木材というのを開発業者がしております、NHKの夜7時半にありますけれどもクローズアップ現代ですか、それでも紹介があったんですけども、燃えない木材というのが開発されているということで、そういったことも今後できますので、いろんな木造りの建物がふえてくれば、町民の安らぎにもなるかとも思いますので、いろいろ進めていただければいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、2時55分まで本会議を休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時50分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで皆さん方にお諮りしたいんですけど、本来はここできょう一日で、一般質問を終了する予定でございましたが、池田議員の方からちょっとお願いがあるそうですので一応、（発言する者あり）（笑声）説明をちょっと、皆さんに諮って決定せにゃいかんわね。

○議員（10番 池田 克子君） 申しわけないっていうたら、申しわけないですが、2日間あるってということで、私は最終、ていうことで、資料を全く今持ち合わせておりませんで、大変申しわけございませんが、あすに希望させていただけると大変ありがたいです。皆様にはご迷惑おかけいたします。（発言する者あり）（笑声）

○議長（山中 則夫君） それでは、今の説明のとおり明日もう1日一般質問はとってありますので、あすでよろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それでは、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

残りの一般質問はあす20日に行うことといたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時51分散会

議事日程(第4号)

平成25年6月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 下沖 常美君
環境水道課長 …………… 鍋倉 祐三君 教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。発言順位6番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 皆様、おはようございます。きのうは私の自覚不足から、大変皆様に御迷惑をおかけしたことを改めておわび申し上げます。

では、一般質問をさせていただきます。通告いたしました（1）胃がん撲滅についてと、（2）生活環境への配慮とごみ減量化対策について、それぞれお尋ねいたします。

（1）については、昨年9月定例会で質問いたしましたが、「検討」という答弁でしたので、再度の質問となります。

胃がんは、毎年約11万人が発症し、年間約5万人が死亡しています。これは肺がんに次ぐ2番目の多さであります。胃がんの原因の95%はピロリ菌であり、感染症であります。1982年に発見された菌で、胃酸の分泌が十分でない乳幼児期に生水を飲んだりすると感染いたします。ですから、60歳代では80%以上、50歳代では50%以上が感染者と考えられています。ですので、胃がんで死亡する人の97%が50代以降であります。当町の状況はどうなのでしょう。

そこで、①についてお尋ねいたします。胃がんで死亡した人数と患者数の統計を調査されているのか。あれば、その内容についてお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問は終わり、あとは質問席にてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。池田議員のご質問にお答えしたいと思います。

胃がんの撲滅についてということで、胃がんで死亡した人数と患者数の統計はしたことがある

かというご質問でございますが、町単独でのがん死亡者、患者数の調査はいたしていないところでございます。

胃がんの死亡者数については、宮崎県衛生統計年報によりますと、三股町としては平成20年度は12名、21年度は5人、22年度は8人、23年度は5人であります。また、患者数でございますが、全体がわかりませんので、保険者ということで国保の数で申し上げますと、レセプトデータからひろい挙げますと平成24年度は約18人であります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今お答えいただきましたが、病名について個々についてとなると、大変難しい部分もあるかとは思いますが、しかし、実態の把握こそが、いろんな対策への第一歩じゃないかと思うわけであります。

先ほども申し上げましたように、60歳代では80%以上、50歳代では50%以上が感染者と考えられれば、今、団塊の世代が胃がんを発症しやすい60歳以上となっております。今後も死亡者数と治療費が上昇傾向にあると予測できますので、それらの動向を見るためにも、調査を今後ともしっかり行ってもらいたいと思いますが、担当課に、いま一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） この数値といいますか、数の把握ですけれども、三股町は保険者として国民健康保険、後期高齢者については県の広域連合なんですけれども、町内の胃がんで亡くなった方、あるいは患者数ということにつきましては、県のほうで病院からの報告、その他各種衛生統計の資料等を県が把握しておりますので、こういった数値を参考にさせていただいて、今後の保険治療といいますか、そういったことに生かしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 確かに、先ほどもおっしゃいましたように、個々についてはなかなか厳しい面があるかとは思いますが、しかし、何度も申し上げますが、確実にその感染者がいるってということがわかっている以上は、感染の確率が高い人がいるってことは、やはりがん対策としてどうしなければいけないのかということに思いをいたしたときには、ぜひ目配せ、気配せをしていただきながら、今後の対応の中で生かしていただければと思います。

次にまいります。②の胃がん検診の受診率向上への対策について、お尋ねいたします。

昨年質問した中での受診率については、23年度分ではありますが、40歳以上の対象者数が6,229人、そのうち受診者数は9人だったとの回答でありました。このような状況では、とても胃がんの撲滅というのは望めないと思いますが、いかがでしょうか。

また、町長は、答弁でこのように答えられました。「集団による胃がん検診も再検討すべきではないかと考えている」ということであります。確かに、25年度の当初予算の新規事業の中に、胃がん検診が集団の事業として計上してあります。しかし、「広報みまた」では、6月号には胃がん検診は個別と書いてあります。どちらがどうなのか、私もはてなと迷った次第です。

もう、25年度の集団検診は18日から始まっております。受診率向上への対策としてどのような検討をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 胃がん検診の受診率向上への対策ということのご質問でございますが、受診率は胃がんの集団検診を実施してました19年度と比較しまして、検診体制を見直した20年度以降の受診率は10分の1程度というふうになってます。これは昨年6月議会でも回答してるところでございます。

繰り返しになりますが、本町の受診率は22年度が0.1%、そして平成23年度は今ご指摘ありましたように6,229人のうち9人の受診ということで0.14%、24年度は0.1%と、国や県の受診率に比べて大変低いものとなっているところでございます。

昨年6月の池田議員の一般質問における答弁で、集団検診による胃がん検診を行うことも再検討する必要があるのではないかとというふうに回答いたしましたところでございます。そのことを踏まえまして、25年度の対策を2つとることにいたしました。

まず1つ目としましては、周知方法としまして、回覧、広報に加え、対象者全員に検診案内チラシを同封し、個人通知を行うことといたしました。

2つ目は、個別検診のみではなく、集団検診との併用により、受診率の向上を図ることといたしております。

なお、この胃がんの集団検診は秋以降を予定しておりますので、今年度の実績を見ながら、26年度以降は期間や場所を検討したいというふうに考えているところでございます。

先ほどの「広報みまた」6月号と予算の関係ですが、これについては担当課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） 先ほどの6月の「広報みまた」、あるいは回覧に掲載されてないことについてですけども、まだ受診機関のほうとは契約まで進んでないんですが、今後これから内容を詰めてまいりまして、回覧、広報には掲載したいと思っております。それで予定としては、ただいま町長のほうからありましたように、秋、大体10月ぐらいに2日間、健康管理センターにおいて実施する予定で、現時点ではあります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは長野県の飯島町の事例であります。「胃がん撲滅キャンペーン」っていうのを5年間実施すると、そして対象者が約6,400人です。大体我が町と似たようなところでございますが。そのうち、このキャンペーン中に1,489人が検査を受けられたということであります。この検査は集団検査を年2回と、病院での検査を毎週行ったと。検査内容としては、尿素呼気試験と血液検査ですね。この前申し上げたあれと一緒に、尿素呼気試験というのは、呼気ですね、息でもって調べるっていう検査があるらしいんですが、この2種類で行ったと。合計5,000円の費用のうち、町が3,500円を補助して、自己負担は1,500円としましたと。検査を受けた1,489人のうち491人にピロリ菌が見つかったそうであります。このように検査方法を手軽にすることによって、受診しやすかったとの声とか、あるいは補助金があったから積極的に検査を受けられたという声があったそうであります。

このように集団検診や病院での受診を受けやすくしたことが功を奏したようだというのであれば、当町も検診のあり方を検討していただきたいと思って質問したわけでございますが、先ほど答弁の中で、10月に一応集団検診を実施したいということをお聞きしました。そしてまた個別検診も、これも兼ねてやるということでございますので、この長野県の飯島町が実施されてると同じパターンであるかなと思ったときに、これは本当にありがたい話だと思いますので、ぜひこれが町民の皆様方にあとは周知徹底された上で、皆様が本当に受診していただいてという結果を出していただきたいと思いますので、これもよろしく願いしときます。

次にまいります。次、③の胃がん検診にピロリ菌の検査を導入できないかであります。

今、行われている胃バリウム検診は早期胃がんの診断能力が低い上、受診者の負担が大きいと言われております。また、胃がん発症の原因がピロリ菌にあると言われていた今、検診の方法も当然変えるべきと多くの医学者が言っておられます。

ご存じのように、本年2月21日から、ピロリ菌の除菌に保険が適用されました。これで多くの方が胃がんのリスクから解放されることとなります。検査次第で胃がんの撲滅が実現できるということでもあります。

前回はペプシノゲン法という方法で申し上げたんですけども、これが今ほどの検査と重なる部分があるんですが、集団検診の中でも血液検査で、ほとんどの方が一応検査を受けるわけですね。ただ項目が、その中には血液検査の項目が、もう決まった項目としての血液検査であるわけですから、それに加えたこのペプシノゲン法ピロリ菌抗体検査っていうものの導入っていうことでございます。

先ほどおっしゃってくださった集団検診はその検診でいいんですけども、特定健診ですね、集団検診、これの中に入れてくだされば、もっとこの受診率が上がるのかなということも考えら

れますので、この件についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このピロリ菌の検査を胃がん検診に導入できないかっていうことですが、現在、町の胃がん検診は、国が定める胃がん検診指針によりまして、胃部エックス線検査、バリウム検査を行っているところでございます。これにピロリ菌検査も一緒に組み合わせて導入できないかということですが、担当課のほうでもいろいろと検討していますので、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） お答えします。

ピロリ菌感染は胃がんの発がん因子であると世界保健機構WHOによって認定されております。また、胃がんだけでなく、胃炎、胃潰瘍の原因菌として知られております。日本における胃がん患者数は先進国の中でも異例の多さに上ると言われておりますが、先ほど池田議員が言われたように90%代の後半と高い率のピロリ菌保菌者がおり、日本人の約半数の方が感染して、特に50代以上の約7割がピロリ菌に感染しているという調査結果もあるようです。

このことから厚生労働省は、ピロリ菌感染があると疑われる胃潰瘍等、所定の診断がなされた患者については除菌治療を保険の対象にすることを承認しております。このことは、ピロリ菌の検査が胃がんの発生の防止をしていくことに有効だというふうに認識しております。

現在のところは、本町ではこの検査を実施していませんが、実施するとすればどのような形で実施できるのか、実施しているほかの自治体の状況を見ながら、検診機関のほうと協議し対応させていただきたいと思っております。

宮崎市では本年度から、個別検診でバリウムによるエックス線検査とあわせて血液検査による胃がんリスク検診、いわゆるABC検査の実施に踏み切っているようでございます。

現在、本町では30歳から70歳までの5歳ごとの節目の人を対象に人間ドックを行っておりますが、まずは、この検査項目に組み込める検診機関もあるようですので、このあたりから進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に前向きに捉えていただいて大変ありがたいと思っております。

これは全国でのことですが、胃がんに関する治療費が3,000億円程度かかっていると。これをこのままにしていると、2020年には5,000億円にも上がるというふうに危惧されておられるわけです。何とかして治療費を大幅に抑制するためにも、いろいろな角度から検討していただいて、いい方向で早期の導入をしていただければと思っておりますので、よろしくお願

いしときます。

次に、(2)の次の項目へ移ります。生活環境への配慮とごみ減量化対策について、それぞれお尋ねいたします。

まず、①の農地からの悪臭が住宅街を悩ませている問題への対策についてであります。

これは最近始まったことではありませんで、担当課も繰り返し苦情を受けられているはずであります。また、農地と宅地が隣り合わせが多くなり、農家の皆さんの中には肩身を狭くされている方もおられます。共存共栄が理想であります。悪臭は生活環境を脅かすだけに、何らかの対応をすべきじゃないかと思えます。

そこで、どのような対策をとっておられるのか、お尋ねいたします。

○議長(山中 則夫君) 町長。

○町長(木佐貫辰生君) 堆肥やし尿等の農地への散布による悪臭に対してのご質問でございますので、具体的にどのように対処してるかという趣旨というふうに理解しまして、担当課長に回答させます。

○議長(山中 則夫君) 産業振興課長。

○産業振興課長(丸山浩一郎君) それでは、農地からの悪臭が住宅を悩ませているという問題の対策でございますが、もちろん農地は土壌の影響で作付、収穫、このあたりに大きな影響が出ることは議員におかれましてもご承知のことだと思っております。農家の皆さんは、連作障害を避けるために昔からずっと土づくりをされてきておられます。

また、先ほどおっしゃったように、昨今は住宅地が農地のすぐ隣まで広がるなど、農地と住宅地の混在や接近が随所で見受けられ、特に牛ふん等による悪臭に対する改善の要望というのが、産業振興課を中心に届けられております。

産業振興課においては、要望が届けられた場合、該当農地と耕作者の特定を直ちに行いまして、即時に現場に出向き、悪臭確認し、耕作者に対して改善指導を行っております。けさも朝一で植木地区に担当が走って行っております。ほとんどの場合がトラクターなどで耕うんし、悪臭の解消がなされています。ただ、中には何度も改善要望を受ける農家もあるようでございます。私どもとしては、その都度、指導をしているところでございます。

農地と住宅地の混在や接近が多くなったということから、こういう指導に出向く回数も非常にふえております。この場合、農家の立場、そして生活者の立場、両方のお互いの立場を理解していただくとともに、根気よく指導や広報を行っていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長(山中 則夫君) 池田さん。

○議員(10番 池田 克子君) これは、先ほども申し上げましたように、きのうきょうで始ま

ったことではないことをごさいますね。だからこそ、これからも当然続くということが考えられます。双方が納得いくというか、大変難しいと思うんですけど、ここで抜本的な改革が必要ではないのかと思うわけですね。

そこで、例えばでございますが、におわない堆肥に改良するとか、あるいは農業委員に指導の権限を与えとか。私も一回、ちょっと相談を受けましてあれでしたんですが、農業委員の方はそういう農家の方々に指導する権限っていうのはないわけですね。ですから、農業委員の方に相談しても、これはどうしようもない部分があります。ですから、そこ辺で何か農業委員の方々に指導の権限とかそういう方向で、そういうことはできないのかなという方法とかが考えられますが、この件についてはいかがでございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） おっしゃる形で農業委員の方々は、基本的には農地の問題に対処していただくというのが基本でございますので。ただ、農家さんを代表する役員ではございます。もちろん、農業委員さんの間でも、そういう話題は常にございます。ですから、強力な指導というのはできませんけど、そういうご相談を受けたときに農業委員さんからちょっと助言していただくとか、そういった形では今までもあったところでございます。

それよりも、地域内にいろんな、例えば農協の農事振興会の役員さんであったり、役場のほうでお願いしてる農業集団の役員さんであったり、そういった方々がいらっしゃいます。そのあたりを通じて、こういった場合の指導というのを役場と一緒に行っていきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） どっちも生活されてるわけですから、大変難しい部分がございますが、何とか丸く、お互いにおさめていただけるような方法でやっていただければと思っております。

次に、②の質問に移ります。都城クリーンセンター設置に伴う負担を考えると、ごみの減量化を図るための対策について、お尋ねいたします。

新設される都城クリーンセンターへの搬入は、平成27年度より開始されるのかと思っております。プラスチック類も燃やせるということで、不燃ごみは減少すると思われま。

しかし、新設されるのはよいのですが、工事費、維持管理費含めて約16億円もの負担——これは三股町の負担でございますが——これを考えますと、せめてごみ減量化に取り組まなければいけないのではないかと思います。それらの対策としてはどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在整備を進めておりますクリーンセンターが、来年の10月には試験

運転を開始する予定でありまして、そして来年度の末から運転に伴う新たな負担金が発生するところでございます。この負担金は、現在使用している清掃工場と同様に、ごみの搬入量で三股町と都城市の負担割合を算出するようになるため、ごみの減量化は負担金を軽減する重要な要素というふうになります。そのため、現在取り組んでおります資源ごみ回収などの4 R運動のさらなる推進を図るとともに、今年度は剪定くず等の堆肥化事業に取り組んでおります。本町では人口増加が続いておりますけれども、この堆肥化事業により、平成24年度は300トンのごみの減量化を達成したところでございます。

ごみの減量化を推進するには住民等の理解と協力が不可欠でございます。クリーンセンターが稼働する来年度末からは、ごみの分別方法や収集体制を大幅に変更しなければならない見通しでございます。回覧、広報を通じて、あるいはまた集落座談会等通じまして住民への周知を図る計画であります。これにあわせてやはりごみの減量化、特に生ごみの減量化、こういうもののPRと申しますか、啓発を強力に推進したいというふうに考えてます。

きのうも、植木のほうの集落座談会等で、このごみの減量化についての質疑がございました。やはり、生ごみをいかに減らすかということ、重量でこの負担金が決まりますので、町の持ち出しが決まりますので、いかにこの重量減らしていくか、そのためにはやはり生ごみを減らしていくことが大事でございますので、そういうところの啓発を行ったところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先月、もう皆様、既にご存じでございますが、宮日新聞に県内各市町村の家庭ごみ排出量とリサイクル率が掲載されておりました。当町は1日1人当たりのごみ排出量が、26市町村のうち2番目に多いとなっております。

リサイクル事業や堆肥化事業などを通して、ごみの減量化を図ると言われております。実際、それも行われております。ですが、それは全体から考えたときに、パーセントは出てはいるんですけども、実際どれぐらいの効果っていいですか、減量化に対してリサイクルと堆肥化事業、これがどれぐらいの効果があつてと思われるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） ただいま町長のほうからもありましたが、23年度と比べて、ごみの総出量が300トン減っております。持ち込まれた堆肥化事業の重量300トンでしたので、その数については該当するんじゃないかなというふうに考えているところであります。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 確かに300トンということであれば、大きな量ということですが、全体では7,000トンから出てるわけですね。そうしたときに、それぐらいの量で、果たしてごみの減量化につながるのかと。可燃ごみの排出量は全体の67.7%ですね。

それ以外の不燃ごみ、資源ごみ、その他合わせて32.3%なんですよね。

やはり、町長も先ほどから言っていたように、可燃ごみをどうするのかというのが、まず先決ではないかと思うわけですが、これについてはいかがお考えか、担当課にお尋ねいたします。

○町長（木佐貫辰生君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） この可燃ごみの半数以上が台所から出る生ごみだというふうに認識しています。この生ごみをどうにか重量を減らしたいというふうな対策を今までもとってきましたし、今後もとっていきたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 質問はずっと関連がありますので、次の③に進みます。生ごみと畜産廃棄物、剪定くず、これらあわせた堆肥センターの設置についてであります。

持続可能な循環型社会の形成、これは平成23年に策定された第5次総合計画の基本計画にうたってあります。この施策を展開するに当たって、ごみの減量化と適正処理も当然掲げてあります。今でも目標に向かってしっかりと取り組まれてきたとは思いますが。先ほどから答弁いただいております方法で取り組んでおられます。

しかし、現状のままでいいのかというのが私の言ってる質問の内容でございまして、先ほども申し上げましたんですが、可燃ごみの搬入量は全体の67.7%を示しています。そのうち生ごみが60%であれば、やはり大きなウェートを占めてると。そしてまた堆肥散布、先ほど一番最初に申し上げた悪臭問題とか、あるいは畜産廃棄物も含めて、これは対応を急がなければならないと。また、剪定くずを堆肥化するというところで実施されておるわけですが、これが野積みの状態でございまして、やはりこれも悪臭につながっております。これらを総合的に考えますときには、やはり循環型の堆肥センターを、ぜひ設置すべきではないかと思うわけでありまして。

先日、私どもも議会報告会をやりましたときに、ある畜産農家の方がおっしゃってました。このクリーンセンターに関することを説明申し上げたものですから、その関連でございましたのでご質問がありました。一応、畜産農家で堆肥センターなるものをつくろうという機運が、年度的には定かじゃなかったですけど平成6年か7年ごろ、そういう機運があったんだと。しかし、なかなか盛り上がらなくて、これが没になってしまったというお話をされました。

それとまた食品リサイクル法というものも別にございまして、そういう食品を、要するに第6次産業を、いろんなものを加工して、農産物を加工して販売されてる事業でございまして、こういう方々もやはり食品廃棄物として、産業廃棄物として処理しなければならないという問題もあります。

こういうものを考えましたときには、何とか堆肥センターなるものを設置すべきではないかと

いうことに、私も考えますので、町長はいかがお考えになりますか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在、剪定くず、そしてまた畜産の廃棄物を合わせた堆肥化事業ということで、昨年度に引き続きまして今年度もクリーンヒルみまたで、実証実験に取り組んでいるところでございます。先ほど言いましたように、24年度で300トンの減量化に成功したというようにございますが、生ごみを含めて搬入できる堆肥センターの設置というふうになります。多額の財源が必要になるというようなことで、それを町単独でやるのか、あるいは農協さんを含めて、また、管内でやるのか、いろんな話も以前もありました。

しかし、なかなかそれが実施に向かわないということは、やはり減量含めて、そのやり方含めて、いろいろと難しい面も多々あろうかと思えます。そういう意味合いで、担当課のほうでもいろいろと検討しているみたいですので、そちらのほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 堆肥センターにつきましては、平成11年に家畜排せつ物法というのが施行されまして、野積みや素掘りを解消しまして、家畜排せつ物の管理・保管の適正化と利用促進を図ることが明記されたのに伴いまして、農林水産省の補助によりまして、全国各地に設置されております。また、現在では生ごみや剪定くず等を混ぜた堆肥化センター、あるいはバイオマス事業が自治体や民間で多く設置されているところであります。

しかしながら、畜産廃棄物の定量的な確保の問題、また、腐敗しやすい生ごみ、これの収集方法、そして収集コストなど、堆肥センター設置以外に多くの検討課題があるようでございます。燃やせるごみの大半は台所から出る生ごみであるため、生ごみの減量化は大変重要でありまして、堆肥センター設置への期待も大きいものがありますが、本町としましてはこれまで実施してきましたコンポスト、あるいは生ごみ処理機の購入補助、そして現在実施していますEM活性液の無料配付、これによりまして家庭での堆肥化事業、これの成果を十分見ながら、堆肥センターの設置については慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほど申し上げましたこの宮日新聞、これに載っておりました、小林市が生ごみを堆肥化して再利用しているという記事でございます。生ごみ専用の収集バケツを用意して住民に協力を得てるということですが、これには、やはりきっかけがあったということでございます。当町も今回、都城リサイクルセンターに大きな負担がかかるというきっかけがございます。住民の方にしっかり説明していけば必ず協力が、これは得られるんじゃないかと思う次第であります。

事例としてでございますが、国富町は昭和60年10月開設ですが、家畜排せつ物処理施設堆

肥センターとして稼働を、既にされております。私も実際、見に行かせていただきました。これは畜産農家から排出される牛ふん・豚ふん・鶏ふん及び台所から出る生ごみを堆肥化して良質の堆肥を農家へ還元するものであります。今回、環境省が出したこのデータの中、宮日に出てる部分ですが、年間1キロ当たりの資源ごみ排出量で、国富町が98キロで1位、小林市が88キロで2位となってるわけです。ということは、このように前向きに取り組まれている自治体は結果が出てるといふことでございます。

確かに堆肥センターという大きな目標に対しましては、行政ばかりに、これはお願いしても大変厳しい部分もあるのかなということをおもいますと、住民の代表の方とか、あるいは畜産農家の方、または食品加工業の方々とプロジェクトを組んでいただいて、ぜひ皆さんで検討していただいて、実現へ向けて努力していただきたいと思いますが、再度、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私も以前、この国富町の処理センターを見に行ったことがございます。全ていいことばかりじゃございません。いろんな問題等もございます。そういうプラスの面、マイナス面含めて、いろいろと検討すべきじゃないかなと思います。

先ほどありました小林の事例、このあたりも担当課のほうに十分検討して、そういう生ごみの処理が非常に少なくなった、あるいはそういう生ごみ処理だけの取り組みもしてるというようなことでございますので、先進事例含めていろいろと検討を、まずはさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） この生活環境への配慮とごみ減量化対策、これは永遠の課題といえども課題でございますが、やはり一つ一つ、住民の方々が本当に安心して暮らしていただける、そういういい環境をつくるためにも、行政としては前向きに今後取り組んでいただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終結します。

ここでしばらく本会議を休憩して、全員協議会を開きます。

午前10時44分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時50分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時51分散会

議事日程(第5号)

平成25年6月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第60号から議案第66号までの7議案)
日程第3 討論・採決(議案第60号から議案第66号までの7議案)
日程第4 議案第69号上程
日程第5 質疑・討論・採決(議案第69号)
日程第6 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第60号から議案第66号までの7議案)
日程第3 討論・採決(議案第60号から議案第66号までの7議案)
日程第4 議案第69号上程
日程第5 質疑・討論・採決(議案第69号)
日程第6 議員派遣の件について
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

書記 久寿米木和明君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） 常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 佐澤 靖彦君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第60号、61号、62号、64号、65号、66号の6件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第60号「三股町税条例の一部を改正する条例」、本案は地方税法の一部を改正する法律が第183回通常国会において可決され、平成25年3月30日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じるものです。

改正の内容につきましては、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し、住宅ローン控除の期限延長及び延滞金の利率の引き下げなどが主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決まりました。

議案第61号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案は平成24年度分の収入申告に基づき、平成25年度国民健康保険税率を改正するものです。

改正の内容は、所得割については医療費分、後期高齢者支援分及び介護分をそれぞれ引き上げ、資産割については医療費分、後期高齢者支援分及び介護分をそれぞれ引き下げるものです。

なお、本条例の改正については、保険税率の改正のほか、東日本復興支援にもかかわる地方税法の改正に関する所要の附則改正も同時に行うものです。

審査の結果、附帯意見が出ました。医療費抑制の努力が、さらに必要である。町民の保険料が上がってきてはいるが、300万円の配慮はできなかったのかと意見がございました。要望等もございました。医療費分だけでも据え置きを考えるべきではないかというご意見でございました。

慎重に審査した結果、可否同数のため、委員長採決により可決すべきものと決しました。

議案第62号「三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」、本案は、現在、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に福祉手当を支給しているが、その支給対象者を町内の在宅者に限定するため、また、生活保護受給者と町税等に滞納のある者については手当を支給できないものとして規定する条例の一部を改正しようとするものです。

審査の結果、附帯意見がございました。該当者に不利益のないように講じること。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第64号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、本案は、歳入歳出予算の総額31億4,528万4,000円に歳入歳出それぞれ438万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,967万3,000円とするものです。

歳入については、一般会計繰入金を増額するものです。

歳出については、本年度の人事異動に伴う人件費の増減補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第65号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、本案は、歳入歳出予算の総額19億7,362万4,000円から歳入歳出それぞれ269万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,093万2,000円とするものです。

歳入については、保険料、国庫支出金、県支出金をそれぞれ増額し、一般会計繰入金を減額するものです。

歳出については、本年度の人事異動に伴う人件費を減額し、居宅介護支援専門員1名分の委託料を増額するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第66号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は、歳入歳出予算の総額1,241万2,000円に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242万2,000円とするものです。

歳出について、公用車のリース料金の不足が生じますので1万円を追加し、歳入については一般会計繰入金と同額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会の付託された案件の結果です。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（池邊 美紀君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、当委員会に付託された案件は議案第63号の1件でございます。以下ご説明いたします。

議案第63号「平成25年度三股町一般会計補正予算第1号」、本案は、人事異動に伴う給与費のほか、補助金等の交付決定等に基づき所要の補正措置を行うものです。

歳入歳出予算の総額92億円から歳入歳出それぞれ1億9,613万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億386万5,000円とするものであります。

まず、歳入について、主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、平成25年度当初予算に計上していた社会資本整備総合交付金が、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策として平成24年度繰越事業として交付されることとなったため、今回減額補正するものであります。

県支出金は、地方消費者行政活性化交付金の交付決定により追加補正するものであります。

また、諸収入においては、コミュニティ助成事業補助金の交付決定により追加補正するものです。

町債は、平成25年度当初予算に計上していたふれあい中央広場整備事業を、24年度繰越事業として実施するために減額補正するものです。

次に歳出について、主なものを説明します。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものです。

土木費は、平成25年度当初予算に計上していた事業を、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策により24年度繰越事業としたため、工事請負費、公有財産購入費、委託料を減額補正するものです。

教育費は、校務支援システム導入による委託料の増額補正をするものです。

第2表の債務負担行為については、中学校の教育用パソコン導入事業を追加補正するものです。審査の経過として附帯意見が出ました。債務負担行為補正について単純ミスの違算ということであったが、このような単純ミスこそ、なくさなければならない。今後、より慎重な対応をすべきとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第60号から議案第66号までの7議案）

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長の報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 議案61号につきまして、委員長の報告では可否同数で、委員の採決により可決というような表現がされましたけれども、委員は6名で……（「5名です」と呼ぶ者あり）わかりました。ちょっと数字を勘違いしておりましたので、すいません。はい、よろしいです。

○議長（山中 則夫君） いいですか。質疑はほかにありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 議案第61号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」です。委員長裁定で決めたということですので、委員長に質問しますが。

毎年、国保税が上がって、毎年ですね。で、町民の増税感ちゅうか、負担は限界だという声がひしひしと伝わってきます。たまらんと、毎年毎年上がるということですね。しかも、東日本大震災の復興支援で税金を取り、政府は、その税金を復興支援以外の金に使っていると、自民党、公明党、政府ですね。来年は、また消費税が上がるというそういった増税化に、国民及び町民は打ちひしがれておるといふ状況であろうというふうに思います。そしてまた金の使い方も、非常に不信が広がっております。政府に対する不信。

委員長に伺いますが、国保税医療費分を3.5から3.75に増税するということになってますが、その影響額は幾らですか。それと介護保険、その影響額、その2つを幾らふえるのか、教えてください。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 今、桑畑議員が言われた影響する金額、今手元に、申しわけないんですけど、その数字のほうは出しておりません。また、実際のところ計算の数字は出

ておりませんので、今ここで述べることはちょっとできません。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 金額が、その影響額が出てないちゅうのは、それは全く話にならないじゃないですか。幾ら影響額が出るのか、その税率でいった場合に。それは影響額を委員長が知らんのやないですか。それで慎重に審議したって言えますか。だから、影響額は幾らなのか。それが、果たして反対意見は据え置くべきだという意見があったということですが、じゃあ据え置けないほどの金額なのか、据え置いても計算ミスの範囲以内でおさまるような小さな数字なのか。やっぱり町民の増税感を少しでも薄めるということは非常に大事な問題だと思うんですよね。だから、影響額は幾らかは出されてないというのはおかしか話で、出してあるはずですよ。だから、それは調べて、今調べて教えてください。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 申しわけございません。執行部のほうに、国民健康課長のほうにお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（山中 則夫君） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

総務厚生委員長より答弁をお願いします。総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 今質問がありました金額なんですけど、医療費分でマイナスの約300、後期高齢者支援分で220、介護分で400ちゅうことで、合計の930万のマイナスが出てるってということで、基本的な考え方として、応益・応能割りを45%から55%におさめるところがあります。その中で資産割を減らして、近隣市町村に近づけるっていうことでなっとります。所得割の資産割、均等割りということでも40対10対35、15というので近づけるってということで、今回かかった分は930万ということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） はい、わかりました。総額で930万円ということですね。ただ、都城は据え置いたですよ、たしか。据え置きです。医療費は前年度より下がってると思います。医療費は下がってる。その中で保険税は増税するというのも、合点がちょっと、あれっと思うんですけど。

なぜ、据え置きにできないのか。これは1,000万円以下程度だったら、総計で、年度末に、

いざちゅう場合は基金を一部取り崩してもいいじゃないですか。やっぱり据え置いて、そして町民の増税感を和らげるっていうこと、少しでも。そういう心配りが必要だろうと思います。そうしないと、昨年も、この保険税は執行部が提案したのを否決を、修正しましたが、国保審議会のメンバーも執行部の言いなりじゃないのかなと思うんですよね。執行部の言った案のとおり、毎年毎年、値上げ案を出してくる。だから、本当に町民の苦しみに心して審議してるのかどうか、非常に私は疑問に思ってるんですよ。去年の場合がよか例ですね。

だから、そういった意味で、この際、やはりことしは据え置くということにしてもらいたい。単年度だからバランスをとって、即、国保税をかかっている人たちに課税するというようなやり方じゃなくて、医療費も下がってるんだから、これはやっぱり据え置くべきだと。据え置くとしてもほんの一部だということでもいいんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 今言われた据え置くということも大事なんですけど、年々このマイナスがふえていくっていうことで、ふえたから一挙にどんというの、これは難しいとこなのかなっていうところで、1年1年で少しずつの負担でもできればっていうことでどうなのかなというところを考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 900万程度ですから、そのために基金があるわけやから、900万取り崩しても大して影響はありません。だから、そうすべきだと私は思います。

また、場合によっては、90億の一般会計の中からも補填すべきような状況だと思うんですよ。それほど国保税に対する重税感は大いと思っていますので、私の意見としては以上です。ここは据え置くべきであると。

○議長（山中 則夫君） それでは、ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 討論・採決（議案第60号から議案第66号までの7議案）

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第60号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま議題となっております議案第61号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

国保運営協議会の資料によりますと、国保税は一般医療費分、後期高齢者支援分、介護保険分の3つの税の合計で計算されますが、その基礎となる一般の医療費は、若干ではありますが、平成23年度に比べて平成24年度は減少しているようであります。しかし、保険税は引き上げになっています。被保険者の医療費が若干でも下がったのであれば、せめて医療費分だけでも引き上げをしてほしくありませんでした。

今回の医療費の引き上げが実施された場合、例えば町議会議員報酬21万5,000円、固定資産税5万円、2人世帯で計算すると保険税額は31万5,900円になります。報酬月額の1.47倍であり、ほぼ保険税だけで約2カ月分を必要とします。

同様に、町長の給料が条例で明示してある月額72万4,000円で計算した場合、同様に固定資産税が5万円として、世帯2人と仮定して計算した場合、最高税額を考慮しないで計算しますと保険税は133万2,600円になります。もちろん国保税ですから77万円の恩恵が最後であります。最高でも軽減がかからない世帯で考えてほしいと思います。それぐらい高額になるということであり、この133万2,600円を、国保税は8期でありますので1期16万6,575円となり、町長はこのことをどう考えて提案されたのか疑わしく思っています。保険税は、町長は実際は市町村共済ですので、では、幾らかというと60万3,447円となっているようです。したがって、共済と国保では2倍強の負担ということになります。

このように大変高い国保税となっており、国保加入者も納めたくても納められない状況であります。町長も職員も、退職すれば必ず国保に加入をいたします。現在のこのような考え方から、町長の決裁で引き上げ案、せめて医療費分の引き上げ案の見送りを期待をいたしました。しかし、提案がされております。現在の国保加入者の窮状を考えれば、この条例案には反対をせざるを得ません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に反対討論の発言を許します。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） さっき委員長に質問したとおり、この程度の影響額だったら、基金で十分対応ができると思うんですよ。だから、ここはやはり据え置くべきであると。したがって、この61号は、やっぱり否決すべきだと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないようですので、これにて討論を終結します。

これより、ご異議があるようですから、採決は起立による採決といたします。議案第61号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立少数であります。したがって、議案第61号は否決されました。

議案第62号「三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第62号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第63号は一般会計予算決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第69号上程

○議長（山中 則夫君） 日程第4、議案第69号上程を行います。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 本日、追加上程いたしました議案第69号について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、国が防災・減災事業、地域活性化及び消費増税に取り組むために、国家公務員の給与減額支給措置に準じた取り組みを要請し、かつ地方公務員の給与カットを前提として地方交付税削減を決めたことを受け、職員給与の支給率等を減ずるため、関連する条例について、それぞれ一部改正をするものであります。

すなわち、平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間、一般職員におきましては、給料月額から各職務の級の区分に応じて、2級以下が1.5%、3級から5級が4%、6級が4.5%を削減し支給を行うものです。

また、特別職におきましても、給料月額から5%を削減し支給を行うもので、全体で約2,000万円の影響額となっております。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるよう、お願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許可します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まずは、この資料を配付いたしますので、配付後に説明いたします。

それでは、補足説明をいたします。今、町長の提案理由にもございましたけれども、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、町職員等の給与の支給率等をことし7月から来年3月までの9カ月間減ずるため、県の給与削減措置を参考に、一般職の職員の給与に関する条例、そして町長等の給与に関する条例、そして教育長の給与及び旅費等に関する条例について、それぞれ一部改正を行おうとするものでございます。

資料に沿って説明させていただきます。

地方公務員の給与削減の要請に基づく取り組みということで、①につきましては趣旨というこ

とで、国からの要請の趣旨でございます。これも町長の提案理由にもございましたけれども、日本再生のための防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応するためですよということと、もう一点、消費増税に国民の理解を得て進めるためには、公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢を示すことが重要でありますよというのが趣旨でございます。

②でございます。国の給与減額支給措置に準じた取り組み要請ということで、国の要請内容でございます。国家公務員の給与減額支給措置に準じた取り組みを25年7月から26年3月までの9カ月間要請するが、その内容は、地方自治体に一律に削減するよう求めるものではなく、国家公務員との均衡に努めることとしたものでございます。

③でございますけれども、給与減額支給措置ということで、先ほど、県の給与減額措置を参考にと説明しましたので、県のほうの状況を、まず、ご説明いたします。

県は、給料ということで横に括弧書きしておりますけれども、24年4月1日現在が基準ということになりますけれども、参考値ということで一般的なラスが98.4と。ただ、国のほうが給与削減を行った影響でラスが106.5になったところでございます。それに対しまして、県のほうの措置といたしまして、職務の級が1、2級の者に4.4%の減額、それから3級から5級の者に対して5.9%の減額、6級以上の者について7.5%の減額を実施し、そのほかにとということで期末勤勉手当及び給料に連動した手当は削減はしないと。それから、管理職手当につきましては10%カット中であるということで現行どおりと。特別職を、知事、副知事、教育長を5.0%減額しようとするものでございます。

町の場合ですけれども、給料ということで括弧書きで同じような表現をしておりますけれども、昨年の4月1日現在ということで、基準でございますけれども、参考値ということでラスが96.5という数字でございましたけれども、国のほうが7.8%引き下げたことにより、町のほうが104.5になったと。これに対しまして、職務の級1、2級の者に対して1.5%を減額、3級から5級の者を4.0%減額、6級の者に対して4.5%減額しようとするものでございます。期末勤勉手当及び管理職手当につきましては、給料に連動した手当は削減をいたしません。削減後のラス指数ということになりますけれども、現在104.5でございますけれども100.75と。影響額をここに書いておりませんが、影響額が先ほど2,000万と言いましたけれども、試算したところ2,020万ということで試算しているところでございます。特別職につきましては、町長、副町長、教育長を、それぞれ5%減額しようとするものでございます。

なお、条例案のほうに、一般職の給与に関する条例の一部改正の第1条の10項というところで、ただいまのものがここに改正案が出ておりまして、その下の11項ですけれども、11項につきましては休職者に対しても同様に取り扱いますよと、それが11項でございます。

1 2項でございますけれども、こちらは時間の単価、例えば欠勤者が出た場合1時間当たりの単価ということで、これに見合った取り扱いをいたしますと。

それから、1 3項でございますけれども、こちらは5 5歳以上の6級の職員でございますけれども、1. 5%今減額しているところでございますけれども、その1. 5%も同じような形で、これで対応しますよというものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに補足説明はありませんか。（発言する者あり）まだ。日程第5です。

日程第5. 質疑・討論・採決（議案第69号）

○議長（山中 則夫君） 日程第5、質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑ありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ただいま提案されました議案につきまして質疑を1点いたします。

この公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢という趣旨と、一律に削減するよう求めるものではなく国家公務員との均衡に努めることとしたものであると、2番目の取り組みの要請、この2つを加味したとき、町が取り組んでいるこの数字が出ておりますが。この中で私が質疑したいのは、現行の勤務評定の中にあります勤勉手当における評価ですね。一生懸命努力した人ですよね、がいるにもかかわらず、一律の評価になっているやに私は見受けます。このような削減案の中におきまして、職員の能力は、一生懸命やっている職員に対し、そうでもない人が一部いるやに見たときに、やっぱり上に立つ人が正当に評価して、その勤勉手当には絶対それがはね返るような評価システムになっているのかどうかを質疑いたします。また、その取り組みは町はどうなっているのか質疑いたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員の勤務の評価ということにつきましては、毎年、勤務評価等をそれぞれ行っておりまして、今言われるような形の新評価制度と言われるものですね、こちらにつきましては、まだ町のほうで採用しておりません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私の質問の趣旨が、このように減額措置があった場合には、今度はそのかわり一生懸命やっている職員に対しての正当な評価は、どうやって町は取り組んで、

それを対価として、勤勉手当ですよね、一生懸命休まず頑張っている。じゃあ、もう1回質問を。勤勉手当の評価、多分、副町長がしておられる範囲じゃないかなと思うんですが、私の見方がおかしければ、あれかもしれません。これは、もう1回質問して、評価制度の件につきましては総務課長に1回質問してると思うんだけど、その件について再度質問します。いいですかね、今の評価制度、取り組んでいないというだけ、答えが返ってきたんですけども。今後取り組む方向にはないのか、また、現行では、どんなあれで評価をされているのかを質疑します。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） してないんじゃないくて、町のほうの評価制度に基づいて評価をやっております。ただ、言われるような新評価制度というやつですね、国のほうが打ち出して、なかなか浸透しないんですけども、恐らく県内でも採用されてるところはないと思うんですけども、その新評価制度については採用しておりません。ただ、毎年、評価という部分では、全職員を評価しております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私個人から見て、大変失礼ですけど一生懸命やっているなという、個人的な見解ですが、申しわけありませんが、やっている人と、ないなあという人とが対等に評価されてる話を聞きます。話よりか、また私もそうじゃないかなと。やっぱり指揮、それから命令系統、そういう意味では職員を鼓舞するにも、やっぱり対等なものを、三股町独自のものを編み出してもいいのではないですかね。私はそこを提言して。

私は、また、総務課長、評価制度の今までであったやつを出していただきたいということは、またきょうじゅうにお願いしたいと思いますが、その提案を含めて検討していただきたい。

質疑としては終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今度のこの給与の条例の改正する条例は、影響額は2,020万とおっしゃいましたが、この町税に対する影響額は、まだはじき出してないですか。町税も、もちろん少なくなると思うんですよね。

それから、来年の3月末で退職する人は、今のこの減額された給与に基づいて退職手当というのは計算されるものなのかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 町税は控除とかいろいろありますけど、単純に県・町民税ですね、町税が6%、県税が4%、10%がかかります。単純に、何も控除しなければ10%なので、税金は220万、これの6割の町分が少なくなっていくという計算になると思いますけど、控除

等がちょっとわかりませんので。こういうことで、よろしいでしょうか。

○議員（7番 上西 祐子君） はい、わかりました。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 年金、退職金なんですけれども、若干、影響はあると思うんですけども、試算はしておりません。大変申しわけありません。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） じゃあ、ことし、仮にこれが通れば、来年3月に退職予定の人たちというのは、本当に回り合わせが悪かったっていうふうなわけですよ。給与が仮に4.5%、大体6級の人でしょうから。本当に大変なときに退職せざるを得ないのかなと。そこら辺の配慮というのも、やっぱり来年度に配慮することも必要じゃないかなというふうに感じます。

質疑はこれで終わりますが、後で反対討論いたします。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今回のこの69号の上程に当たって、町長は国からと、こういうことだというふうにありました。その言い分から言うと、東京本店、宮崎支店、三股出張所という形に捉えられてなりません。東京の、国が何か言ったからということで、三股はそのままじゃなくて、町長の存念ですね、考え方、これに対する。それを、やっぱり明確に議会にも知らせてほしいと思います。まず1点お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 給与減額措置に対する見解ということで、以前12月議会の一般質問等で答えたとおりでございます。

要するに今回の減額措置、これはやはりこの地方交付税を盾にとりまして、それを減額することによって、要するに市町村を縛っているということは、公務員給与、地方自治体の給与はその自治体のほうで決めるという原則、そこを踏みにじるものだというところで、団体自治、住民自治を軽視するものだ。

そしてまた、この地方交付税自体は地方の固有財源であるという基本的なスタンスを無視するものだというところで、大変遺憾なふうに思っています。ですから、今回の措置についても、実質やりたくないというのが本音でございます。

しかし、やはり、この地方交付税自体が、もう既に減額されてきておりますので、これを誰が負担するかとなったときに、町民が負担するのか、しかし、町民に負担させていいのかというのもございます。ですから、この給与減額措置の基礎となった地方交付税自体は、職員の給与を減らすということが前提でございまして、それに基づいたところで減額されております。ですから、職員団体のほうに、この提案を申し上げずを得ないということで、この職員団体との協議をさせ

ていただいたところでございます。

ですから、基本的スタンスは、先ほど申し上げましたように非常に遺憾ながら従わざるを得ないというふうなことでございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それではないので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対して、反対討論をいたします。

もともと、公務員の給与は人事院勧告によって改定がされていたのに、今回のように地方公務員の給与の削減を求め地方交付税まで削減してきたことは、地方分権のあり方からしても問題です。国は景気回復を第一に考えていると言いながら、地方公務員の給与を下げることになれば、地方では他の職種にも波及し、町全体の経済にも大きく響き、ますます不景気になるばかりです。職員は現在の給与で生活設計を立て生活しているのですから、1万円以上も給与が減ることになれば、やりくりで頭を痛めることとなります。働く人の給与を下げることは、一生懸命頑張っておられる職員の士気にも響くのではないかと思います。

公務員の給与を下げるのだったら、国は政党助成金や国会議員や県会議員、地方議員の歳費も削減して痛みをともにすべきだと考えます。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論はありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 本議案に賛成の討論をいたします。

町長におかれましてはこの英断は特筆すべきものと思います。

各市町村、右へ倣えとはいえ、その実行にも移さない、交付税を人質にとられている地方財政、脆弱な基盤におけるこの英断は、私は賛成するものであり、三股町は自主自立の町を標榜して歩くには、この案には賛成するものであります。

以上。

○議長（山中 則夫君） 反対討論はありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま議題となっております議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に、反対の立場から討論いたします。

安倍総理は、企業は景気回復に協力をしてもらうために、直接、会社の社長に従業員の賃金の引き上げを要請いたしました。しかし、一番影響力を発揮できる公務員には、震災復興の名目とはいえ、国家公務員の給与を削減しました。しかし、その金がどのように活用されているのか、

明確になっていません。アベノミクスのもくろみとは明らかに矛盾をいたしております。

景気には個人の需要と企業の需要があると言われていますが、私は最終的には個人の需要に帰着するのだろうと考えています。例えば農業ですが、食堂やレストランなどの企業のように言われていますが、食しているのは個人であります。また、その施設に客として来ていただく設備投資も、また個人のためであります。会社の経費で飲み食べることは、今ほとんどないはずです。そのことを踏まえて発言いたします。

この条例案には3つの悪い影響が考えられます。

最初に、国家公務員の給料を削減したから、地方公務員の給与も引き下げるべきだとして、国は一方的に地方交付税の引き下げを行いました。今、頻繁に意言われている地方の時代、あるいは地域主権は何だったのか。全国地方六団体が主張しているように、地方への不当な介入であり、地方自治体が身を削る思いの努力で経費削減をしていることを何ら評価することもなく、強い権力を振りかざしています。

次に2つ目ですが、この条例が可決成立すると、毎月1人1万円以上を超える給料が下がります。衣食住のどこを切り詰めるかという、住は貸し家、あるいは個人住宅ローンなどであり、義務的経費の支払いは4.5%引き下げはくれません。

あとは衣食であります。一番の影響は食と考えられます。給与を受け取る前に控除された後の1万円以上となると、自由に使える金の比率を考えるとカット率は4.5%ではなく50%以上になると思われます。このことは7月に予定されている焼肉カーニバルの参加自粛や年末の忘年会企画など、地域経済の活性化に絶対悪いことを起こしかねません。今回のやり方ではなく、この引き下げに見合う、例えば三股町の商品券などへの協力要請ができなかったのかと思います。

最後に3つ目ですが、この条例が可決成立することにより、役場だけではなく、役場の給料が引き下げられたことを受けて、三股町のあらゆる働く人の給料や賃金が引き下げられることが容易に想像でき、社会全体が委縮することは明らかです。

このように、国の一方的な交付税減額の横暴は絶対に許すことができません。この議案には反対いたします。以上のような理由ですので、議員各位もこの条例に反対することをお願いして、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 他に討論ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないようですので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですので、起立による採決をします。議案第69号は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議員派遣の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。議会運営委員会正副委員長研修会は7月25日、木曜、宮崎観光ホテルで開催されますが、それぞれの議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそれぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で全ての案件を議了……。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 動議を提案いたします。議長交際費を公開する動議を提案いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）。

○議長（山中 則夫君） ただいま動議が出まして、議長交際費についての公開ということですね。それで動議は成立しました。賛成の方を、おいやったですね。

それではここで暫時休憩をいたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、動議提出者の趣旨説明を求めます。壇上でしてください。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは動議の提案趣旨説明をいたします。

本動議の趣旨は、三股町議会議長は二元代表制におけるトップであります。片方の行政のトップである町長は交際費を、毎月の出費に対しホームページを通じ公開しております。歴代三股町議会議長は、今まで公開はしておりません。議会も開かれた議会ということで、公開の原則にの

つとり、ここに三股町議長も、議長交際費、年間24万円ではありますが公開すべきと思い、ここに提案するものであります。

議員一同の賛同をよろしくお願いいたします。

以上。

○議長（山中 則夫君） それでは、これよりただいまの動議に対する質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決をしたいと思えます。ただいまの動議に対して賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 全会一致で可決することに決しました。

詳細について、資料が整い次第、公開していきたいと思えますので、（「議事に追加日程を入れてください」と呼ぶ者あり）公開の期日ですかね、期日。（「この後、全員協議会を求めます」と呼ぶ者あり）。

以上で全ての案件を議了しましたが、3月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付しているとおりであります。

しばらく本会議を休憩し全員協議会といたします。

午前11時15分休憩

〔全員協議会〕

午前11時17分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） 以上で、平成25年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 堀内 義郎

署名議員 大久保義直